

平成23年3月 9日開会

平成23年3月22日閉会

(定例第3回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号(3月9日)

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員者職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	7
4番 畠中 孝議員	7
12番 石田 修一議員	11
11番 岡崎南海子議員	20
6番 国永美恵子議員	29
7番 高川 喜彦議員	39
10番 河内 賀寿議員	45
3番 藤山 巖議員	47
予算審査特別委員会の設置	57
議案第5号	58
議案第6号	58
議案第7号	58
議案第8号	58
議案第9号	58
議案第10号	58
議案第11号	58
議案第12号	58
議案第13号	58
議案第14号	58
議案第15号	58
議案第16号	58
議案第17号	58
議案第18号	58
議案第19号	58

議案第20号	58
議案第21号	58
議案第22号	58
議案第23号	58
議案第24号	58
散 会	66
署 名	67

第2号(3月22日)

議事日程	68
本日の会議に付した事件	69
出席議員	71
欠席議員	71
事務局出席職員職氏名	71
説明のため出席した者の職氏名	71
開 会	71
会議録署名議員の指名	72
議案第5号	72
議案第6号	72
議案第7号	72
議案第8号	72
議案第9号	72
議案第10号	72
議案第11号	72
議案第12号	72
議案第13号	72
議案第14号	72
議案第15号	72
議案第16号	72
議案第17号	72
議案第18号	72
議案第19号	72
議案第20号	72
議案第21号	72
議案第22号	72
議案第23号	72
議案第24号	72
議案第25号	75

議案第 26 号	7 5
議案第 27 号	7 5
議案第 28 号	7 5
閉 会	7 7
署 名	7 8

田布施町告示第10号

平成23年第3回田布施町議会定例会を地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成23年2月23日

田布施町長 長信 正治

- 1 期 日 平成23年3月9日
2 場 所 田布施町議会議事堂
-

開会日に応招した議員

林山 健二議員	西本 敦夫議員
藤山 巖議員	畠中 孝議員
向井 恒夫議員	国永美恵子議員
高川 喜彦議員	清神 清議員
木本 睦博議員	河内 賀寿議員
岡崎南海子議員	石田 修一議員
谷村 善彦議員	

3月22日に応招した議員

なし

応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

平成23年3月9日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
例月出納検査の報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 予算審査特別委員会の設置について
- 日程第6 議案第5号
平成23年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第7 議案第6号
平成23年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第8 議案第7号
平成23年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第9 議案第8号
平成23年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第10 議案第9号
平成23年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第11 議案第10号
平成22年度田布施町一般会計補正予算(第5号)議定について
- 日程第12 議案第11号
平成22年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第13 議案第12号
平成22年度田布施町老人医療特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第14 議案第13号
平成22年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第15 議案第14号
平成22年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第16 議案第15号
平成22年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第17 議案第16号
町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号
田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号
田布施町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号

- 田布施町高齢者いきいき館の設置及び管理に関する条例
日程第 2 1 議案第 2 0 号
田布施町地域交流館の設置及び管理に関する条例
日程第 2 2 議案第 2 1 号
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
日程第 2 3 議案第 2 2 号
田布施町基本構想の策定について
日程第 2 4 議案第 2 3 号
田布施町基本計画の策定について
日程第 2 5 議案第 2 4 号
山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
例月出納検査の報告
日程第 4 一般質問
日程第 5 予算審査特別委員会の設置について
日程第 6 議案第 5 号
平成 2 3 年度田布施町一般会計予算議定について
日程第 7 議案第 6 号
平成 2 3 年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
日程第 8 議案第 7 号
平成 2 3 年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
日程第 9 議案第 8 号
平成 2 3 年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
日程第 1 0 議案第 9 号
平成 2 3 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
日程第 1 1 議案第 1 0 号
平成 2 2 年度田布施町一般会計補正予算（第 5 号）議定について
日程第 1 2 議案第 1 1 号
平成 2 2 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
日程第 1 3 議案第 1 2 号
平成 2 2 年度田布施町老人医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について
日程第 1 4 議案第 1 3 号
平成 2 2 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について
日程第 1 5 議案第 1 4 号
平成 2 2 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
日程第 1 6 議案第 1 5 号
平成 2 2 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について

- 日程第 1 7 議案第 1 6 号
町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号
田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号
田布施町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号
田布施町高齢者いきいき館の設置及び管理に関する条例
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号
田布施町地域交流館の設置及び管理に関する条例
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号
田布施町基本構想の策定について
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号
田布施町基本計画の策定について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号
山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

出席議員（ 1 3 名）

1 番	林山 健二議員	2 番	西本 敦夫議員
3 番	藤山 巖議員	4 番	畠中 孝議員
5 番	向井 恒夫議員	6 番	国永美恵子議員
7 番	高川 喜彦議員	8 番	清神 清議員
9 番	木本 睦博議員	1 0 番	河内 賀寿議員
1 1 番	岡崎南海子議員	1 2 番	石田 修一議員
1 3 番	谷村 善彦議員		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	岡本 正君	書記	棟安 泰弘君
		書記	岸井 孝之君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	富田 辰也君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	猪股 勝美君	税務課長	西本 浩二君
町民福祉課長	田縁 和明君	建設課長	川添 俊樹君
経済課長	落合 祥二君	健康保険課長	重森 陽君
学校教育課長	田中 章君	社会教育課長	岡本 憲一君
会計室長	西本 重貴君	収納対策室長	藤井 正彦君
		監査委員	今井 清弘君

午前 9 時 0 0 分開会

(ベル)

議長(谷村 善彦議員) 平成 2 3 年第 3 回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長(谷村 善彦議員) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定により、林山健二議員、西本敦夫議員を指名します。

日程第 2 . 会期の決定

議長(谷村 善彦議員) 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 2 2 日までの 1 4 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は、3 月 2 2 日までの 1 4 日間に決定しました。

日程第 3 . 諸般の報告

議長(谷村 善彦議員) 日程第 3、諸般の報告を行います。

本日は例月出納検査の結果報告のため、今井代表監査委員に出席を求めています。

例月出納検査の報告を求めます。今井代表監査委員。

監査委員(今井 清弘君) おはようございます。向井議員監査委員とそれぞれの月に実施いたしました例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

平成 2 2 年 1 2 月末並びに平成 2 3 年 1 月末及び 2 月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。

現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので御報告申し上げます。

以上でございます。

議長(谷村 善彦議員) 次に、地方自治法第 1 2 1 条の規定により、本定例会における議案等の説

明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

ここで議長より報告をいたします。去る2月9日開催された全国町村議会議長会総会において、本議会の高川喜彦議員が議員として27年以上在職、地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績により表彰を受けられました。おめでとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。暫時休憩します。

午前9時4分休憩

.....
午前9時6分再開

議長（谷村 善彦議員） 休憩を取り消し、本会議を再開いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）向井議員。

議員（5番 向井 恒夫議員） 会議規則57条並びに67条の定めによりまして発言をいたします。

去る2月28日の議会構成、そのような行事をお互いの協力により進行してまいりましたが、その中で議会広報調査特別委員会の設置の件並びに議会運営委員会の結成の経過、さらには役所の表明等が未決議で終わっておるように思います。そんな議会では正当な議会運営ができないというふうに感じておりますから、直ちに議長がその辺の後始末をしておかないと、今回のさまざまな議案に対する審議が危惧されるように思いますから、会議規則議員申し合わせ事項等をつくるとされて、所要の手続をとっていただくことを希望し、私の発言を終わります。以上です。

議長（谷村 善彦議員） 暫時休憩します。

午前9時8分休憩

.....
議長（谷村 善彦議員） 向井議員さん、今の件なんですけど、28日に皆としっかりその辺を打ち合わせして決めたことだと思うんですけども、ちょっと理解しにくいんですけど、どういうことでしょうか。どういうふうにしてほしいということですか。

議員（5番 向井 恒夫議員） そんな素朴な議長発言にちょっと驚いてますが、我々は会議規則、議員の申し合わせというものを中心に議会運営をそれぞれの立場で展開をしておるわけですよ。したがって、本会議で今の調査特別委員会の設置の議決、さらには議会運営委員会の中身について、本会議で公表すべきなんですよ。それやってないじゃないですか。それを言ってるんですよ。局長しっかりしてください。だめだよ、それ。

議長（谷村 善彦議員） それは当日に決まった段階で名簿も配付して、既にそれは決まっておるわけですから、今さら、臨時議会するときにもしっかりそれは決まったことを報告してあるわけですから、今さらここで報告すべきことではないんじゃないですか。

議員（5番 向井 恒夫議員） 極めて議長の御判断に糾正する。議会の議決というのは、最高のものなんですよ。その議決がないからどうかということをお願いしておるんであって、紙に書いてあるのを配って、それで、はあ了解得ちよるとか、そういう議決という問題が、あなた自体に認識がないんですよ。だから問題にしちよるわけですよ。そりゃあこれ以上あなたと議論しても仕方がない、それは。だから、それは混乱のために私が申し上げておるのではなくて、2つの委員会の立ち上げについては、さまざまな議員が協力し合って、これでいこうということになってることは事実なんですよ。そのことを指摘しちよるんじゃないです。あなたが、その報告を持って議会にかけて、こういうふうには鋭意努力をされて、こういう結果になりました。これで議決をお願いしますというのをやらんやいけんじゃないですか。そこが問題なんです。

議長（谷村 善彦議員） 議会で終わってるでしょ。臨時議会としても終わってるじゃないですか。

議員（5番 向井 恒夫議員） だから57条及び67条の規定によったら発言はできるんですよ。

議長（谷村 善彦議員） 既に臨時議会のときに、それ異議なしと全部決まっております。ですから、どういう意味か私もよくわかりませんが、既に臨時議会のときにお諮りして、各委員会ともすべて異議なしで決まっております。

議員（5番 向井 恒夫議員） 毛頭、混乱じみたこと私実は望んでおりませんが、私とあなたがやり取りしても仕方ありません。したがって、議決をされてないということは明確に申し上げておきますから、そのように取り扱っていただきたい。こういうことです。これで終わります。（「議決しちよるんじゃろ」と呼ぶ者あり）

議長（谷村 善彦議員） 臨時議会で議決しております。はっきり言います。（「じゃけ、議事録見てもらいいや」と呼ぶ者あり）

議員（5番 向井 恒夫議員） 議事録を見えます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

.....
午前9時14分再開

議長（谷村 善彦議員） 休憩を取り消しまして、本会議を再開いたします。

日程第4 一般質問

議長（谷村 善彦議員） 日程第4、一般質問を行います。順番に発言を許します。畠中 孝議員。

議員（4番 畠中 孝議員） 最初にお断りしておきたいと思いますが、私にはいわゆる花粉症という厄介な持病がございます。現在の季節というのは、私にとって大変つらい季節でありまして、くしゃみといったような症状で質問に支障が出る場合がございますので御容赦願いたいと思います。お断りいたします。

それでは、通告に従い、私の一般質問をいたします。質問方式は一問一答でお願いいたします。

現在、私は6年前、柳井市との合併に向けて選挙に挑み、町会議員になりました。当時の寺田町長や多くの仲間とともに合併に向けて尽力しましたが、柳井市側から拒否され合併はできませんでした。やむを得ず本町は単独町政になりましたが、今後も当分は続くこととなります。

私は質問の冒頭に当たり、私なりに田布施町の未来のあり方についてお話ししてみたいと思います。

人はその人生の中で生まれて6歳になると小学校に入学し、文科省の制定した学校教育を受けることになり、教科を初歩から学びます。そして、小学校を6年で卒業し、中学校で3年間学び、高校へと進学いたします。高校卒業後は、ある人は就職といいますか、職業につくということになり、またある人はさらに大学へ進んで、より高い教育を受け、その後職につくということになります。

その受ける教育課程の中で大変重要で必要なもの、人間学が不足しているのではないかと考えております。人間学と言いますと、何か哲学的、宗教的なイメージが脳裏に浮かぶのですが、そういった学問的な位置づけではなく、本来、人が社会生活を営む上で身につけなければいけないものだと思っております。

今日、中東やアフリカ地区で長年にわたって独裁政権で抑圧された国民が、その不満を爆発させて、反体制運動が広がり、独裁者が政権から離れるという事態が頻発しています。これは独裁者が人間的な感覚を失い、自分さえよければいいというエゴが原点にあると思います。これは古代から続く人間の大変醜い本質によるものであると私は思います。

私は、資源が少なく、少子高齢化が加速する日本が今後世界で生き残るには何が必要なのかという観点から申し上げますと、我々国民が自分さえよければいいということではなく、お互いが隣人や相手を尊重し、受益は平等でなくてはいけないと考えることではないかと思っております。

特にこれといった特徴に欠ける田布施町が、他から見て一度は住んでみたい、暮らしてみたいと思われるような町にならなくてはいけない。町長は第5次総合計画の策定に当たり、基本構想において「笑顔と元気あふれる、住みよいまち田布施」と宣言しておられます。私は町民同士の信頼感がその原点になくなくてはならないと信じております。

冒頭に合併問題について取り上げました。当時は、合併か否かで町は真っ二つに意見は分かれました。その後、町民の間での信頼感はなかなか完全には修復できていないように思います。わだかまりなく信頼感で結ばれるためには大変な努力と時間が必要と感じております。そういう観点から以下の質問をしてみたいです。

1つ目は、電源立地地域対策交付金について伺います。答弁は、長信町長にお願いいたします。

先般、国の電源三法による電源立地地域対策交付金の配分が決定しました。1つ目は、本町への配分額は幾らですか。2つ目は、この交付金に対する町長の考えはいかがですか。3つ目は、これを有効活用する場合、どのような事業が考えられますか。4つ目、交付の時期と計画内容について町民、地域の意見を求めることが大切と思うがいかがでしょうか。以上お願いいたします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） それでは、畠中議員さんの1問目に対してお答え申し上げます。

まず、電源立地地域対策交付金についての御質問をお答えします。まず、本町に対する交付金の配分額であります。2月24日に県が発電用施設の周辺市町に交付する総額約86億円分の配分額を発表し、本町に対する配分額は15億6,800万円となっております。

次に、この交付金に対する町長としての考えはとのお尋ねであります。電源立地地域対策交付金、また、原発そのものについては、さまざまな御意見があると思います。私としましては、現時点では、その示された交付金を有効に活用し、住民福祉、地域活性化を図っていくことが第一義であるとの考えであります。

次に、この交付金を有効活用する場合、どのような事業が考えられるかとお尋ねであります。

交付金の対象事業は、国の電源立地地域対策交付金交付規則により定められておりますが、近年、用途拡大も行なわれておりますので、幅広く公共用施設の整備の促進や地域住民の福祉の向上のため、事業等に充てることができると考えております。現時点では、県からの配分額と24年度からの交付方針が示されたばかりでありますので、事業計画等についてはまだお答えすることができませんが、御指摘のように、町民の皆さんの御意見を反映した事業計画にしていく考えでありますし、そのような方向で議会と今後、御協議をさせていただきますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

議員（4番 畠中 孝議員） 今、質問を私は4つ、4点上げて質問をいたしました。3つ目までは回答いただいたんですが、4つ目についてちょっと回答をいただけないように思いますがいかがですか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 回答を推測しておりましたから、何点何点という表現はしてありませんが、私のほうのお答えした問題は、町民の皆さんの御意見を反映した事業計画でいく考えというお答えをさせていただいております。議員さんの御質問は、町民の意見を求めることが大切と思うがという御質問でありましたが、そういう形で考えておるといことで御答弁にいたしました。

議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

議員（4番 畠中 孝議員） わかりました。私が町民、地域に意見を求めるということは、具体的に申し上げますと、公聴会を開くとか、説明会を行うとか、そういった具体的な接触というものを考えておられるかどうか、その辺をお聞きしたかったわけです。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） これからでございます。答弁の中にも申し上げましたように、また事業的なこと、あるいは内容についてはこれからありますので、またその状況におきましては、事業内容等につきましても、地域の皆さんと、あるいは住民の皆さんとの協議は必要かと思っております。

議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

議員（4番 畠中 孝議員） それでは、2つ目の質問に入ります。2つ目は、第5次総合計画についてお尋ねします。答弁は長信町長にお願いいたします。

基本構想についての町長の考えを伺います。町長は第5次総合計画の策定に当たり、基本構想で田布施町の町の将来像について基本理念と将来像を語り、基本目標として安全安心な町、健やかで思いやりのある町、豊かで活力のある町、快適な生活環境の町、元気で心豊かな人が育つ町、計画の推進に向けてと、6つの項目を上げておられます。今年度までの第4次総合計画と比較して、その中身においてどういう特色を出されたのかお伺いをいたします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） それでは、2点目についてお答え申し上げます。

第5次総合計画の基本構想についての御質問にお答え申し上げます。現計画である第4次総合計画が本年度をもって終了することから、社会経済構造の変化を的確にとらえ、時代に対応できるまちづくりと行政運営の方向性を示し、諸施策を計画的に進めていくために、今後10年間を計画期間とする第5次田布施町総合計画の基本構想及び基本計画の策定について、本定例会で決議をお願いしております。現計画は策定いたしました平成12年度当時に比べて、現在では、安全・安心や環境への意識の高まり、加速する情報化、顕著化する少子化、高齢化、地方分権改革の進展など、社会経済環境は大きく変化しております。新計画の策定に当たりましては、まちづくりアンケートを実施するとともに、民間有識者からなる策定検討委員会を設置する中で、広く町民の皆さんの御意見や御要望をお伺いしてまいりました。こうした取り組みの中で、本町の現状について、アンケート、策定検討委員の御意見では、温暖な気候と豊かな自然、地域的な利便性や人と人との温かいつながりなど、住環境について一定の評価をいただいております。このことは、本町の住みやすさをあらわしているものと受けとめております。

一方、若い方からは、就労場所の確保や地域情報化の推進、高齢者の方からは、保健医療サービスの充実といった要望が多くあり、本町の住みやすさをさらに伸ばしていくためには、新しい時代に対応したまちづくりの仕組みを整えながら、だれもが笑顔で元気に暮らすことができる町の将来を築いていく必要があると考えております。このため「笑顔と元気あふれる、住みよいまち田布施」を「まちの将来像」とするとともに、具体的な施策の柱となる6つの基本目標を定めました。

基本目標の1つ目は、頻繁に発生する集中豪雨等の災害に強い町や火災や交通事故等の防止など「安全・安心なまちづくり」。2つ目は、安心して生み育てられる子育て支援や地域福祉の充実など「健やかで思いやりのあるまちづくり」を目指すつもりであります。3つ目は、地域資源を活用した農林水産業や商工業等の振興、また、地域情報化の推進など「豊かで活力のあるまちづくり」。4つ目は、美しく豊かな自然・環境を守る美しいまちづくりの推進や良好な環境の確保など「快適な生活環境のまちづくり」。5つ目は、豊かで健全な人間性や社会性を身につける教育の充実や、スポーツ等の振興など「元気で心豊かな人が育つまちづくり」。そして、6つ目に、5つの基本目標を達成するため、健全財政の確立など「計画の推進に向けて」といたしております。こうした取り組みを行っていくことにより、美しく豊かな自然環境のもと、みんなが笑顔で元気に暮らせることのできる社会基盤や生活環境を整えていこうとするものです。以上です。

議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

議員（4番 畠中 孝議員） 町長の答弁に、特に高齢化、今後高齢化していくお年寄りがふえていくという将来像の中で、福祉をちゃんとやっていくよというふうに答弁をされたように私は受け取りました。続きまして、3つ目の質問は、そういったところに焦点を当てて質問をいたします。基本計画についてお尋ねします。答弁は、長信町長にお願いいたします。

1つ目は、私は過去に一般質問で乗り合いタクシーやコミュニティーバスといった高齢者の移動手段について取り上げてまいりました。ことしの2月には周南市和田地区で試験運行が始まりました。3日前、3月6日には、下関市豊北町栗野地区での実施状況や市内8地区でコミュニティータクシー

を走らせている山口市の状況について、朝日新聞が取り上げておりました。世の中は超高齢化社会へと向かっています。近い将来、マイカーに頼れないたくさんのお年寄りが、買い物や通院のための移動手段を求める時代がやってまいります。また、一般質問で取り上げて以来、ぜひ実現してほしいとか、いつになったら実現するのかといった声をたくさんいただいております。町長はこの対策をどのように考えておられるかお尋ねいたします。

済みません、2つ目を続けてやります。次に、12月定例会で光通信網の基盤整備についてお尋ねしました。これについてもぜひ早急に実現してほしいとか、早く実現しないと事業に大きな支障があるといった要望をたくさんいただいております。予算的にも実現可能な環境が整いつつあると思えますが、今後どう取り組むのかお尋ねします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） それでは、3点目についてお答え申し上げます。

基本計画における高齢者の移動手段と光ファイバーの基盤整備についての御質問でございます。

まず、高齢者の移動手段の確保についてですが、高齢者の通院や買い物など移動手段については、高齢者福祉タクシーの利用助成等の制度の拡充や、町社会福祉協議会と連携した移送サービスなどの移動手段の確保に努めております。今後も実施計画の中で具体的に組み込んでまいりたいと思います。

次に、光ファイバーの基盤整備についてであります。総合計画策定に際して実施したまちづくりアンケートにおいて、情報通信網の整備を要望された方が4割に達しております。また、総合計画策定検討委員からも、整備促進への強い要望がありました。このため、基本計画の第3章の地域情報化の推進の中の主な施策として、情報通信網の整備を掲げております。また、地域活性化・きめ細かな交付金等を活用し、本町の情報通信基盤施設の整備方針を定める基本計画の策定に取り組むこととしておりますので、周辺市町との情報通信網の格差是正を図るため、財源の確保ができ次第、光ファイバー網による大容量の情報データを短時間に送受信できる超高速ブロードバンドの整備に取りかかる所存であります。以上です。

議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

議員（4番 畠中 孝議員） 1つ目の高齢者の移動手段についてでございますが、今町長の答弁には、タクシー券の利用等で対応してあるということでございます。お聞きしたいんですけど、このタクシー券というのは、いろいろと使える条件というのが定められておると思うんです。高齢者すべてがこれを利用できるという状況にはないと思いますから、そのあたりどうでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 田縁課長。

町民福祉課長（田縁 和明君） お答えいたします。条件としては75歳以上のひとり独居ですね。それと高齢者世帯のみの世帯ということで、車を、移動手段を持っていない世帯ということに限定されております。

議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

議員（4番 畠中 孝議員） その中には、息子さんや若い世代と同居という方が恐らく除外されてるんだろうと思います。ところが、現在、そういった家庭の実態を見ますと、若い世代の方っていうのは、ほとんど日中家にいません。御夫婦とも働きに出られとるというケースがほとんどなんです。そういったときに高齢者、お年寄りの方が用できない、帰ってくるまで何もできないという状況が実際に発生しておるわけです。その辺はどういうふうにご考えておられますか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 以前にも御質問等いただいておりますし、この件につきましては、私自身もしっかり考えておるんですが、一つには、確かに言われるとおり、お年寄りと同居されてて、若い人が御夫婦ともお勤め、年寄りだけが日中独居というような形で残っておられる。そうはいつでも、それを全町的に調査したわけではありませんが、現の社会においては、ほとんどの家庭の方が同居されてれば、多分お若い御夫婦は働かれ、お年寄りだけが残るという日中独居の家庭が莫大あるように感

じております。私の考えの中には、家庭崩壊の原因の一つはつくってる状況がこの辺にあるかなと、十分家庭内で話していただいて、今度の何日には病院に連れていくから、ひとつ子供に頼むよというような会話がされるかどうかという問題等も含めて、その辺もこれからはひとつ親子のきずな等の形もしっかりやっていかなきゃいけない、そういうものを除外して、ただそういうサービスだけを融資して、お年寄りにはできるだけ多くのサービスをしていこうという考えはもちろん大事なことです。一つにはそういったやはり家庭内の一つのきずなづくり、あるいは家庭内のすばらしい話し合いのできる家庭といったものも必要だろうという考えを持って、所管の課には、その辺がどうなのかなということも話しておりますが、そうはいつでも、現代社会においては、やはり子供に遠慮しながら、自分が、親が遠慮しながらという状況が本音だろうかという気も持っております。私どもも人の親として、やはりそういうことも感じておりますから、これからはそういった面も十分考慮して、ひとつこの辺をしっかり研究、検討していかなきゃいけないかなという気持ちを持っております。現在、今御質問をされたとおり、そういう課題が多くあるということは事実であります。

議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

議員（4番 畠中 孝議員） 冒頭でいろいろと他の地区で実施されてる事業についても質問の中でお話ししたけども、いきなり最初から全町を対象にするような事業の取り組みというのは、とてもリスクもありますし、大きな予算も伴うもので、なかなか難しい点があると思います。

しかし、いずれはそれを実現していかなくてはどうにもならないということが見えておりますから、やはりテストケースをやって、小規模なところから利用状況を確認しながら、事業として進めていくという考えを持っていただきたいと、私は考えております。町にはスクールバス等の利用できるものもありますから、そういうのを有効活用しながら、小さい規模からやっていただきたいと思っております。お願いいたします。

次に、光通信網の基盤整備についてでございますが、例えば前回の質問のときに、どれぐらいの予算規模になるのかという質問に対して、5億円から6億円ぐらいという回答があったと思います。

例えば、NTTと共同で取り組むといったことで、その経費を少なくできるというようなことも考えられるわけですが、その辺は、話はされたことはありますか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 現在、その件につきましては、さきの議会等からもいろいろ御質問いただいておりますので、それぞれの業者ともいろんな勉強会をやりましてやっております。NTTさんも、昨日、一昨日、お見えいただきまして、いろいろ協議しました。まだ確定ではありません。また公表もまだできる部分でない部分がありますが、NTTさんも、今テレビで光何とかって宣伝してますですね。そういう関係がありまして、これはNTTさんのほうの宣伝なんですけど、そういう関係があって、高速光通信含めてテレビとの接続ということ等を十分考慮されてるんだらうと思います。本地域においても、今考えてるからというお話しはいただいておりますが、具体的にまだ内容的なことは申し上げられないということでもありますので、できるだけ早くその話を進めていけるよう、行政としても支援しながらやっていくという気持ちでおりますので、御理解いただきたいと思いますというふうに思います。

議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

議員（4番 畠中 孝議員） 私は今3つ目の質問の高齢者の移動手段と光ファイバー通信網の基盤整備というのは、非常に大事な、必要な事業と考えておりますので、ぜひ前向きに実現していただくようお願いして、私の質問を終わります。

議長（谷村 善彦議員） 以上で畠中 孝議員の一般質問を終わります。

議長（谷村 善彦議員） 次に、石田修一議員。

議員（12番 石田 修一議員） それでは、一般質問に入らせていただきます。通告どおり、質

問事項は4件でございます。

最初は、上関原発建設について、2番目は、第5次総合計画の健全財政の推進に向けて、3番目は、麻里府小学校の統合計画について、4問目は、尾津漁港海岸保全施設整備事業についての4件でございます。一問一答方式でお願いします。答弁者は、1番、2番、それと最後の尾津漁港海岸保全施設整備事業については、町長のほうで答弁をお願いします。3番目の麻里府小学校の件については、町長、教育長で答弁をお願いします。

それでは、質問に入ります。上関原発建設について、中国電力の上関原発建設をめぐり、県は2月24日に、上関町周辺の2市3町が申請しました電源立地地域対策交付金の配分を発表いたしました。柳井市が23億円、平生町が22億円、田布施町が16億円、光市が14億円、周防大島町が12億円の配分であります。この交付金は、国の法律で田布施町は対象になっており、本町の地域活性化に有効な財源であるということは、これは確かではありますが、本町にも原発建設に反対される町民、これも多数おられることを認識しております。私は、本町の一部が瀬戸内海に面している麻里府地区を代表している議員で、目の前に上関がよく見える場所に住んでおるわけございまして、県では隣接市町、隣々接市町、そういうふうに区別したり、また距離もこの交付金の査定対象になっておると聞いております。海を直線で結ぶと、麻里府地区というのは非常に近い場所に位置しておるわけございまして、海で推進反対派が争っている様子がよくわかる、そういう位置、環境にあるわけで、そこで多数の反対される町民に対して、よく説明、理解を求めていく必要があるというふうに考えております。町長は、今後、この多数おられる反対町民に対して、どのように説明し、行動を起こされるのか、その点についてお尋ねします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） それでは、石田議員さんの1問目についてお答え申し上げます。

上関原発に関しての質問であります。中国電力によりますと、上関原子力発電所につきましては、平成24年度に本体工事に着工し、平成30年に営業運転を開始する予定とされております。そのため、本体工事の着手に向けて、本年2月21日に埋め立て工事を再開されたところであり、計画どおり本体工事の着工に向けて、工事を進められているのではないかと思います。こうした中、県が電源用施設の周辺地域に交付される電源立地地域対策交付金の配分額を発表し、先ほど申し上げましたように、本町には15億6,800万円の配分額が示されたところであります。議員御指摘のように、原子力発電所の建設に対しては、賛否両論があり、その安全性等に不安を抱いておられる方がおられるのではないかと感じております。特に、麻里府地区は、原子力発電所の建設地と海を隔てて、町内で一番近い地域にありますもので、安全性への意識は大変強いものがあると思っております。このような不安を抱かれる方がある中、原子力発電所の建設や運転への理解を求めることについては、国が進める施策でもあり、第一義的には、国において、原子力発電所の建設及び操業における安全性の確保とともに、事業者に対する厳重な審査及び厳正な監視、指導が行われるものと考えております。しかしながら、町といたしましても、町民の皆さんが抱かれている原子力発電所の安全性への不安等が解消されるよう、中国電力はもちろんのこと、機会あるごとに、国、県に対しても、説明責任をしっかりと果たすよう要請してまいりたいと思っております。以上です。

議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

議員（12番 石田 修一議員） この件は、さっき畠中議員、また私どもの後すぐに岡崎議員の質問がありますので、次に進ませさせていただきますが、町長がよく町民の安全安心を推進するというのを言われております。このたびの、これ23年度からスタートする第5次総合計画でも、町長、第一に安全安心のまちづくりを掲げておられます。国、県に対しまして、安全安心の確約をしっかりといただくように、安全、そして安全安心のまちづくりをぜひ実行していただきたいというふうに思います。一言お答え願います。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 私自身も安全安心の重大性は十分考えておりますし、大事なことであります。ただ、本町として行える範囲のすべての安全安心に対しては、国、県、あるいは関係業者等には十分周知してお願いしていくことを徹底していきたいというふうに思っております。

議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

議員（12番 石田 修一議員） それでは、次の質問にまいります。

第5次総合計画の健全財政の推進に向けてということでございますが、厳しい財政状況が続く中で、第5次総合計画が平成23年度よりスタートするわけでありましたが、何と云っても財政の健全化は最重要課題であります。各種事務事業の必要性や効果、財源措置等の観点から適時見直し、財政の健全化を図る必要があるわけですし、特に上水道事業、田布施・平生水道企業団と柳井広域水道企業団の見直し、並びに改革が必要だと思っております。この現状について、町長お尋ねします。お答え願いたい。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） それでは、2点目についてお答え申し上げたいと思います。

第5次総合計画の財政健全化の取り組みについての御質問でもあります。本町の健全財政の推進に向け、特に上水道の見直し、改革をどのように考えているのかとお尋ねであります。

本町では、厳しい財政状況のもと、平成18年度から緊急財政再生プランにより、経常経費、投資的経費の抑制、歳入の確保など徹底した行財政改革に取り組んでまいりました。こうした取り組みにより、財政状況も一定の改善は図られているものの、過去の大型事業や出資金に多額の町債を発行したこと、また、特別会計への繰出金や一部事務組合への負担金、中でも田布施・平生水道企業団や柳井地域広域水道企業団の多額の償還負担もあり、実質公債費比率や将来負担比率は、依然として好転しておりません。しかしながら、将来に向けた財政健全化を図るために、御指摘のように、上水道事業を実施している一部事務組合の改革を避けて通れない問題と認識しております。田布施・平生水道企業団は、昭和43年の設立当初から、ほぼ毎年のように渇水期の給水制限をしておりましたが、昭和57年に柳井地域広域水道企業団が設立され、平成12年度より弥栄ダムからの給水が開始されたことにより、水不足の解消はされました。しかし、柳井広域水道企業団に支払う責任水量の受水費用は、年間約2億4,000万円に上ることから、経営を圧迫し、さらに田布施・平生水道企業団では、平成12年度の第3次拡張事業、田布施川改修事業に伴う浄水場移転により、多額の企業債を発行され、長期的にわたる償還を余儀なくされています。このことにより、平成12年度から同企業団は赤字体質が続き、平成21年度末の累積欠損金は1年間の経営収益を大きく上回る7億1,800万円となり、厳しい経営となっています。この間、同企業団でも経営経費の削減を図るため、業務の包括委託や職員数の半減、滞納対策の強化、上下水道徴収一本化、高利率の企業債の借りがえなど実施しています。これにより、企業債現在高は、平成17年度の44億7,400万円をピークに毎年減少していますが、赤字解消までには至っておらず、今後、総合的・抜本的な経営改革を進める必要があります。

次に、改革はどのように考えているかとお尋ねですが、現在、田布施・平生水道企業団において、両町の副町長、関係課長、学識経験者等で構成する同企業団経営改革委員会を平成22年11月に設置し、具体的な経営改革方針の検討、経営計画の作成などに取り組んでおります。

また、財政の健全化には、柳井地域広域水道企業団とのかかわりも深く、2市4町の構成市町とも必要な協議をあわせて進めていく所存であります。

議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

議員（12番 石田 修一議員） 今町長が答えられました渇水については、これは達成できた。昭和57年に柳井地域広域水道企業を設立して、渇水対策として弥栄ダムから増水事業を行い、渇水期の水不足、これは完全に解消できております。しかし、現在では、先ほど話がありましたように、その事業が本町の財政健全化にマイナス要因として大きな負担になっていることも事実であります。田布施・平生地区に必要な水量は、1日当たり9,000トンあれば十分であります。

田布施・平生水道企業団だけで田布施・平生地区の家庭の上水、それから工業用水は、これだけで十分賄える現状であります。ということは、柳井広域から購入しております5,150トン、これは、この水っていうのは、今全く必要ないわけでありまして、乱暴な言い方をいたしますと、1トン当たり柳井広域から120円で、120円払って購入しとる。お金になおせば、毎日61万8,000円をその田布施川に流しているということになるわけです。これは本当大変な、大変乱暴な言い方ですけど、この事実は間違いないと思いますが、町長いかがでしょう。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 柳井広水からの水5,150トンについては有効に活用しております、現在、田布施・平生水道企業団のほうの上水を抑えてるという状況でありますので、買ってる水をどんどん田布施川に流してる状況ではないんですが、逆を返せば、無駄なことをしちよるじゃないかと言われるかもしれません。そのために改革をしなきゃいけないということで、田布施水道企業団のほうの関係とも協議をしておるわけでありまして、買ってる柳井広水からの水についてはダムからの水でありますし、柳井の浄水場できれいにした水を送ってきてもらってるので、その活用はしっかりしてるんですが、ただ、それが来るために、田布施・平生水道企業団の水を使わなくなるという状況が今の状況であります。

議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

議員（12番 石田 修一議員） これは長信町長には厳しいかもわかりませんが、もう2期目でございますので、だから長信町長は以前からって思っておられるかもわかりませんが、もう2期目を受けた以上は、どんなことがあっても町長の責任で、この改革はどうしてもやってもらいたいという考えがありますので、これは私しつこく申し上げますけど、柳井広域から1日当たり5,150トンということは、先ほど町長が言われましたように、年間で2億円以上の金を、もう違うと言われますけど、考え方を換えれば、田布施川に流しておることになるわけで、財政の健全化を推進していくためには、このことはどんなことがあっても避けて通れる問題じゃないわけでございます。といいますのが、これ平生町も関係してまいりますけど、分けて言えば、田布施川に流しておる金というのは、年間で田布施町で1億2,000万円、それから平生町も1億円以上の金を流しておるというふうに思うんですが、ちょっともう一度確認しますけど、言葉は違うでしょうが、町長お答え願います。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 先ほど、議員さんの質問の中で田布施・平生水道企業団だけで、この田布施川の水で対応できるんだというふうに申されました。事実対応を今までしてたんですが、年に一度か二度か何度かは、それが対応できなくて、水の供給が厳しいということがあって、柳井広域水道とのかかわりが出てきたんだろうと私は思っております。ですから、その当時の計画がどうであったかというのは、いろいろと古い資料見ますと、やはり要望があって、あるいは県、国の要望等絡めて柳井広域水道をやってきたんだろうと思いますが、水自体は非常に素晴らしい水を送ってもらってるんで、その活用はちゃんとしてるんですが、ただその反面、もともと水の供給を持ってた田布施・平生水道企業団の水は使用しなくてよくなった分、それをなおかつ十分協議しない状況があったかどうかわかりませんが、過去にその設備も新たにやったという状況が重なりまして、この地域におきましては、田布施・平生水道企業団と柳井広域の水と、水源を2つ持った、この田布施と平生町であります。

非常に水が必要な時期であれば、これほどいいことはないんですが、今はさっきの一般質問でもお答え申したんですが、水を使う節水が非常に水の使用量が落ち込んでくるというのも事実であります。

抜本改革の中には、できるだけ多くの方に水を供給して使ってほしい、また議員さんからもそういう指摘も随分いただいた経緯があります。水道企業団の議会としてもその辺をしっかりと話しながら、抜本改革に向けて水道企業団一生懸命今努力しておりますので、またその辺も石田議員さん自身が企業団の議員となれば、御説明申し上げ、いろいろと御協力いただかないと、本町だけでこれを解決できる問題ではございません。平生、あるいは先ほど答弁でも申し上げました柳井広域との絡みを

含めて、やはり2市4町ですか、それと一緒に協議していかなきゃいけない項目がたくさんあります。できるだけ田布施の財政を含めて、その辺をしっかりとやっていかなきゃいけないという、私は当初町長職に最初になったときから、この点は取り組むということをお話しを申し上げた経緯がありますし、自分の任期中に何とかしたいという気持ちでありますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに。また、協力をいただかないと、町長逆立ちになってかけり歩いたって、到底できるものではありません。議員の皆さん、あるいはその辺の理解を水道を使われてる町民の皆さん、あるいは関連市町の関係の皆さんが全員で協力しないと、これは解決できる問題ではないという認識を持ってあります。そのために先ほど申しました特別委員改革をつくって今一生懸命取り組んでる状況であります。以上です。

議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

議員（12番 石田 修一議員） 町長が今言われましたように、私も議員としての足跡、いい足跡を少しでも残したいということで、今回水道議会の議員に立候補して、今度出席したわけでございますが、町長さっき答弁された中で、ちょっと違うんじゃないかというのは、今、田布施町で最大水量というものは9,700トンあるわけで、ここ四、五年の田布施町で1日当たりの最高の必要水量といいますと、21年度がもう8,500トンぐらいになっておる。9,000トン要らないんです。22年度もそういう状況で、その前も9,000トンぐらいで、もう9,700トン超えるっていうのは、ここずっと見ましてありません。これ間違いないと思います。調べていただいたら。

そういうことでありまして、柳井広域水道企業団に、現在、先ほど言われましたように、加盟しているのは2市4町で、柳井市、岩国市、田布施町、平生町、上関町、周防大島町、この2市4町であります。今、平生、田布施の副町長をリーダーとして改革委員会を立ち上げ、確かに一生懸命検討しておられます。職員の方も本当努力して、改善に努めておられます。これは間違いないことですが、どうしても抜本的な見直しということが必要であります。これはもうとにかくそこで改革、副町長以下やられても、これ一生懸命やりますけど、これ違うんですよ。もう政治判断以外に解決方法はないというふうに思っております。柳井広域の2市4町の首長さん、2市の市長さんと、それから4町の町長さん、一つのテーブルに着いていただいて、全く必要としない、これはもう田布施も平生も金を実際に5,150トンは捨てると同じような格好になっとなるわけですから、田布施だけの問題じゃない、隣の平生町も問題があるわけでございまして、こういう全く必要としない田布施・平生の5,150トンの水、毎日毎日、これは大変乱暴な言い方言いますけど、そこの田布施川に流しておると同じような無駄、これをしっかり訴えていただきまして、解決策を見出す以外にはないというふうに私は思っております。この柳井広域では、今毎年約ですけど、5,000万円の利益を出しております、柳井広域は、累積した内部留保、貯蓄しとる金というのが今17億円近く持っております。これの活用を一時的でもさせていただく。その間にもうトップが、トップ外交しかないんです。その間に使わせてもろうとる間に、これの改革、これを背水の陣きってやっていくということが大事じゃないかと思っております。これは弥栄ダム、増水工事の負担、これは昭和57年に戻りますけど、山口県が6、広島県が4、こういう負担で出発しとるわけでございまして。今広島県はこの当時どういふふうにしたかと言いますと、広島県は全部これは県の負担でやっております。山口県は県と今言う柳井広域とでやっとなるわけです、負担を。今広島ではどういふふうな動きをしとるかと言いますと、広島県は、広島県全域の水道事業、これを情報、確かな情報と思いますけど町長調べてみてください。広島県は、全部の広島県全体の水道事業っていうものを県が吸い上げて一本化する動きを今始めております。ということは、やはり2市4町の町長さん、市長さん、これが真剣にこの分に取り組んでいて、県を交えて、ここには県議員もおりますし、田布施町に在籍しておる国会議員もおられるわけで、だからそういう方をしっかり動いていただいて、県を動かす。だからそういうとこまできとるんじゃないかというふうに私は判断しております。私こうしてお話しますのは、今まで水道議会ですという形でやっております、今全田布施町議員、この内容のことについて全員が知っとなるかという

たら、一部の方だと思うんです。執行部のほうも、皆さんがどれだけ知っておられるか。だけど、これは町長だけの問題ではないんです。これ町民全体の、もう本当、これ避けて通れない問題というのは、町民の負担がこのままいきますと、水道料金ことし引き上げせんといかんような格好になりますよ。水道料金引き上げずに済むのであれば、そのまま進められるも結構ですけど、副町長以下がやるような問題じゃない。どうしてもトップである政治判断、そして町長に先頭に立っていただく。

議会のほうも、町長にこうして私も厳しいこと言いますが、町長のかばん持ちだろうが何だろうがして、議会全体も町長をバックアップしてる。これ田布施だけの問題じゃない。平生も田布施川と一緒に金流しとると全く同じわけですから、先ほど言われましたように2億4,000万円の金がどっからわき出ますか。これは本当我々真剣な問題として取り組んでいきたいというふうに私考えておるんです。最後、町長答弁をお願いします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） いろいろと御指摘をいただきました。山口県も広島県との対応の差はどういうふうになってるか勉強させてもらいます。今言うふうには調べさせております。県も正直言いまして、県内の水道料金の温度差というのが莫大ありまして、県下で一番高い地域になってるちゅうことは十分承知してるわけでありまして。その辺を踏まえて、私どもは各首長同士で県のほうには十分その辺も言うし、また議会のほうもぜひ議長さん含めていろいろとお願いして、県のほうに働きかけていただいているという状況であります。ただ、県同士についてはちょっと勉強させてください。ちょっと広島県の状況はわかりません。一本になることは一番、県民という考え方を持ちますと、広島とは違って、山口県は下関の住民も岩国の住民も同じ県民として同一の水を同一価格で、質は違っても水の価格は一緒なんだよという考えを持たなきゃいけないというのは、私は政治的な判断から言えばそうだろうと思います。この地域においても、田布施・平生水道企業団、あるいは柳井、あるいは大島、今すべて水価が違います。同じ弥栄の水を飲んで何で皆隣の町に住んでる人と値段が違うんだという質問をされたときに、どう答えるんだということは、柳井広域水道企業団に質疑して、ちゃんとそれが答えが出せるようにできないのかという話もしました。同じ水なら同じ単価で、負担は自治体がやむを得ない部分が多少あるにしても、それをまとめるのが柳井広域水道事業団の事務局だろうという話もちゃんとしております。

ただ、岩国なんかの一部、非常に水価を安く出しております。うちといえども、この問題は余り岩国市に持ち込むと、うちは辞退したいというようなことは起こっちゃ困るんですが、起こらないように、今その辺を含めて協議をしますし、政治的な判断として可能なことは私なりに地域の議員さん含めて強力に推進していくということでありますので、ひとつ議員さんもその辺の御理解をいただいて、御協力をいただくということでありますので、ひとつこれからもお願いしたいということ。それと、検討委員会につきましては、これはあくまでも全体の改革でなしに、もっといい方法はないかということで副町長にお願いして、両町の副町長を頭に据えて検討委員会をしっかりとやっていただいて、それも我々は政治的判断の材料として言うていくようにしなきゃいけないし、また水道議会もそれを参考にして、柳井広域にも働きかける材料としたいというふうに思っておりますので、それは続けて検討委員会は入っていききたいというふうに思っております。御理解をいただきたいと思っております。

議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

議員（12番 石田 修一議員） それでは、次の質問に移ります。

次は、麻里府小学校の統合計画についてでございます。第5次総合計画の中で、平成22年度より完全複式学級となっております麻里府小学校の今後のあり方について、保護者、地域と協議を進めるというふうに出ております。

3点ありまして、お尋ねしたいのは、統合を前提にして話を進められるのかどうか。2点目は、保護者、地域との協議はいつ、どこで、どのようにしていかれるのか、スケジュール。それから、3点目は、この統廃合に関連して、地域の活性化をどう考えているのか、この3点をお尋ねします。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。麻里府小学校についての御質問について、特に1番と2番については私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、統合する考えで計画を進めるかどうかという御質問ですが、田布施町教育委員会では、平成20年5月に田布施町小学校適正配置について方針を取りまとめておりますが、小学校の適正配置方針の一つに複式学級の回避を掲げております。複式学級のメリット、あるいはデメリットにつきましては、石田議員の平成22年6月議会で一般質問においてお答えをしておると思っておりますが、今年度、また平成23年度以降の児童数の推移を見ましても、田布施町教育委員会としましては、この方針により、複式学級の回避、すなわち統廃合に向けていかなければならないというふうに考えております。

次に、協議は具体的にいつからするのかという御質問でございますが、今年度の取り組みにつきましては、平成22年4月21日に麻里府小学校PTA総会の場におきまして、このことについて説明をしています。その後5月28日に麻里府公民館において自治会長さんを初めとする地域の代表者の方6名の参加を得て、懇談会を実施いたしております。ともに私と学校教育課長が出席をさせていただいておりますが、地域や保護者の皆様には保護者の考えを大切にしたいと、また、児童の教育を優先しながら、この問題はお考えいただきたいとお願いしているところでございます。しかしながら、この問題を考えていただきたいところではありますが、お話し合いの機会があれば、いつでも説明に参りたいというふうに考えております。また、そういうふうにお話をしております。

今後の対応としましては、さらに地域や保護者の皆様とのお話し合いを進めて、できるだけ早い時期に存続か、統廃合かという問題を真剣にお考えいただき、関係される議員の皆さんの協力を得ながら、具体的なものにしていければというふうに考えております。以上でございます。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） それでは、私への第1点のことについてお答え申し上げます。

統廃合と具体的な地域活性ということでありまして、麻里府小学校の対応につきましては、教育長が申し上げましたように、児童の教育を優先し、地域の保護者の皆様方のお考えを尊重する中で、今後、慎重に協議、検討してまいりたいというふうに思っております。現時点での具体的なお答えは避けさせていただきます。仮に、統廃合がなされた場合という御質問の中で、屋内運動場、グラウンドについては、地域における社会体育活動や文化、あるいはコミュニティー活動の場、また地域の憩いの場として活用することになると思っておりますが、現校舎については耐震性の問題もあり、今後検討しなきゃいけないというふうに思っております。以上であります。

議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

議員（12番 石田 修一議員） 町長、教育長に御答弁いただきました。

現在の麻里府小学校は、平成22年度全校生徒29名であります。全学年が複式学級となっております。平成23年度、こととしてございますが、また5名減少し、全校生徒が24名となります。

今教育長言われましたように、昨年私6月に一般質問で、現場の経験者、専門であります教育長に極小規模の小学校、全学年複式学級、この現場について質問いたしました。そうしますと、こういう複式学級の現場はマイナス点が多いとはっきり答弁をいただいたわけでございます。そこで、今、昨年、こうして保護者のほうにもお話しをしたということではありますが、保護者にも、もう少し積極的に話をさせていただく時期に来とるんじゃないかというふうに思うんです。だから、ここまでいったらちょっと地域のほうから突き上げがあるんじゃないかとか、どうかという何です、ことも考えられるんじゃないかと思うんですが、町長の答弁でもそういうところがうかがえるわけでございます。

だけど現状はこういうふうな状況になって、専門の立場から言いましてもマイナス点が多いということになれば、これは教育長のほうも、もう一步突っ込んで、保護者のほうと話を進めていかれる必要があるというふうに考えますし、また今麻郷小学校は平成23年10月に今の体育館、それから校舎、3階建ての校舎、これが新築されるわけです。10月やったですね、これ完成。そしたら、もう

行政のほうも統合を前提に地域と話し合うという段階に来るとるんじゃないかと思うんです。だから、そういうことも積極的に、行政のほうもはっきり打ち出して、そして今度、やはりその跡地とかそういう問題の地域活性化をどういうふうに進進していくかと。これは地域のほうも反対反対をやったんじゃない地域活性化にならん。これ地域のほうから突き上げ食うかもわかりませんが、私はあえてはっきり申し上げますけど、もう地域のほうの意見を聞いて、それがはっきり決まるとかどうとかというふうな段階ではない。はっきりもうこういう行政のほうも方針で行くんだ。そのためにこういうふうなメリットを出していこう。そして今度は教育のほうもこういうふうに加を出していこうということが必要じゃないかというふうには思うんですが、教育長、町長のほうで再度答弁をお願いします。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） 先ほど申し上げましたが、教育委員会の方向性については今申し上げたとおりです。大事なのは、保護者がやはりそういった面で十分御理解をいただいて、そういう状況を私たちは期待しております。やはり子供の一番抱えておられる保護者の御理解がないと、それをしてやるということは難しいので、そういう形で保護者にもお話しをいたしましたし、地域の方にも先ほど申し上げましたようにお話しをしたのは、その点をお願いをしたつもりです。

地域の方に、地域にとっての学校の大切さは十分わかるけど、保護者、子供の今のデメリット、メリットを踏まえて、保護者の十分意向を酌んでお考えをさせていただきたいというふうにはお願いしております。ですから、そういった面がかなえば、そういった方向に向かいたいと思いますし、教育委員会としては十分そういうふうな考えは持っておりますし、また、町長のほうもそういう面に対しての対応についても、さっき申し上げましたように、十分な配慮をしながら準備をしていくというつもりでございますので、ぜひとも議員さんを含めて御協力いただきながら、保護者の皆様にデメリット、メリットはあっても、その辺を御理解いただきたい。学校のほうにも、御存じと思いますが、校長のほうに、とにかく学校とにかく地域、あるいは保護者にしょっちゅう出向いていってもらうようお願いしておりますし、相当麻里府小学校には児童は少ないんですけど、地域や保護者の方がたくさん来ていただいております。その中で何がいいかということもお考えいただきたいということで、校長には十分そういった状況を踏まえながら、保護者や地域の皆様に学校を開いて、そういった状況のもとに十分判断できるような材料を与えてほしいというふうにはお願いしておりますし、きのうもその報告に参りまして、非常にたくさん御協力いただいたし、少しずつ御理解もいただいているんじゃないかというような報告も受けておりますので、さらに学年末になりますが、年度が明けますと、また人員人事の異動等もありまして、新しい対応、職員で対応していく、教職員でですね。なって、さらにそういった面で保護者の方々、子供たちも進級して、あるいは入学してまいりますので、再度またそういった面で議員さん方に御努力をいただきながら、その辺を進めて御理解いただけてまいりたいなというふうには考えております。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 今教育長申しました。特に私のほうからは教育委員会のほうには、今生まれた子供から学校に上がるまでの6歳の子供も、保護者という対応と一緒にということで、教育委員会もそれをもって、その方々にいろんな統合についての話はされてるんだらうというふうに思います。

地域の活性ということで、私が一番気になっちゃったのが、それぞれ4年前に、麻里府は統合せんにちょっと厳しいなという話をした途端に、17名の麻里府の地区の方が私のところへ訪れて、「おまえ何言うんか」というおしかり受けました。ただそれは私の気持ちを申し上げただけであって、地域の方とその統合の話は一切なしに、自分で言うたことがそのまま地元の方に行ったためにびっくりされて見えて、おまえ何とぼけちよるんだということで、随分おしかりを受けた経緯があります。そういうのを踏まえて、今回の答弁にも少し方向性が見えないような答弁をしてるんかもしれませんが、今教育長が言いましたように、地元がやはり大事であるということはもちろんですが、一

番は子供であります。私は子供大好きですから、とにかく子供が将来において自分たちがやっぱり成長していく上に必要なのは、やはり多くの仲間が必要なんだというのを、小学校のときから必要だという認識を持っております。特に、学校へ上がる前の保育園、幼稚園の段階から友達というつき合いをしっかりとしないと、やはり子供が育っていくにも大変な影響を与えるんじゃないかなという気を持っておりますので、小学校においては、やはり適正な規模で、適正な人数でやっていかないと子供は友達ができないで、やはり不安を抱えるんだらうという気がしますので、やはり子供に対して一番、目を向けて考えていってほしいというのが私の願いと同時に、地域の活性につきましては、そういう子供たちのために思えば、麻里府にいる子供たちがしっかり麻郷のほうにもし仮にです、仮に統合したら、麻郷の友達をしっかりと麻里府に連れてきて遊んでもらう。あるいは、麻里府にこんな子供がおるんかという、地域の方が感じるぐらい、やはり今の時代ですから、外に出て子供たちが麻里府の学校跡地を使って遊んでるんだな、こんなにおるんかいというぐらいの感じで活性化をすると同時に、地元の方がその辺を踏まえてしっかりと協議をいただければ、私は地域活性は、これからは地域コミュニティを含めて、範囲を広げた形で子供たちのつき合いのできる麻里府地区という、一つの将来見通しもできる地域だなというふうに思っております。田布施町におきましては、麻郷の一部と、海岸を持っているのは麻郷の一部と麻里府の一部であるし、子供たちもそういうところで、やはり海、山踏まえた地区の遊び場というのも子供たちが十分活用すれば、立派な情緒豊かな子供ができるという認識を持っておりますので、また麻里府地域の方には教育委員会を通してお話しに行かれると思いますが、地域活性については自信を持って地域の方と話ができるというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上であります。

議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

議員（12番 石田 修一議員） ありがとうございます。次に、移りますけど、教育長に、最後に、答弁要りませんが、お願いしておきます。教育長、先ほどから、教育長の立場だけで物を言っておられますけど、あなたは外では企業の優秀な経営者とのお付き合いとかいうのもあるわけで、よく知っております。だからそういう意味からしますと、教育のことだけ私は考えたらいいいということではなくて、こうして町長、地域の活性ということについても町長のほうで答弁されましたけど、しっかり耳を開いて、長い耳を、大きな耳でしっかりと聞いていただいて、地域の活性化もあわせた格好で今の統廃合のことを真剣に取り組んでいただきたい。それともう一步、一生懸命やっておられますでしょうけども、もう一步も二歩も進んで、この件については取り組んでいただきたいというふうに、これは希望として申し上げておきます。よろしくお願いします。

それでは、最後の質問でございますが、尾津漁港海岸保全施設整備事業についてでございます。

本件の高潮対策事業については、平成23年3月に、今期に予算編成、これ成立になると思っておりますが、4月より事業スタートの予定、国、県に事業要望を今しておる段階だと思っておりますが、経緯をお尋ねします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） それでは、4点目について、尾津漁港海岸保全施設整備事業についての御質問にお答えを申し上げます。尾津漁港は本土側海岸の高潮対策事業については、地元関係者との協議、検討した結果、国庫補助事業を活用して実施することとし、平成23年度の事業採択を目指し、作業を進めてまいりました。平成21年度に予備設計及び費用対効果分析を行い、昨年5月、国に対して事業概算要求を行い、本年1月には事業実施要求を県を經由して国に行っております。現在のところ、国、県の内示待ちの状況であります。町といたしましては、本年4月から事業着手する方向で、平成23年度当初予算に関連経費を計上させていただいております。以上であります。

議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

議員（12番 石田 修一議員） 今の件ですが、これは平成3年、皆さん御存じだと思いますけど、19号台風で高潮が発生し、甚大な被害を被った経緯があるわけでございます。もう相当前になるわ

けで、災害は忘れたころにやってくるということもございます。最近は大形の台風が来ておりませんが、地球温暖化の影響が、以前より潮位も上昇しておるわけでございます。平成3年の19号台風のような台風が来たということを考えますと、尾津漁港の高潮対策、これが未整備であるために、整備完了地、今戎ヶ下、浜城、米出、鳥越、こちらの地区まで、八海のほうまで、つい何です、低いところですから、だから麻里府のほうから見ると、潮水がどんどん入りまして、広範囲に浸水する可能性があるわけでございます。台風の高潮っていうのを、我々、麻里府地区のほうはまともに受けるわけでございます。尾津海岸の防潮壁、この工事の早期完成については強く要望いたします。今経済課のほうに一生懸命町長の支持で動いてくれておるといことはわかりますけど、町長もう一步、県なり国なりでも働きかけをぜひお願いして、早期実現を図っていただきたいというふうをお願いいたします。一言お答えいただいて、私は終わりたいと思います。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 議員さんの言われるように、非常に高潮の問題というのは私も町長になりまして二度ばかりあの地域に台風の時行きまして漁場のところなんか水につかったような経緯を見てまいりました。安全の面からも早急にやっつけていかなきゃいけないという認識のもとで進めております。できるだ国、県にも働きかけて着手の早い着工を目指したいというふうに思っております。以上です。

議員（12番 石田 修一議員） 私の一般質問を終わります。

議長（谷村 善彦議員） 以上で石田修一議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は10時50分に。

午前10時38分休憩

午前10時50分再開

議長（谷村 善彦議員） 休憩を解いて、再開いたします。一般質問を続けます。

次に、岡崎南海子議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） 恐れ入りますけど、私、途中から声が出なくなってもいけないのでマスクをさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎南海子議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） ありがとうございます。私は、きょう3番目に質問をさせていただきます。2つほど、一問一答でお願いします。

1つは、田布施中学校の件について、2つは、電源立地地域対策交付金について、この2つです。どうぞよろしくをお願いします。

1問目は教育長にお尋ねします。質問要旨、田布施中学校は、制服の上に着る防寒着が許されないと聞きます。その真偽と理由を聞きたい。生徒の状況は一律ではない。無理に我慢させるわけは何でしょうか。クラブの上着を着るケースがあると聞きます。

2番目、田布施中学校は荒れているという話を聞く。実態とその原因、対応策を知りたい。

私は、教育に関しては一度目ではありません。それは、教育がすべての源、行政の方は何をすることも、その素地となる人材があってこそできるわけですから、教育はすべての源と、こう思うので、教育に一番興味があります。それで、このたびも、ただ伝え聞いたお話ですけれども、私の過去の体験に照らし合わせると、まんざらうそでもないと思いましたので、このような質問を出しました。

きょうは済みません、尾崎教育長、お答えをお願いします。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） じゃ、失礼いたします。それじゃ、岡崎議員さんの最初の質問にお答え、2件ございますが、お答えさせていただきます。

まず第1点目は、中学校では防寒着の着用が許されていないと聞くが、その真偽と理由を知りたいというお尋ねでございますが、この件について、田布施中学校からは、防寒着の着用について許可は

しており、その着用についても十分な指導がなされているとの報告を受けています。田布施中学校では、「先輩たちが作り上げた伝統と基本的な生活習慣を守ろう」を合言葉に、校外で生活する上で守るべき決まりが設けられており、防寒着の着用についても服装規定の中で決まりが定められています。防寒着の着用に当たっては5つの留意点が示されています。

1つ、厳寒期、主に12月から3月ぐらいを指すと思いますが、厳寒期に限り防寒着の着用を認める。形は通学に適したものとすると。2つ目として、防寒着の色は、白、黒、紺、茶など、華美でないものとする。3つ目、部活動で購入したウインドブレーカーも防寒着として認める。4、手袋は男女とも冬期のみを用い、色については常識の範囲とする。5、マフラーの着用は認めない。6、ネックウォーマーは使用してもよい。ただし、色は白、黒、紺、茶、グレーの無地とする、です。

以上のことから、私は、冬の防寒着対策としては十分に配慮がなされているものと考えます。

次に、中学校が荒れているという話を聞くが、実態と原因、対策を知りたいとお尋ねですが、結論から申し上げますと、現在、田布施中学校は、どの学年も大変落ちついており、先生が生徒指導面に苦慮しているという状況ではありません。しっかりした指導がなされており、生徒も先生の期待にこたえようとよく頑張っています。ただ、問題行動やいじめが1件もないというわけではありません。生徒指導上の問題といえば一般的と言えますが、県が示しているいじめ、暴力行為、器物破損に分類されますが、本年度の田布施中学校の生徒指導の様子を、この際、具体的に申し上げたいと思います。

いじめにつきましては、1学期に1年生で2件、2年生で1件起きています。2学期には1年生で2件、2年生で1件起きています。そのほとんどが言葉による嫌がらせによるものでありますが、既に解消が図られております。次に、暴力行為につきましては、いずれも男子であり、1学期に1件、2学期に3件起きています。1学期の1件は、下級生の教室に無断で入ろうとした3年の1名の生徒が、先生に注意され、すぐに指示に従わなかったので腕をつかんで引き出そうとしたところ、生徒の頭が先生の顔に当たったという事案ですが、これも暴力行為とカウントしています。残り3件は、主に1対1の取っ組み合いによるものです。いじめの定義等、生徒指導問題については、小さな問題であってもカウントし情報を共有するよう指導しておりますが、400名の生徒が在席する中で、現状を考察した場合、田布施中学校が荒れている状況とは判断しておりません。

現在、田布施中学校は、学力向上に関する国の研究指定校をいただいております。今年度3年目を迎えております。先般、文部科学省県教育委員会の激励訪問を受けた際に、校長から、「田布施中学校は大変落ちついた学校である。研究の成果もよくあらわれている」というお褒めの言葉をいただいたという報告を受けております。それをつけ加えさせていただきまして、お答えとさせていただきたいと思っております。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） では、1つお聞きしたいですけど、窓ガラスが割れてるとか、建物が損傷してるとか、そういう状況はありますか。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） これにつきましては、器物破損で、申し上げておりませんが1件もございません。校長のほうから、特にこの最近、掲示物等のいたずら等もないということで報告を受けております。御安心いただけたらと思います。

議員（11番 岡崎南海子議員） はい、大変安心しました。ただ、私に言ってくれた人がうそをいえるとも思えないので、塾などしておりますと、生徒さんとの交流が濃密ですので、いろいろ聞きますのでお聞きしてみました。それからもう1つお聞きしたいことがあります。学力向上のために、国の指定校になって3年目になると言われましたが、その研究過程はどんなものですか。ちょっとこの本件とはずれますが教えていただきたいです。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） これは、文部科学省が国立教育研究所を通して、全国で何カ所かの小中学

校を対象に、学力に対してどういったことを、学力向上に向けてどういったことが課題になるかとか、どういう要因があるかというようなことを、多少の費用をいただいて調査研究という正式には言うんですが、そういう形でやっております。それにつきましては、いわゆる文部科学省の専門官が年に数回は訪問して、指導をする。もちろん県教委が受けてやっておりますので、県の教育委員会の担当指導主事等も参ります。それから、田布施中学校のほうからも、その担当者が東京に行って報告するというのを毎年やりまして、本年度最後の3年目が終わりますので、それで報告書ができ上がると思います。そういったものをまた、ぜひ御興味があれば、報告書ができれば、また御案内申し上げますので、ぜひまた御覧いただけたら、田布施中学校の、全国の文科省のそういった冊子に載りますので、ごらんいただけたらと思いますし、それからさっきのいろんな議員さんの御不安な点を、もしあれでしたら、校長のほうにも話しておりますので、学校のほうへ気軽においでいただいて、ぜひ子供たちの授業の様子を見ていただけたら十分よくわかるんじゃないかと思っておりますので、はい、遠慮なしに申してください。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） さきにちょっと、差し向きのことから質問させていただきます。今なお、国の指定校になっている内容については、アンケート、何か調査をしたいという言葉でしたかね。説明に文部省のだれが、指導主事がだれがという名前がたくさん出て、生徒がこうしたという説明がなかったので、ただ様子を見にきてアンケートをとって視察するような研究指定校なんじゃないか。その内容を知りたいです。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） これは、主に授業改善です。ですから、教職員が、いわゆる授業を改善していくために、先生方がいろんな授業を工夫して、そういった工夫したものを県や文科省に見てもらおうと。それによって、それが果たして子供たちの学力向上につながっているのかどうかということも、またそれで検証していくということで、問題点があれば教職員のほうへ指導が入ることになります。そういったことを繰り返しながら、少しずつ、特に受けているのは数学です。教科としては数学を対象にしています。その数学について授業が効率が上がるように、そういった研究指定をしているということになります。そして、こしは東京で発表しました。先般ですね。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） はい、よくわかりました。研究授業を、そういう指導者の人が見に来て、現場の先生たちの技術を磨いていくという意味の学力向上ですね。はい、よくわかりました。これはちょっと蛇足でしたけれども、大変いいお話を聞いていただきまして、興味が湧きましたので一度見に行かしていただけたらと思います。まずこういう質問するときには、例えば十分に調べてから質問することですというのが先輩議員からのお話です。けれども、田布施中学校の現況がどうですかと、私がお聞きくださいと聞いて聞きに行くのも聞きに行きづらい内容ではあります。何といっても、私も長く父兄の体験をしたので、それでここでも教育の質問ができるわけです。父兄の体験をしてなければ質問はできないわけです。ですから、1つだけ、私の父兄のときの体験を聞いていただきたいです。とてもシリアスドラマについては、初めての議会のときに、いろいろと長年の、物語にしたら、とてもシリアスストーリーになるような教育界体験の話をしていただいたと思います。ですから、それはちょっとさけて置かしまして、もっと身近なことの体験を1つ、父兄の目線でこういう機会に話していただきたいです。親としては、子供っていうのは宝物といいますが、自分の子供という気持ちのほかには人類の一人としてのお役目を持った存在という自覚で、多分どのお母さんも一生懸命子育てをしていらっしゃると思うんですね。子供は、産み落とされたときに、お母さん、産んでくださいと頼んだわけではないと私は思います。親が産んだわけですから。そういう意味で、子供は産まれた以上は、この地上に何十年か、嫌でも生きていかなければならない。その目線で見れば、実にかわいそうな存在です。そういう優しい哀れみの気持ちがあるかなあというのが長年の父兄としての

情けない体験でした。学校のやり方を見ていると、そういうかわいそうな存在という目線がないな。そういう思いがずっとしてきました。そして、一方、子供が先生のすることは皆正しいと思っています。はた目に見て、そこまで信じ込んだら危ないと思うようなことがありましたけど、親は学校に子供を預けている以上は、先生と不仲になることが一番マイナスです。先生と仲良しなのが一番子供にとってはプラスです。ですから、それは先生が間違っているのよと、その点については先生が間違っているのよという言葉は言い出しづらいわけです。そして、本当にとことん危ない目に遭わされたときに、訴えに行けるかという普通の父兄が行かれません。何かしら役員をしてるとか、別のつながりで物が言える立場の人が学校に言っていきます。そうすると、学校もそういう人の圧力には応じます。たまに何にも力のない人が言うていったときは、逆いじめが来ます。それは私の体験で話していることで、今がそうという意味ではありません。ただ、私がなぜ、今日こういう質問をしたか。そしてなぜ学校に来ていいよと言われて、とてもうれしいとお返事したかの理由を今お話ししました。授業参観でも行きたいけど、行ったら、何かほかの悪い結果が起こるんじゃないかと思うから行かないですし、でも、来ていいよと今言われましたから、私も、一応、今は父兄ではないけれども、こういうお役目があるから行かしてもらえるかなあと考えてうれしく思いました。それで、その理由のために今体験談をお話ししました。そして、そういう父兄としての悲しい体験から、子供もそういう思いで学校生活を送ってるのではないかと思うのでこういう質問を出しました。荒れているのではないですかという一言にすべて集約しました。強いてお願いするとすれば、別の愛情はあるでしょうけど、こういう面での優しい物の見方を教育行政の人には持ってほしいと願っています。

現場の先生は、以外とマインドツウマインドで、触れ合いがあるのでいいですけど、とかく行政の立場の人は触れ合いがないので、どうしても、さっきの答弁の中でも、どういう年次計画の国の指定校の学力向上の研究してるんですかと言ってきたときに、子供の名前は一つも出なくて、お役人の言葉、名前だけが次々に出てきましたね。子供がどうした、どう動いた、授業で、授業したんですよという言葉もなかったですね。それが、やっぱり物を言えない人にとっては脅威ではあります。それを一応、今田布中の現状、幸せであれば、それはもう言うことありませんのでそれでいいですけど、一応受けとめておいてください。おとなしくて物を言わない子もいます。よろしくお願いします。

じゃ、2番目に行っていていいでしょうか。あっ、ちょっと教育長、よろしく申し上げます。さっきのお返事。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） やっぱり教育というのは、やっぱり温かさ、心の温かさというのが前面に出ると思います。今、学校の子供たちがうまくいってるのは、先ほど議員おっしゃいましたように、確かに大変な時期がありました。私も、そういったものを何とかしていこうというふうに苦労してきました。今、おかげさまで本当に落ちついた学校になっております。一つは、やっぱり学校は、地域、保護者が支えていかなきゃいけないということです。ぜひ、そういった面で、また議会のほう、議員さんにとっても御支援いただいて、先生方が 先生方は、ほとんど田布施町以外の方です。やはり、田布施で本当にかわいがってもらえると。保護者や地域に大切にしてもらえるとこの気持ちを持ちながら、やっぱり優しい心でやれば、生徒たちにも優しく当たってくれるというふうに思います。また、言葉についても、先生方が、やはり保護者、子供たちに、やはり丁寧に優しい言葉がけができるようにコミュニケーション力を高めるとこの教育も、校長以下、努めて教育委員会でやっております。そういった面で、また小学校、中学校連携、あるいは一貫した教育で進める。こういう大きな柱を持ちながらやっておりますので、またお気づき等ありましたら御指導いただければというふうに思います。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） では、これからどうぞよろしく申し上げます。子供というのは先生が一番よく御存じだと思いますけど、細胞分裂している過程の中で、そういう中で、とても柔軟な思考をする生徒です。創造的な存在です。自由な存在です。それをつぶす権利は大人には全くありませ

ん。それは子供の抵抗、切れる子供の原因と思っています。だから、済いません、細胞分裂の終わってしまった大人が、余り子供のことをつつくのもちょっと無理があるかなとも思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。これは蛇足でした。失礼しました。

では、2番目のテーマに行かしていただいでよろしいですか。2番目は町長にお願いします。電源立地地域対策交付金について、電源立地地域対策交付金を田布施町は受けるが、これはどんな趣旨のものか。また、原発受容と引きかえと思うが、町長は「安心・安全の田布施」との兼ね合いをどうとらえているか。そして、万一事故のときは、この上さらに補償金をもらえる仕組みでしょうか。それとも、もらえないための交付金ですか。いわゆる紐つき金という自覚のみですか。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） それでは、2点目についてお答え申し上げます。

上関原子力発電所の立地に伴う電源立地地域対策交付金についてであります。この交付金は、電源の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとって極めて重要であることから、発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備、住民生活の利便性の向上及び産業振興など、事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上や発電用施設の設置等の円滑化を目的としたものであります。御承知のとおり、先日、山口県から上関周辺に総額86億円、分配につきましては、先ほどほかの議員さんの質問に対して申し上げました15億6,800万円となっております。本町におきましても、福祉の向上、地域活性化のため、この交付金を有効に活用するため早急に事業計画を策定したいと考えております。

なお、この交付金は、あくまでも地域住民の福祉の向上と発電用施設の設置の円滑化などを目的としたものであって、地域の安全・安心を損なうようなことの代償措置としてであってはならないと認識しております。中国電力においては、発電用施設の設置や運転について、安全と安心を最優先課題として取り組まれるものと考えております。また、国の電源立地地域に対するさまざまな支援については、発電用施設の設置や運転における安全確保という信頼関係に基づいたものであると認識しております。以上です。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） 大変ありがとうございます。ところで今町長の頭の中で一番の懸案事項は、このことかなあとと思います。さきにお二人の議員が質問してくださいましたので、私も楽でありがとうございます。

それで、私だけの特別な思いを質問させていただきたいと思います。電源立地地域対策交付金というのは、もともと原発対応のものではなくて、あらゆる電源開発のものに、研究なりに使われるものですね。その中の一つのテーマとして原発に、このたび焦点が当たっていると思います。このお金も、もともとは、大き目にみれば、私たち一人一人が電気代の中に含めて国に払っているようなもので、それが私たちのところに還元されただけと言えないこともないと思います。そういうお金ですから、一つある言い方では、気がねをすることはないという思いがあります。それが原発につながってもつながらなくても、みんながよくなるためにエネルギー源の開発のためには、なら、そう気がねをすることないという思いもあります。けれど、一応、これははっきり防災というテーマも入ってるくらいに、中電、県、国も危険を予測した上でのお金ですね。冊子にちゃんと書いてありますね。そして、その交付金が、町村に配られるときに距離に応じて配分されてるというところから見ても、これは当局も危険を予測してるということが想像できるわけです。そのとき、ちょうどタイムリーといいますが、自治体体制が日本中どこでも逼迫です。アップアップいってる折、理屈を言ってる暇はなく金を待っている町村がたくさんあるわけですね。それが本当にタイムリーな物語になっているわけです。

そこで、どうしても町長の安全・安心との兼ね合い、まちづくりとの兼ね合いはどうでしょうかといったときに、言葉が薄くなるのは仕方ないですね。具体的にこういう問題が起きたときはこうします。こういう問題が予想されるけど、そのときはこういうふうに考えてますよという答えは、お腹が

すいてる人に、お皿に入れても木の葉っぱに乗せても文句は言わんと同じように、あんまり具体的な返事はないかと思えます。ただ、そういう中でたった一つだけ押さえておきたいのは、私が県や国に問い合わせたときに、こういう回答がありました。もし事故が起きたとき、当然中電との間で補償問題が起きると思うんですが、それはどのようにして補償してもらえるのでしょうか。例えば、国や県が交付金を交付し手続をしてくれてる。積極的に原発をつくる作業をしてるなら、それに対して生じた災い、マイナス要因についても、県や国が解決の努力をしてくれと普通は思うんですが、つまり、先行行為に基づく後行行為という理由において、自分がしたことは後で責任を取るという意味において、賠償問題についても関与してアドバイスしたり、お金を払ってあげてくださいとか言ってくれるんだらうと思ったんですが、国や県は、そういうことには一切関知しませんというお返事でした。で、これはちょっと私今信じられない回答だったので、その辺はどうなってるのかを町長にお聞きしたいです。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 私町長の立場で申しますと、もし事故が起きたときの補償とか、そういう問題というのを考えたことはありません。これは、もちろんこの原発に関することでありまして、事故が起きたときの補償とか何とか、事故自体を私自身は、どういうふうに想定して考えるかちゅうこともありますが、考えておりませんので、そのとき以降の補償については、万が一というようなことなんだろうと思いますが、自分自身としては、国県が、議員さんが質問されて、考えてないというのであればそうかもしれませんし、私自身もそのことを国県に聞いたことはありませんので。

いろいろな安全対策については、勉強はしっかりさせていただいておるというふうに思っておりますし、いいと思いますが、万が一事故が起きたときの補償というようなことまでは考えておりません。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） 今の答弁は、事故が起こらないという前提なので補償も考えてないと解釈していいですか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） それも、事故が起こるか起こらないようなことも、実際には事故はあってはならないという認識でありますから、そういう感覚であります。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） 私は、今済いません、県や国がこんな回答したんですが本当でしょうか。行政ラインで、パイプを持っていらっしゃるから、本当のことを教えてくださいとお聞きしました。今町長は、自分はこういう考え方でいますと、何か国や県と切り離して独立独歩行かれるような感じがありますがどうでしょうか。独立独歩もいいわけですね、今の行政で、すべて最終的な地方自治体が最終責任持たされないようになってるから、独立独歩もいいですね。でも、私は、民間人と違ってパイプを持っていらっしゃるので、こういう制度ができたときに国や県とどういう気持ちでつくってるのか、真偽を教えてくださいと聞きました。よろしくお願いします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 国県に対して、事故が起きたときに、どういう補償がありますかということ私には聞いておりませんから、実際に自分自身は事故を起こしてはならないという気持ちを持っております。それと、先ほど来から答弁の中で、電源についての重要性については地域社会を含めて、産業計画を含めて大事なことであるというも私はわかっております。ただ、安全については、もちろん実際に国策として行う、あるいは企業者が完全に安全を重視してほしいというのはお願いは申し上げてこれからも行くという御答弁を申し上げております。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） 町民が聞けば、とても安心でうれしい答弁ですね。これできょう、夜ゆっくり眠れます。けれど、ちょっとお聞きしたいんですが、事故はあり得ないと思うから国に聞

いたこともない。それはちょっと間違いなんじゃないですか。世の中、すべてあり得ないことが、ごく微量の割合で起こるんですね。民間人は、そこまで考えません。でも、1万6,000人の町民の責任がある町長であれば、1万6,000人のうちの一人、その可能性があれば、やっぱり万一、石橋をたたいて渡る問い合わせはしてやるだろうと思ったので聞いたのです。

私が直接国や県に聞いたそのこと、電話で聞いたわけで文書ではないんですけど、それで、そこをお認めになるならそれでいいです。私は、その言葉を聞いて大変だなあ、これはこの交付金ちゅうのは大変だなあと思ったんです。普通なら、自分が勧める行為をして、例えばお酒飲みなさいって勧めたら、そのお酒のためにアレルギー症状を起こしたら、やっぱりそれでも責任とるという普通の流れですよ。交付金で、原発協力しますって。現に、項目の中に防災という項目もちゃんと入ってるわけですね。さっきも申し上げましたように、近い町の平生町が、遠い町の田布施町よりたくさんもらえてるのは危険可能性が高いからですね。十分、危険ということを当局は頭に入れてるわけです。それがなければ、どの町も、徳山も柳井も平生も、全部均等割するはずでしょ。近ければ危険はあるというふうに危険認識があるんです。町長さんが、事故は起こらないものから補償も考えてないというのは、県や国の人がこの答弁を聞いたときに、逆に県や国の人の方が怒るんじゃないですか。

県や国は、そこまでの細かい配慮はしてると思います。だから、町長として私どもが期待するのは、交通事故でも起こると思って起こしてる人はありませんね。高い自動車保険料を払うのも、もしかしたら20年間車に乗って一度も事故しなかったけども自動車保険料払ってますよね。予測できないことが人間の社会にはあると思ってるから高い保険料を払ってるんですよ。生命保険でも安心料といって保険の人は勧めるでしょう。死ぬまで入院給付金もらわなかった人もいるんですね。しかもある程度の年齢になったら、本当に死亡保険金がスズメの涙で落ちてしまうんですね。それでも安心料と思って払ってるでしょう。それが普通の人々の心構えだと思いますよ。ましてや、1万6,000人の人々の命を守るトップにいる人が、事故は起こらないから補償のことなんか考えたことないという言葉はおかしいと思うし、きっと中電さんや国や県も、その言葉ちょっと気をつけて言ってくださいと言われるんじゃないでしょうか。お願いします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 事故が起こらないというふうに私は申し上げておりませんが、事故が起こっちゃ困ると。起こるとしたら困るとというのが私の考えでありますから、そういう意味で話して、議員さんは、町長は事故が起こらないからという、そういうことを聞かんのだろうというふうに言われましたが、事故を起こしては困るという意味であって、起こる起こらないはこれわかりません、万が一ちゅうのは。先ほど来から議員さんの言われるとおりであります。交通事故でも、何でも事故はどこで起こるかわかりませんが、ただ、大事なこういう大きな国策としてやる事業自体に事故があっては本当困るぞというのが私の本音でありますから、そういうふうに申し上げたわけでありまして、ただ事故が起きたときの補償と、あるいはそないなら、どうなっちゃうんかという質問に対しては、議員さんは県のほうに聞かれたそうであります。県が国が知りませんが聞かれたそうで、私は直接聞いておりません。そういうことについて。ただ、これはいろんな電源の情報網等にはいろいろ出ておりますが、今私が目を通させていただいてる件については、原子力損害賠償法というのが事実あって、それにはかくかくというふうなことも書いてあります。これは後で必要であれば、お渡しできると思います。ただその辺が、実際にそういう賠償法というのをつくってあるからには、そういうのを問い合わせれば、やっとならば国も県もそういうことに対して答えてくれるだろうというふうに思います。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） 事故は起きないとは言っていない。起こっては困ると思うから補償については考えてない。これ、前段と後段が矛盾してませんか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 補償というのは事故が起きたときでありますから、多分そうだろうと思いま

す。事故がないのに補償することはありません。ですから、事故が起きては困るよということでありますから、事故が起きた後、補償がどうこうちゅう問題はちゃんとこういうふうに今見ましたら、補償ちゅうのがあるんであれば、それは私が勉強するべきことだし、それぞれ行政の担当として、しっかりと勉強していかなきゃいけないというふうに思いますが、決してそれと矛盾というふうには思いません。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） 傍らに優秀なサポーターがおられまして、今損害賠償法というもの存在を教えてもらわれたのでしょうか。可能性は認めるということまで進んでこられたので大変うれしいです。私は、実は最初から言いたかったのは、県がそういう対応であると、自分のした行為に責任をとらない対応である国が、同じく無責任対応であるということを追及してるわけではありません。私がお願いしたいのは、国や県がそういう対応であるから、首長は肝を据えて、今教えてもらえた原子力損害賠償法とか、何とか法とか、いろいろと散々調べられて、そして県や国に頼ることなく、町民を守るための作業を首長の責任でしてください。それをお願いしたくて、この質問を出したのです。県や国のことを言い始めたのは、実は、県や国がそうであるから首長がしっかりしてくださいねというお願いのために例を出したんです。だから、今まで知らなかったならいいです。知らなくてもいいです。事故は起こらないから、補償のことは、起こらないと、起こしては困るというふうには起こらない、だから補償のことは質問聞かなくていいという論理の中を少し筋道を変えて、起こしては困るけども可能性はあるかもしれない。だから、これから勉強していきますというふうに風向きが変わりましたので、その変わった風向きをどうぞ大事にしてくださいませ。よろしくお願いします。ちょっと一応、して下さるといってお返事ください。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 最初から申し上げたとおりでありますから、この原発については、十分これからは勉強しなきゃいけないし研究もしなきゃいけないと思います。ただ、電源自体は国策としてやられてるし、国や県が頼りないから自治体がやれよと言われましても、これは国や県にお願いする以外ないわけでありまして、自治体に町長が責任持って（ ）ということと言われても、私は田布施町を守る義務があるからしっかり守りますが、あくまでもこの国策の行われる原子力発電所につきましては、国、県、そして設置する業者がしっかりとやってもらう。そして事故を起こさないようにしてもらう。それについては、法的にいろんな賠償に係ることもあるのかもしれませんが、設置にかかわる法律もあるうし、すべての法律をクリアしないとできないはずでありますから、その法をクリアしながら、現在原子力発電所については、上関町が進めてるという状況でありますので、私は、それはあくまでも、国、県、これを除外視して考えることはできないというふうに思っております。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） それは私の言葉足らずでしたけど、もちろん町長には1万6,000人の命を預かって、全面的責任を持つという行動の中には、もちろん法律を勉強したり、弁護士さんに相談したり、具体的に中電に（ ）聞くという作業もあるでしょうけど、国や県にも、あなたも行政者として国民全体に責任があるんですからと、国や県に働きかける作業も町長の全責任の一部と思っていますので、どうぞ、その辺はわかっておられると思いますけども、そういう作業をどうぞよろしくお願いします。ありがとうございます。一応、私の質問はこれだけなんですけど、ちょっとつけ加えがあります。私、原発問題の質問者としては3番目で、3人目で、この地域対策交付金という言葉でここで話してるんですけども、実は、私はもっと大きい視点で見なくては、原発について、この交付金について、実は大きい視点で見なくてはいけないと思っています。というのは、今差し向き、交付金はもらう。上関の人は、今もう既にお金をもらっていらっしゃるわけですけども、実は、原発が必ず推進になるとは限らないという考えを持っています。それは反対運動がひどいから

ということではありません。

今、日本の国がどんどん国力が落ちていきます。そして、開発途上国という国が日本を追い抜こうという勢い持ってますね。そういう日本の国自体が虚弱化していく中で、国として原発をやっちゃおれんという考え方になる可能性もある。それは、民主党だから自民党だからという意味ではありません。国全体が沈没するわけですから、そのリーダーが何党であろうと関係ないわけです。そういう沈没しつつある日本丸、日本丸 濟いません、この言葉いいかどうかわかりませんが、そういう中で、国が、ああもう原発やっちゃおれんと、原発中止ということを方向転換することもあるかもしれんと思ってます。そういう中で、この地域対策交付金を実は質問したわけで、賛成です、反対ですという意味で言ったのではないことを御理解ください。そして、町長に最後まであのようにしつこく聞いたのは、こういう衰退していく国、国力がなくなっていく日本の国の中で何が一番大事なかという、創造的な心、創造的な力ですね。私がこの交付金を疑問視したのは、創造的な力、創造的な心ではなくて、何かすがり根性という感じを受けたからなんです。ほかの方とちょっと感じが違うかもしれないけど、危機を感じたのは原発の危険とか、そういうところからでなくて、まさにもうそんなことを言ってる段ではなく、日本はすごく危険な状態に来ている中で、人々がいつまでもすがり根性でいては、それこそアメリカの御機嫌をとってればかつかつ食べて生きた日本ですから、いつまでもそういう気持ちですがり根性でいたら、日本は本当に消えてなくなるだろう。必要なのは、さっき教育のところで取り上げましたけど、子供というのはもともと創造的な存在です。この創造力が大人にもなくて、もうこれから存在ができなると思ったんですね。そこで、この交付金を取り上げたのは、何か、すがり根性のかたまりのように思ってたんですね。創造的な力を今からは自分たちで作り出そうという発想をつくってほしいと、そのために取り上げたと思ってください。だから、首長の責任とか、そういう言葉もきつくなりましたけど、つまり首長が一番最初に創造的にならなくちゃいけないんですね。その姿勢が欠けてるんです。そのことがずばり言えなかったから遠回しに遠回しに言ったんですけど、私がこのテーマで一番お願いしたいのは、もう滅び行く日本、沈没していく日本の中で、隣町がどうじゃこうじゃというときじゃないんですね。マレーシアなんかすごい力伸ばしてるでしょう。そういう中で、何が必要か。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員、ここは演説の場所じゃありませんので、質問の場所でございますので簡潔に質問してください。

議員（11番 岡崎南海子議員） はい。では、以上の私の意見について、町長どう思われますか。返事ください。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 岡崎議員さんの考えが、そういう考えであるのであれば、ぜひとも国会に出られてやっていただくことも大事だろうと思います。それぞれ思いが皆あると思います。やはり世界的なこと、あるいは日本の国に対する思いも随分あると思います。

それと、今回の交付金とは、すがり根性だというふうに言われましたが、自治体は、あくまでも日本の国の中の一自治体としてやっていくわけでありますから、日本の国を憂いのであれば、日本の国の活動して方向性を示す。国会においてやっていただけたらいいんじゃないと思います。我々も、一有権者として国会議員を皆選んでいるわけですから、議員も一緒だろうと思います。そういう方向性で日本の国を憂うならそういうふうにしていただきたい。私どもも日本の国において、その一自治体としてしっかり国と自分ところとを守っていかなきゃいけない。そして、言われるように、（ ）何かでも、世界平和にかかわることは大事なことだという認識は持っております。世界全体、地球全体で大事な地球を守っていくということがあろうと思いますし、それぞれの国において、それぞれの国の方向性を持ってしっかりとやっていくことが大事だというふうに思います。議員さんが言われたことは、議員さんの趣旨として十分やっていただくのは私どもがどうこうお答えする状況ではありません。（「ほじゃ、最後に濟いません」と呼ぶ者あり）

議長（谷村 善彦議員） はい。岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） どうもありがとうございます。私は、こんなことを口幅ったく言ったら、そういう創造的な気持ちで、今町長のあらゆる部分、ほかの議員さんたちが質問された各項目にすべて必要なものと思うから言ったわけで、今のように、そのことは創造的活動はあんたやりんさい、自分は邪魔せんからという回答は首長としてはちょっとおかしいんじゃないかと思います。

すべての面で創造性というのが要求されるわけです。次に出てくる国永さんの質問の内容、高川さんの質問の内容もすべて創造性がなくては解決できないことばかりです。最後の藤山議員最後の7人目の方に至るまで創造性がなくては解決できない問題としますので、私はそれを特にお願いしたいために、この原簿交付金を取り上げました。その本意を酌み取っていただきますようここでお願いします。これは録音テープにも入ってますので、きっと町長が忘れられたら、録音テープをまた聞かれたらわかると思います。私は、真実はその創造性をお願いしたいことで、これを取り上げました。よろしくお願いします。それが町民の幸福や不安の源でもあります。よろしくお願いします。終わります。

議長（谷村 善彦議員） 答弁はよろしいですか。長信町長。

町長（長信 正治君） 田布施中学校の体育館の正面に「至誠創造」という大きな本町出身の岸先生、佐藤先生の書がございます。我々は、あれを見ながら中学校で学んだ記憶があります。創造ということも意味合いは違うにしろ、やはり大事なことだということを岡崎議員さんが言われました。それは事実でありますし、私も決してそれを忘れてるわけではありません。ただ、話されたことに対しては、岡崎議員さんの思いであろうということで御答弁をさせていただいたわけでありますから、ちゃんと議事録にも残ろうし、ちゃんとその辺は出てくると思いますから、お話しされたことについては（ ）ということであります。それに答弁をさせていただきます。

議員（11番 岡崎南海子議員） ありがとうございます。じゃ、これからくれぐれもよろしくお願いいたします。終わります。

議長（谷村 善彦議員） 以上で、岡崎南海子議員の一般質問を終わります。ちょっと休憩をさせていただきます。

午前11時39分休憩

午後0時58分再開

議長（谷村 善彦議員） 一般質問を続けます。国永美恵子議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 通告をいたしましたとおり、町長のほうにお尋ねをいたします。私の質問が、創造性が云々、よくわかりませんが、町長がどのように受けとめてくださるかはちょっとどきどきいたしておりますがお尋ねいたします。

まず、浄化槽についてお尋ねをいたします。第5次田布施町総合計画案第4章、快適な生活環境の町、第2節、環境衛生、環境保全の推進の中で、既設の浄化槽の適正管理のための指導強化、合併浄化槽の設置を促進、家庭排水の浄化、このような文言がございます。今後、10年間の目標となるべきものです。目標は目標としまして、現状と問題点をしっかり把握し、具体策をもって目標達成に努力をすべきではないでしょうか。

そこでお尋ねいたします。平成12年、2000年ですが、浄化槽法が改正となり、し尿のみを処理する単独浄化槽は新たに設置することができなくなりました。したがって、改正により、浄化槽とは、し尿と台所やお風呂などの排水を合わせて処理する合併処理浄化槽になります。単独浄化槽は、新たに設置できないというだけであって、それが使えなくなるということではありませんから、生活雑排水を処理しない単独槽も合併槽も町内に設置されていると思います。本町の浄化槽設置数は約3,000基程度と思いますが、単独浄化槽、合併浄化槽、それぞれの現況設置数をお尋ねいたし

ます。水環境保全を図るのであれば、一つには単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進を図ることも必要です。しかし、設置変え、今新たな浄化槽にかかる費用だけでなく撤去費用も必要となります。設置者にとっては大きな負担となります。このようなことに配慮しながら、合併槽への設置がえに対して町の施策があればお尋ねをいたします。次に、浄化槽の法定検査についてでございます。町長も御存じのように、浄化槽には2種類の水質検査が義務づけられております。浄化槽法、第7条の、浄化槽を使用し3カ月を経過した日から5カ月の間に実施する検査と、第11条の年1回実施する定期検査です。平成17年に浄化槽法の改正が行われ、翌年2月1日に施行され、法定検査の促進のため、都道府県の指導、監督権限が強化をされました。平成21年度浄化槽法定検査実施状況を見ますと、柳井健康福祉センター管内1市4町の平均受検率をみますと、7条検査で80.2%、11条で45%、田布施町では、7条検査96.2%、年1回受けなければならない11条検査で47.0%です。浄化槽の設置を促進しても、各家庭で管理がずさんになりますと機能が低下をし、汚水が十分浄化されずに排水されるおそれがあります。法定検査の受検率が低下していくようでは、設置を推進する意義が失われます。まさに、総合計画で言われております既設の浄化槽の適正管理のための指導強化を図ります。ここが重要なところでございます。浄化槽の保守点検や清掃が確実に行われているかどうかということで法定検査は必要になります。保守点検や清掃に係る維持管理費は各家庭にとっては大きな負担となります。それに加えて、単独槽なら4,200円、合併槽なら5,500円の法定検査の手数料の支払いです。この検査手数料の負担軽減ができないかということで、一般家庭における浄化槽水質検査と手数料の補助制度を立ち上げてはいかがでしょうかという御提案でございます。制度を作成することにより、一つは住民の負担軽減です。もう一つには、町が受検状況の把握が容易になり、受検率の向上に向けて指導もできるのではないかと思います。町民の負担軽減のために、ぜひ制度の立ち上げをすべきかと考えますのでお答えをお願いいたします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） それでは、御質問に対してお答え申し上げます。

第1点目、浄化槽についての3件の質問でございます。1点目の単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の町内の設置状況についてであります。平成21年度末で単独処理浄化槽1,720基、合併処理浄化槽1,181基となっております。

2点目は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換についてであります。単独処理浄化槽はし尿のみの処理で、生活雑排水は未処理のまま公共用水域へ放流され、水環境の面からも悪影響を及ぼします。町といたしましても、生活雑排水が処理できる合併処理浄化槽への移行が望ましいと考えております。これまで、こうした合併処理浄化槽への転換については、国制度に基づいた浄化槽設置整備事業により補助金を交付しておりますが、町単独での特別な補助金等は行っておりません。

3点目は、浄化槽の水質検査手数料についてです。合併浄化槽法の第11条で「浄化槽所有者は毎年1回指定検査機関の行う水質検査を受けなければならない」と規定されております。県知事が指定した検査機関である財団法人山口県浄化槽協会で行われております。検査手数料については平成20年度に見直しが行われ、20人槽以下の検査手数料は、先ほど国永議員が言われました単独処理浄化槽が4,200円、合併処理浄化槽が5,500円に引き下げられております。この浄化槽の水質検査手数料に対する補助制度は考えられないかとお尋ねですが、現時点では、水質検査手数料に対する補助制度については考えておりません。以上です。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 法定検査率については、本町の法定検査率については、町長、どのように受けとめられますか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 多分、7条につきましては、据えつけ当初ですから、非常に率がいいんだろうと思いますが、その後、11条のほうで毎年というやつについては、往々にして、なかなか周知さ

れてない部分があるかなというふうに思います。そうは言っても、必ず処理を1年間1回、中の掃除をされるということがございますので、そういうのを含めてやっていただかないと、先ほど国永議員言われましたように、確かに私のところもそうですが、放置しますと、中は非常に浄化処理が悪くなりますので、できるだけ周知徹底をしていかなきゃいけないというふうに思っております。47%という御指摘でございましたが、あくまでもこのパーセンテージを上げていくことが大事だろうと思えます。ただ、補助制度に基づいてそれが上がるというふうにはちょっと考えづらいし、補助をいただければやりますでは、公正な立場から言いますと不公平感も出てくる可能性がありますので、今のところは考えておりません。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） この47%を上げようということをお考えになったことはないでしょうか。手だてを、何か手を打たれたようなことはないでしょうか。全く、手数料の補助を考えていないとおっしゃったんですが、これも私は大切なことだと思います。後ほど、それは申し上げますが、まず最初にお尋ねをいたしたところをお願いいたします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） これまで、その処理の47%について上げるというふうには考えたことはないかということではありますが、考えたことはという形としては別にありませんが、やはりやらなきゃいけないということは思います。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 私、ちょうど10年前に、この浄化槽のことでお尋ねをしているんです。そのとき、寺田町長でしたけれども、このようにお答えになっておりますので、ちょっと申し上げておきます。罰則規定も設けられております。必要があれば、保健所及び県の浄化槽協会に検査の徹底を要請することを考えております。と、このようにお答えになっているんです。私は、この半分にも満たない47%というのがいい数字ではないと思うんです。ですから、この今まで、これを見ておられて、どういうお考えで、これを上げようとする努力はされなかったのかということをお尋ねしたんですが、町長がかわられたからといって、ここでお答えになった質問が、全く正反対になるということは考えにくいんです。担当課というのは、ずっと引き続いてあります。そういう中で、パーセントを常につかんで、私の質問に対してお答えをいただいているわけですから、考えておるといふふうなことから、それは担当課できちんとお考えになって、一度ぐらいはこういう要請をされてもよかったのではないかと思うんです。要請をされたことがおありかどうかお尋ねをいたします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 担当課のほうへ要請はしておりません。非常に私のほうの怠慢かもしれませんが、私になりましてからは要請しておりません。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 非常に残念に思います。推進するだけでは、やはり片手落ちになるかと思っておりますので、その点は申し上げておきます。それと、先ほど申し上げました手数料の補助についてでございますが、私が今から申し上げる数字がもし間違っていたら訂正をしてください。当初予算の予算書で見えておりますが、予算書の数字が大変、予算書のせいにするわけですけど、私が見にくくなってるんでしょうけども、ちょっと見間違いもあるかもしれませんので、私が申し上げます数字が間違っていれば訂正をしてください。公共下水道会計の当初予算、新年度ですね。これが7億3,400万円、ここの中の使用料、町民の方が払われる使用料、これが1億1,200万円と、このように思います。一般会計からこの事業会計に繰り入れをしておりますのが2億8,500万円、こういう数字を並べると、町長、大体私が何を言いたいかわからないかと思っております。そして、一般会計のほうから数字を拾いまして、浄化槽設置の予算が1,200万円、都市計画税が9,900万円、もう私が何が言いたいかわかりただけかもしれません。町長。お願いします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 合併浄化槽に対しての支援率が非常に低いんじゃないかという御指摘であろうと思います。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） そのとおりでございます。公共下水は、大変町の財政を圧迫する一つの要因にもなっております。よく、公共下水の話になりますと、都市計画税を払っているじゃないかというような議論が出てきますけれども、それがよく執行部の方が、都市計画税は下水だけに使われているんじゃないかと、こういうお答えですから、これがもし全部、新年度の計画税が使われておりましたとしても、到底公共下水がこれだけで賄えるわけじゃないんですけど、それは町の仕事ですから、当然、町が国に行ってどんどんやっていかなければならない。ですが、ここに一つ問題がありまして、町長がおっしゃるとおりでありまして、やはり浄化槽に対しての補助はしても、私は決して不公平感はない。むしろ皆さんがお喜びになって受検率も上がるのじゃないかと、こういう観点から申し上げております。もし、先ほどの浄化槽の数字を出しますと、私が初めに申し上げました3,000基弱ということになるかと思えます。以外に単独槽のほうが多いんで、私ちょっとびっくりいたしておりました。半々ぐらいかな、それとも合併槽のほうが少し多いんじゃないかという予測でありましたけど、本当にちょっと残念と言えば残念なんです。その補助ですね、3,000基で計算をいたして、その合併浄化槽が全部だったということで、5,500円の2分の1で、2,750円というふうにはじき出しまして、それが約3,000基だろうかということで、そうすると825万円、ですから浄化槽設置の予算と合わせてもとっても公共下水に入れることにはならない。本当に安くできる。ですから、このほうがうんと町財政も楽になりますので、ぜひ、お考えをいただきたいということで数字を並べさせていただきました。もう一度、補助制度について、立ち上げるべきではないかと、この数字のこともお考えになってお答えをいただかせませんか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 現在のところ、今数字的に基数と数字を申されましたが、単独浄化槽につきましては、私も随分そういう仕事の関係もしましたので、よくわかっております。合併浄化槽は1年に一度、単独浄化槽も1年に一度という条例の中で現在やっておりますが、実際に使われている方はわかると思いますが、単独浄化槽を2年も3年も放置しますと、到底、それはもうその場ですぐわかるような状況になります。逆に合併浄化槽は、一、二年放置したって、浄化自体はできます。出口に行って検査しない限りというところがあったり、あるいは排出口において、ちょっとこれは完全に浄化されてないなというのを確認する。ただ、使う年数によって、だんだんとその辺が変わってまいります。私自身もそういう経緯の仕事をしたことがありますからよくわかるんですが、その辺は、これからそういったものを含めて、しっかりと検査、あるいは水質検査等やってもらうという、あくまでも先に周知徹底をしていきたいという気持ちがあります。先ほど、御指摘をいただきましたように、町長怠慢じゃないかと。10年前に言ったことをやってないというふうに言われました。御指摘のとおりであります。これからは、それを十分踏まえて、先にそっちをやりたいし、また単独浄化槽との移行についてもできるだけ進めていきたいというふうに思っております。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 移行は、せめて撤去費用ぐらいは、上乘せ補助があってもいいんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。それと、私はしつこくお尋ねするんですが、数字を申し上げまして、今町長がおっしゃったいろいろ出口とおっしゃったけども、管理をしなきゃいけないですけども、それを図るのが法定検査、管理ができてるかどうかというのを確かめるのが法定検査だから、単独槽とか合併槽とかじゃない。管理は、もう合併槽でしたら業者にお任せして、1年間の清掃まで行われるわけです。ですから、そういう全部を踏まえての補助制度を立ち上げて住民負担を軽くすべきじゃないかということで申し上げてるんです。浄化槽と公共下水で

は、これだけの税金の使い方に差があるわけですから、どうぞもう一度、補助制度の立ち上げをお考えいただきたいと、何度もお尋ねをいただきます。2点です。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 御指摘されることはよくわかるんですが、ちょっと議員さんも御存じかと思いますが、昨年のあれに、県のほうの補助がカットという話が出ました。これは、国、県、町、3分の1の合併浄化槽設置補助ですが、これを県がカットするちゅう話がありまして、急遽、各自治体の首長、市長含めて、県のほうへ申し出て2年間の延長をいただいております。将来、その設置自体が、県のほうはどう考えているのかという不安も少しあるわけですが、まだまだそれぞれ田布施町においても、あるいは中山間地域を抱える地域に住まわれる方についても、非常にまだ浄化槽が行き渡ってない部分があるので、なお、県がそういう事態を起こすということは、非常に不安を考えております。その辺も踏まえると同時に設置状態が少なくなるのは非常に不安があるんですが、いまついでるやつについて、あるいは将来もっと合併浄化槽をつけようという意味合い感も含めて、少し研究をさせてください。その辺がないと、現在ついでる人のみ、将来つける人、その辺を踏まえて補助制度については考えていけないといけないというふうに思っております。ただ、言われるように、都市下水、負担率ちゅうのは数値的に大きくて拾い出しますと、確かに合併浄化槽は補助率が少ないなあというふうに言われるかもしれません。はい。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 設置の補助金が、もう十分わかっていただいていると思うんですけども、設置の補助金が少ないとかということではなくて、もっと手厚く浄化槽に対して町がてこ入れをしてもいいんじゃないかということなんです。それで、これが出すことによって、先ほども申し上げましたけど、町内の状況把握が非常にしやすくなる。この点が一つあるかと思うんです。

周南市では、中山間地で、合併浄化槽の設置に5割上乘せを、補助しているというようなこともございますので、田布施町は、手数料の補助、できないということにはならないだろうと。予算的なものを考えていらっしゃるんだろうとは思いますが、町長がおっしゃるように、私も本当にそう思うんです。上水も来ない、下水も来ない。そういうところに住んでおりますと、町長もそうかもしれませんが、私もそうなので、そういうところに住んでおりますと、この法定検査の手数料ぐらい町が全部出しなさいと、私言っておりませんからね、半分ぐらいは見て、検査率の向上を図ると同時に、住民負担を軽減してくださいと、こういうふうに申し上げております。

それで、もう一つ、ちょっとお話をしてみたいなああと、町長がお笑いになるかもしれないんですが、町がもし一括で浄化槽の法定検査を、法定浄化槽協会、山口県浄化槽協会ですか、ここに任すと、浄化槽協会のほうは、大変効率よく検査ができるんじゃないかと思うんですね。地域を。地域的にずっと回っていけば、きょうは小行司、きょうは麻里府、あしたは城南とか、こういろいろなって、地域ごとに町が一括して申し込むから地域で検査をして、そうすると、交渉すれば、ここに2割、3割ぐらい安くしてもらえるものが出てくるんじゃないかと思うんですよ。それは言うてみなきゃわかりませんが、言うてみるっていうのも、交渉してみるっていうのも手なんで、もしそうなりますと、私今半額出したらどうかって言っておりますけど、その現在の半額と、さらに安くなるわけですから、これ一度交渉してみてくださいませんか。そうすると、町長のほう、制度立ち上げようかなあというのは、1カ月先ぐらいにはお考えが変わるかもしれませんのでいかがでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） はい、わかりました。話ですだからああ言われたんでわからんことはないんですが、今の合併処理の関係、あるいは今のところと交渉といいましたね。本町だけという状況にならない部分があるかなあという懸念を持っておりますので。交渉はやらないことはないと思うんですが、ただ全体でありますので、山口県の組合でありますか。田布施町さんだけは相談に乗りますとかいうてもらえりゃあええが、多分、ちょっとその辺の交渉もありますので、お話だけは伺っておき

まして交渉できればしてみます。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） ですから、ちょっと今町長の考えは違うと思うんですよ。一軒一軒やって、田布施町だけがそういう交渉をしたんではだめだろうと。田布施町が一気に受けて、田布施町そのものが検査をしてもらうという形で、補助を出すからということになると、向こうの検査が大変スムーズに行われる。そこでの交渉なんです。もし田布施町がこの補助制度を立ち上げて、ああこれ田布施町はいいことやっていらっしゃるって言って、ほかの町の方がこれにこういうものをおつくりになるかもしれない。ここ田布施から発信いただきたいんです。ですから、ちょっとね、町長、私の思いと町長の思いとは少し違ってると思います。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） ちょっと相手のほうの気持ちをちょっと酌んでしもうたかもわかりませんが、田布施町としてまとめてちゅうのは、交渉の話はできると思うんですが、ただ相手方が、多分、全県のそういう対応されてるんでちょっと待ってくださいというような状況が出てくるかなっていう不安も少し考えた上で、交渉自体がスムーズに行くかどうかかなあと問題（ ）。うちだけの考えでいけば、協力してくれえやという交渉は多分できます。はい。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） よく申し上げておきますけど、それは一括してということですから、バラバラということではございませんので誤解のないように。そういう交渉ならうまくいくんじゃないかなあと、私の思いなんで、誤解のないようにその辺は交渉してくださいということを前段で補助制度の立ち上げがあるということにもつながるわけですから。

次の質問に移ります。農業振興についてなんですが、広報「たぶせ」841号、13ページの広告について申し上げます。1点は、田植え用苗の販売、もう1点は、田んぼや畑の管理ができない、売ってしまおうかの相談はどうぞと、不動産業者の広告です。業者は、荒廃農地を農地のままで預かって耕作するのであれば、これほどいいことはありませんが、業者は、農地転用と買い取りを同時に行うのが普通の買い取り方です。転用して荒廃農地がなくなれば、荒廃農地全体から荒廃面積が減少するのは、これはたしかなんです。しかし、町長が目指す荒廃農地対策とは別のものと考えます。農業振興を図り、農村の荒廃防止に努めようとする町の施策とこの広告に矛盾があるのではないかと思います。町長のお考えをお尋ねします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） それでは、2点目の質問について、広報「たぶせ」の有料広告記載の内容の町施策との関連についてであります。町としましては、ほ場整備を推進し農業振興進めようとしているときに、広報の有料広告欄に、田畑の管理ができないときの売買などの業者の相談内容を記載させることは矛盾しないかとお尋ねであります。こうした広報への有料広告制度は、平成18年度から導入しておりますが、記載基準等を作成し適正な広報記載になるよう取り扱っております。

御指摘のあった広報内容は、農業後継者がいない。また、高齢で田畑の管理ができなくなったなど、農地の管理に悩んでおられるときは御相談くださいという趣旨のもので、町が定める掲載基準に反するものではなく、具体的な広告の内容は、広告主の営業方針や営業活動にかかわるものであり、町の基本的な施策と関連づけられる性格のものではないと考えております。

また、町が進めております南周防地区における国営緊急農地再編整備事業は、計画的な生産基盤の整備とあわせ、耕作放棄地を含めた農地の土地利用を計画的に再編し、さらに担い手への農地の利用集積を進めることにより、緊急的な生産性の向上と耕作放棄地の解消、発生、防止による優良農地の確保を図り、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的としているものです。

農地の中には、先ほど申し上げました優良農地に該当せず、農地以外の目的で活用を図ることにより、総合的に土地の有効利用が期待できるものもあるのではないかと思いますので、町の施策との

広告内容が矛盾しているとは思っておりません。以上であります。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） これをやかましく言うつもりはないんですが、ただ、荒廃農地の解消にはなると思うんです。荒廃農地の面積が減る。最初にも申し上げましたが、確かに荒廃農地の面積は確実に数字の上から減ってくるだろうと思います。そうすると、このことで町長は喜んでいらっしゃるのではないかと思います、そんなことはございませんか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 農地全体からいいますと、確かに農地が減るという状況にはなろうと思います。ただ、やはり農地自身が個人の所有物であり、あるいは自分たちで活用されるのを相談されることのでございますので、その辺については、町の施策とはまた変わった立場で検討しなきゃいけないですから、考えなきゃいけないのかなというふうに思います。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） まさか農地のまま置かれるというふうに思っはいらっしやいませんよね。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 多分、所有者の方の関係だろうと思いますし、この広告との絡みで相談された方が農地を多分するとは思われません。私もそう思います。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 広告に対する要項ですとか、基準とか、いろいろ勉強させていただいて、また私考えていきたいと思っておりますので、この質問はこれで置きます。

次に、農用地の転用についてお尋ねいたします。町長は、年頭のあいさつ、町広報、1月7日号の中で、まず一つ目は農業の再生にあります、年間の荒廃農地解消のため、ことしから国営ほ場整備事業に着手することとなっております、このようにほ場整備事業への意欲を示されております。ほ場整備事業は、国営であっても県営であっても多額の税金を持って行う事業であります。

このたびの国営ほ場整備事業に係る地域説明会で示された資料によりますと、負担金償還方法ということで示されたものですが、1反当たりの事業費275万円、そのうち農家負担率3.9%となっております。農家負担は、事業内容にもよりますが、1反あたり12万円程度、国営だから農家負担が少なく済むということでした。農家負担が少ないというだけであって、事業費そのものが安くなるということではありません。仮に1反あたり事業費が275万円だったとしても、そのほとんどは我々の税金が使われます。この事業は、耕地区画の整備や用排水路の整備、農道の整備、耕地の集団化や集団化をすることによって、生産性の向上を図り農村の環境を整備するものであり、事業終了後の農地は将来にわたった優良農地が確保されるはずですが、しかし、残念なことです、このほ場整備後の農地にも荒廃が見られます。また、ことしになりまして、無断転用があるという事実を知りました。町長には、政治生命をかけてでも、このたびの国営ほ場整備事業をなし遂げたいという意気込みがおりになるのだろうと私は感じておりました。既に、事業が終わった農用地で無断転用が行われることは、出鼻をくじかれる思いがいたします。荒廃や無断転用はほ場整備事業の意義が失われることにもなります。ほ場整備後の農用地であっても除外の基準に適合すれば、農用地から外れることとなります。公的資金でつくったほ場整備事業後の農用地の除外や転用、そして無断転用について、町長の見解をお尋ねします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） それでは3点目について、ほ場整備後の農用地の除外や転用、無断転用についての御質問にお答えします。

ほ場整備などの土地改良事業を実施した農地は、その農業上の利用を確保するため、農用地区域となっております。一般には農地の転用が認められません。農地の転用を行う際には、その農地を農用

地域から除外する必要があります。土地改良事業が完了してから8年が経過するもの等の要件を満たさなければ除外されないこととなっております。農地を転用するためには、農業委員会を經由して県知事の許可が必要となります。こうした許可を受けないで農地を農地以外の目的に使用すると、いわゆる無断転用は地域の生活環境を害したり、農業利水や日照などにも影響を与えるケースにつながることもあり、なくさなくてはならないと考えております。以上です。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） ほ場整備が終わった後の農用地、ですから私は特に申し上げるんですが、この事実を町長御存じでしょうか。ございましたら、無断の転用届け出がないもの、この事実を町長御存じでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） ほ場整備地域における転用が何件かあるのは存じております。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 町長のお宅の近くでそういう事例があったのは御存じでしょうか。

町長（長信 正治君） 内容を知っております。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） それに対してどのように思われるでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 今、お答えしたとおりであります。そういうことはあってはならないことだというふうに思っております。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） せっかく町長が国営ほ場整備事業を始めようとするのに、こういうことがあっては、今後、ほ場整備に係る予算が、本当にこれでいいのかということを私も考えるわけですが、そういうことも含まれるのだというふうに町長思われます。それとも、これはこれ、今度のほ場整備は違うんだよというお考えでしょうか。まず私が申し上げたいことは、たとえ知らなかったとか、気がつかなかったとか、そういうこともあるかもしれませんが、ほ場整備をやったからには、その前段でほ場整備やるというのはどういうことだと、こういうことでほ場整備をやるんだという説明がしっかりされてなければいけないと思いますが、そういう説明を十分されていて、ほ場整備が行われるのでしょうか。それがなければ、今度のようなことにもなり得ると思います。いかがでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 現在の状況で私が申し上げますと、現在の転用、無断転用という形であればいけないということではっきりあります。あくまでも、それ以前の部分も多少あるわけですが、ちょっと心情的なことがあって申し上げられない部分もあるんですが、あくまでも無断転用はだめですよという説明をほ場整備区域内においては、ちゃんとした説明をして、新たに国営についても説明していかなくちゃいけないし、その理解を得られた上で、あくまでもほ場整備は進めていくという状況でなくちゃいけないというふうに思ってます。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） なかなかこういう場所で、どなたのとかいうことは申し上げられにくい状況が私にもあるんです。ですから、その辺の心情は、町長も、よく私の心情を酌み取っていただきたいと思うんです。本来なら、私はここで、どういうことなんですかと、はっきり申し上げたいんですよ。ですけど、それが言えないという、私の大変苦しい思いを町長、よく御理解いただいて答弁をいただきたいんですが、しかしながら、今お答えをいただきましたようなことで、本当に皆さんが理解をしてほ場整備を進められていると思われるのでしょうか。例えば、まあ近所もやるから一緒にやっておかなきゃいけないんじゃないとか、そういう思いもあって、単純にほ場整備、仕方がない

からやろうかというようなことになると、荒廃というものも、ほ場整備をした後、除外ができない。8年はもう確実にできないというのが大体決まりでございますが、例外もありますけれども、そうすると、その8年を待たずに荒れてしまったりということも可能性は出てくると思います。そこでの前段での説明というのが大事になるんです。だから、私はこういう不法転用は決して許されざるべきことと思うんです。そのこの大事なところは、申し上げましたように、公金がたくさんここに使われているということです。税金ってということで、私たち一人一人の、本当は私たち一人一人の財布から税金払ってるんですけども、こういう形で税金が使われることには、少し痛みを感じないような部分もあって、1戸当たりが安かったらいいのかというような感覚さえもなってしまいますけれども、しかしそうじゃないんです。本当にこの事業は税金が物すごくかかるんです。ですから、私は不法転用を御存じかどうかわかりませんが、知っていてこういう不法転用をされたというのであれば、決して見逃すわけにはいかないんじゃないか。むしろ、そこははっきりけじめをつけるべきではないかと思えます。余りやかましく言うつもりもないんですが、これは非常に大事なことだと思います。皆さんの税金が使われてるということで、やはりこの無断転用はいけないと思いますが、説明もなされなければいけないということで、そのように思っております。いかがでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 無断転用はあくまでもいけません。ただ、転用の中身とか、あるいは内容とか、この辺はちょっとよく聞いてみないとわかりませんし、あくまでも言いづらい言いづらいと言われましたが、私の近くにある用地だろうと思えますし、また8年前、8年以降の経緯でもあろうと思えますが、それ以外にも、少しわずかではあるが少しあるわけです。そういう問題は、しっかりと説明をしていかなきゃいけないし、ただ、非常に国営事業ですから、今回も新たに作る分については、国の非常に大きな県営と以上に、あるいは団体以上に、税的な支援がいただけるということは私もよくわかっております。ですから、なおさら田布施町の農業者、農業をやられる方、あるいは農地を持たれる方には、ぜひともこのたび参加してほしいという願いをして、田布施の農地解消と田布施の将来の農業に対して、できるだけ負担をかけないですばらしい農地ができることを願ってるわけでありまして、自分の本当町長生命をかけて取り組んでいるのが国営ほ場整備であります。ただ、農地転用については、先ほど申されましたように、本人が知ってやってたか、知らないでやったかという問題もあるし、過去にもそういうのも過分あって、農業委員会でも説教された経緯もあろうと思えます。また、実際に農業委員会が知らないで、後でわかった経緯も過去にあったように私も覚えておりますが、あくまでも無断転用は法的に、違法だということ。それと同時に、その処遇については、私も経験がありませんのでどういう処遇をされたかわかりませんが、いけないことはいけないということではっきりと申しておきましたし、それでやってきてくれるものと思っております。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） いけないことはいけないです。おっしゃるとおりです。私が言いにくいと言いましたのは、こういう席では個人名を出すべきではないというふうに私は解釈をしておりますので、申し上げにくいということをしたわけなんです。それで、いろんな転用、その他は、農業委員会にかかってくるわけですが、事、ほ場整備と、ここからは、担当課も知らん顔というわけにはいかないだろうと思うんです。こういうことがあるという報告は担当課からお受けになりましたか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） ちょっと聞いております。いろんな問題等についても、ちゃんと担当のほうから私のほうへ報告は受けております。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 町長として、どういうというお考えはなくて、それはもう手続に任せるよと、こういう御答弁でしょうかね。その転用も、無断転用はいけないけれども、それに関して、

後々は、手続その他に任せるよという御答弁ですかね、今までの総合しますと。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） あくまでも、これは農業委員会を經由して出す手続だろうと思いますし、それはその方向で進まなければならないというふうに思っておりますから。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 除外は、農業委員会にかかりません。町長、御存じですよ。元農業委員をおやりになったこともあるし、今、田布施町では、除外は直接扱いません。ですから、こういうものは、県に報告をしなきゃいけないんです。だから町長は、私が申し上げてるのは、そういう手順に従ってということで、不法転用は悪いけどという御答弁かというふうにお尋ねしたんですが。何もかも、農業委員会が一切をやるわけではございません。ほ場整備というのは、大変大事なことです。だから、こういうふうには不法転用があってはいけない。荒廃があってはいけないという観点でおたずねしてるんです。むしろ、町長が、そういうことを御存じないでしたら、町民も知らなくても仕方がないかと思いますが、これは町民に対して周知徹底がされなければならないし、一般の農地であっても無断転用はできないわけです。ですから、このところはお間違いにならないようにしていただきたい。もう一度、町長のお考えをお尋ねいたします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 農専地域におきましては、農業委員会等を通していろんな転用等を提示しなきゃいけないというふうに思いますし、農用地につきましては、県のほうの許可を得て転用をという形になるんだろうと思いますが、その辺は、手続上は、あくまでも担当部署において手続等の相談を得てやると。あるいは、個人が取ってできる問題じゃないと思っておりますので、いろんな関係でやられるんだろうと思います。資料等がどうなってるか、私はやったことありませんが、そうではないかなというふうに思います。ただ、農専地域における転用は、私は過去以前にやったことがあります。国永議員さんも御存じだろうと思いますが、自分でやった経緯があります。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 以前には、農振見直し、これ町でやっておりましたよね、御存じだと思っんですけど、もうそれは町でやらなくなって、県のほうになってしまったんで、私は見直しとかというのは、町が直接できない。農業委員会で扱わないというふうに申し上げたんです。時間がありませんので、この質問はこれで置きますが、決してこの問題は、簡単に片づけるべきことではないかと思えます。やはり、無断転用というものは法律に合わない。勝手に自分でやってしまうわけですから、そのところは、やはりしっかりと受けとめていかなければなりませんし、町長も謙虚な気持ちで受けとめていただきたいと思って、この質問を終わります。

次に、農業についてですが、農業共済組合に係るお尋ねです。新年度国の農林水産予算は2兆2,712億円で、前年度92.6%と減っております。農業共済事務負担金予算は、402億8,500万円で、前年度比96.1%、予算を削減し、農業共済組合の統廃合を進めようとしております。平成22年度11月5日、農林水産省経営局長名で道府県知事に農業共済団体等における1県1組合化の取り組みの推進について通知をし、共済組合の統廃合を求めたと聞きます。今後、農業共済組合の統廃合が行われるのか、本町にある山口県東部農業共済組合総合田布施支所がどうなるのか、お尋ねをいたします。もし、本町にある支所が廃止されると、農作物の被害状況の認定などにおくれが生じることも予測されます。特に収穫については収穫適期が非常に大切となりますから、被害認定が待てない状況が生じてくる可能性もあり、農家も大変困ることとなります。本町には県立高校2校、県の農林事務所がありました。高校の統廃合、農林事務所の廃止と、本町が意見を言う間もなく一方的に決まった状況にあると考えます。農業共済組合がどうなるのか、早めに的確な情報を得て、存続の働きかけが必要なら、そのことも考えていかなければならないと思っておりますので、今後について町長にお尋ねをいたします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） それでは4点目、農業共済組合についての御質問にお答え申し上げます。

県内には、山口県東部農業共済組合、山口県中部農業共済組合、山口県西部農業共済組合の3組合があり、その3組合は県単位の山口県農業共済連合会を組織しています。本町を含む周南市から岩国市までの5市5町を管轄する山口県東部農業共済組合は、平成7年3月に光熊毛地区農業共済組合、東部農業共済組合、周南地区農業共済組合、玖珂町の3組合1公営町が合併して発足した組織です。本所は、岩国市で、支所は2カ所あり、一つは、昨年12月に、柳井市にあった南部支所と田布施町の光熊毛支所が統合し、新たにスタートした田布施総合支所で、もう一つは周南市にある周南支所です。昨年11月5日付けで、農林水産省経営局長から都道府県と全国の農業共済連合会に対して出された「農業共済団体における1県1組合化の取り組みの推進について」の通知を取り寄せたところ、組織のスリム化や事務の統合による一層の合理化・効率的な制度運営、農家・国民の負担軽減などの課題に対処する有効な手段として、「1県1組合化の取り組みの推進」が求められており、山口県でも、平成23年度から協議に入ると聞いております。町としましては、これまでどおり、田布施総合支所の存続を強く要望していきたいと考えております。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 以前の田布施町には福祉事務所もありまして、大変県の出先機関もあって便利がよかったですけれども、初めに申し上げましたように、農林事務所もなくなる、高校も二つ まだございますが、そのうちもうすぐ1校になってしまう。全く子どもが知らない間にこういうことがどんどん進んでいくようではいけませんので、ぜひ、共済については田布施に残れるよう町長、努力をしてくださいますよう申し上げてこの質問を終わります。

議長（谷村 善彦議員） 以上で、国永美恵子議員の一般質問を終わります。

.....
議長（谷村 善彦議員） 次に、高川喜彦議員。

議員（7番 高川 喜彦議員） 私は通告のとおり、町長に3問お尋ねをいたします。

初めは一括質問、一括答弁で、2回目から1問1答でお願いいたします。

質問事項の1は、町の人口政策についてであります。この2月18日、県が発表した国勢調査速報値によると、県内人口は145万1,372人で平成17年の国勢調査から4万1,234人減少したとあります。依然として減少傾向にあることが明らかになりました。市町別では、全19市町のうち増加したのは下松市のみで、他はすべて減少しているとのことであります。本町は1万5,984人で、平成17年10月の国勢調査時より303人減少し、減少率は1.9%でありました。ただし、世帯数は6,107世帯で平成17年国調のときより79世帯ふえ、1.3%増となっております。

人口の減少率の小さい順に見れば、和木町が1%、山口市1.3%、光市が1.8%、本町は周南市と同率の1.9%で県下で4番目となっております。論語に、葉公が政治を問う。子曰く「近き者説び、遠き者来る」とあります。昔、楚の葉公が孔子によい政治とはどういう政治ですかと尋ねたところ、孔子は近き者説び この説ぶというのは説明の説という字を書きますが、近き者説び、遠き者来る、と答えたとのことであります。この「近き者説び、遠き者来る」という町づくりを目指して、特に合併問題に血道をあげた山口県であります。県勢は大きく後退をしております。合併した近隣の町村も地域の荒廃が進み、後悔の聲がしきりに聞こえてきます。人口動態は為政者の通知表でもあると思います。合併こそ免れましたが、本町の人口減少は何か特殊な事情があるように思われるのであります。いかがでしょうか。

そこで三つほどお尋ねいたします。一つは本町の人口減少の主な原因は何でしょうか。二、町政の進展と町人口の増減との関係を町長はどう考えておられますか。三、住みたくなる田布施と町の人口政策は一過性のものであってはならないと思います。町の人口増の政策をどのように取り組むお考えであるか。町長の御所見をお伺いいたします。

質問事項の2は、町民の税等の負担率についてお尋ねをいたします。町民の税金や国保、介護、福祉などの社会保障費の負担率をお尋ねするものであります。現在、国の予算と関連法案が審議中であり、不確定な要素もあると思いますが、かつて平成19年6月の議会で、私がお尋ねしたときと同じ要領で今日の町民の負担率をお尋ねしたいと思っております。

今日、ガソリン、灯油などの価格、また、小麦や砂糖などの食料品なども非常に高騰しております。こうしたとき、町民の所得に対する町民税とか所得税、固定資産税等の税負担と、それから国保税、介護保険税などの社会保障費の負担の割合、これの合計は、現状で標準的なケースでは、負担率はどのくらいになりますか。これをお尋ねするものであります。また、けさほども水道事業等についての御質問がありましたし、また下水道等の関連する問題もありましたが、あるいは住宅家賃などについても町が収納する使用料、手数料の改定等、住民の負担にかかる今後のスケジュール、また、その方向性というものをお示しいたさきたいと思っております。極めて町民の間にこうした重税感あるいは負担増感が広がっていることと思われるので、ぜひお願いをいたしたいと思っております。

質問事項の3は、総合計画の推進についてであります。現在、第5次総合計画を樹立すべく、本議会にも成案が上程されようとしています。この総合計画が、どこかのマニフェストのように絵に描いた餅に終わっては何もなりません。計画達成に向けて推進体制もしっかりと整える必要があるのではないのでしょうか。例えば、一例として、先般も本会議において、このたびの本町の農業振興地域整備計画の変更についての件と、防災計画の整合性についての論議がなされました。この議論の過程を通じ、私は縦割り行政だけのものではもういけないのではないかと、限界があると、そういうことを感じ、各課を総合的、横断的に計画、そして施策をしていく、推進していくことが必要だと痛感したのでございます。そこで、お尋ねであります。1、安心・安全な町づくりと防災計画あるいは人口問題と企業誘致、雇用の場の創出、光ファイバーなどのブロードバンドの推進等のこれら重要課題の推進をどの課を推進課として考えておられるのか。

二つ目は、こうした計画、町政の進展する計画を総合政策推進部門というものが必要になってくるのではないかと。各課を横断的あるいは、今申しますように、総合的に推進をしていく課が必要になってくるのではないかと。恐らく総務、企画、このあたりかというふうに思っておりましたが、ひとつの限界があるように私は思います。こうしたことについて、町長の御所見を伺いたい。

まず、1回目の質問を申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（谷村 善彦議員） 町長。

町長（長信 正治君） それでは、高川議員さんの御質問に対して順次お答えを申し上げます。

第1点目は、町の人口政策についてであります。本町の国勢調査人口は、御質問のとおり、平成22年国勢調査の速報値で、前回調査に比べて300人余り減少となっております。人口増減の要素は、転入転出の差による「社会増減」と出生死亡の差による「自然増減」となります。社会増減についてみますと、平成17年10月から平成22年9月までの間に住民基本台帳ベースで21人減少しております。これは、平成17年10月からの2年間、民間住宅の建設が相次いだこともあって、186人の社会増となった後、減少に転じ、その後の3年間で207人社会減となったことによるものです。この社会減の数値には、雇用促進住宅の新規入居停止や退去者の増加という特殊要因による80人程度の減少も含まれていると思われれます。一方、自然増減につきましては、減少傾向が変わらず、5年間で315人の自然減となりました。人口動態から推測しますと、特殊な要因を除いて、少子高齢化により、死亡者数が常に出生者数を上回る状況が続いていることに加え、ここ数年、民間住宅の着工が落ち着いたことなどで、転入者数より、転出者数が上回るようになったことが人口減少の原因でないかと思われれます。また、町政と町の人口の増減との関係で申しますと、日本の総人口数は減少傾向で、本格的な人口減少社会に入っており、本町だけでは解決できない課題もあります。しかし、根本的には少子化対策を含め、若者が定住できるような魅力のある施策を打ち出していくことが

必要ではないかと考えております。

次に、「人口増の施政の取組みについて」のお尋ねであります。本定例会に議案として、上程しております第5次総合計画の基本構想において、町の将来像として掲げた「笑顔と元気あふれる、住みよいまち田布施」を実現するための重点施策に取り組むことで、目指すべき町づくりが現実のものとなったとき、人口という指標に反映されてくるのではないかと考えております。

2点目は、税負担率について、年収300万円、500万円、700万円の3パターンについて、標準的な世帯での租税負担、社会保障負担がどのくらいになるかとお尋ねであります。現在、国の新年度予算と関連法案が審議中であり、平成23年度の子ども手当など不透明なものも多くありますが、扶養控除の廃止は、平成22年度税制改正によりまして、平成23年分の所得税から適用されることとなります。改正の主な内容は、子ども手当の支給対象者となる16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除額38万円の廃止と、高校無償化の支給対象者になる16歳から19歳未満の特定扶養控除額63万円のうち、上乘せ部分であります25万円の扶養控除が廃止され、一般扶養控除額38万円に移行されることになり、これらの該当者は、税負担率が増加することとなります。今後、住民税につきましても、平成24年度分から適用されることとなります。

また、社会保障費の国民健康保険税においても、現在、国において審議中であり、上限額が4万円の増額となる見込みとなっております。こうした改正等を見込んだ試算で、個々により、実情が異なりますが、標準的なケースを夫婦と子供2人の世帯のうち1人は特定扶養者として、国民健康保険・国民年金加入者で固定資産税は償却資産を除いた平均税額として、あくまでも参考数値として三つのパターンで試算いたしますと、まず、年収300万円の世帯では、租税負担額15万4,000円、社会保障額70万1,300円で、負担率は28.51%となり、平成21年より金額で8万2,060円、負担率で2.74%の増になります。年収500万円の世帯では、租税負担額50万3,700円、社会保障額86万6,100円で、負担率は25.41%となり、同じく平成21年より、金額で11万5,960円、負担率で2.32%の増になります。年収700万円の世帯では、租税負担額81万1,500円、社会保障額103万3,100円で、負担率は26.35%となり、平成21年より、金額で23万2,060円、負担率で3.31%の増となり、三つのパターンともに税負担が2～3%程度増えることとなります。次に、上水道、下水道、住宅家賃を初め、町が収納する使用料、手数料の見直しや改定等、住民の負担にかかわる見通しについてお尋ねありますが、現在のところ、改定の予定はございません。

3点目は、総合計画の推進についてのお尋ねであります。

まず、これからの重要課題の推進はどの課を想定しているのか、との具体的にお尋ねであった安心、安全な町づくりと防災計画については総務課、人口問題と企業誘致については企画財政課、雇用創設については企画財政課及び経済課、ブロードバンド推進については企画財政課が、現在、担当課となっております。次に、総合政策推進部門の課が必要ではないか、とお尋ねであります。今日、行政に求められている住民ニーズや行政課題、施策は急速に拡大・複雑化するとともに、高度な専門性を求められてきております。また地方分権改革のもと、地方自治体への権限移譲もあいまって、自治体が担う責務は増すばかりであります。こうした、地方分権時代にふさわしい自治体運営を推進するためには、限られた経営資源、人・物・金・情報等を最大限活用して、住民サービスの向上を図ることが重要であり、そのためには、行政内部の徹底した無駄や縦割りの弊害の排除に努め、効率的、効果的な行政運営を実行するための組織機構や経営の仕組みを構築し、町政全体の整合性を図りながら、町づくりを推進する必要があります。このため、今回、策定いたします第6次田布施町行政改革大綱の中でも、複数の課にまたがる重要事項への対応を重点事項として掲げておりますので、今後、内部協議を進めたいと考えております。以上であります。

議長（谷村 善彦議員） 高川議員。

議員（7番 高川 喜彦議員） 私は数年前に田布施町の昭和30年、1町3村が合併して以来のい

わゆる人口の動態推移をずっと調べてみました。これは、やっぱり私どもの大事な使命だというふうに思っていて、この把握をしっかりしながら適切なタイムリーな施策としていく必要があるんじゃないか。ちょうど今、1万5,984人という、この人口はちょうど昔こういうときがあったのかというんで調べてみたら、非常に近いのが昭和39年に1万5,958人というのがあったんです。

何を言いたいかというと、このときに当時何をしたんだろうというのを調べてみたんです。そうしましたら、この時期に昭和40年代になってからですけど。次々と地場産業というか、工場を建てていたんです。今、田布施町内にある大きな事業所は大体この時期につくられています。それと、団地の分譲をし始めたり、また、この時期には泊団地とか宿井団地、47年から48年にかけては見田団地、昭和50年から51年にかけては岸田団地、こういう施策をしまして、そして非常に町として、もっと後になりますけれども、町の工場設置奨励条例などもつくって、非常に企業誘致なども盛んにやられております。そういうことによって、町の勢い、町勢、町の勢いが非常に出てきた時期があるわけです。これを私は町勢の進展とこう言うわけですが。この町勢の進展、町を治めるんじゃなくて、町の勢いを増していく。そういう施策が非常に大事だ。やっぱり人口が減っていくような町政をしたんじゃないかと思いの切なるものがあります。今、言われるように、ここ数年、平成17年からというのは考えてみると本当、雇用促進住宅がなくなっていくんです。そして、そこにお住まいだった方が町外へ転居していかれるというようなこともありましたし、この昭和50年代に誘致した企業が次々と撤退をしていくというようなこともありました。こういう状況はいわゆる社会の不景気とか、経済情勢が悪化している中で、やむを得ないといえればそれまででしょうけれども、非常に残念なことに思えるわけです。今、言われた自然動態というのも大体昔は昭和58年までは生まれるほうが181名で、昭和58年が。亡くなられた方が150人でありまして、30人はもう生まれた方のほうが多かったんです。翌年の昭和59年から生まれる、出生と死亡が逆転してきておるんです。一番少なかったのは、平成9年などは生まれる方が104人、これが田布施町の最低の、昭和30年代最低の出生であります。そして、亡くなられるのは一番多かったのが182名という時期がありました。この平成9年には172人ということでありまして、死亡が非常に50名近く上回っているわけでありまして。そういう状況があった。そこで、町として一体何をしたいのかということが我々知恵を絞っていかなきゃいけないというふうに思われるのでございます。例えば、一時期、私一過性のものではないと言ったのは、一時期、議員もほとんどみんなが若者定住、若者定住って言って、きょうのような一般質問でみんな言ったものです。我々も二十七、八年前の話ですが、若者定住って言わなきゃ時代におくれたような感じだったんですが、そういう一過性のものではない。ずっと続けていかなきゃいけない。若者が定住するために、私も1983年から議員になったんですけれども、町の将来を考えて自分で人口推計のやり方を習ってやりましたら、やっぱり今のような数字になってくるもんですから、何とかしていかなきゃという思いが切なるものがあったわけです。そのためには、やはり出生率の向上も図っていかなきゃいけないが、せっかく育った、高校卒業まで育てた高校卒業時の18歳ぐらいの方が4人に1人、この町へ残ってくれたら、もうこの町は人口減にはならないんです。そういう施策を考えていかなきゃいけないというので、御記憶でしょうが、看護婦の資格を取ったり、福祉関係の仕事についたりする人には奨学金を出そう。あるいは将来、この町へ戻ってくる人には奨学金を出して卒業したら帰ってきてもらうような策も考えていただきました。いつのまにかそういうことが色あせてくるということによる、非常に残念な傾向があるように、今、思うんです。だから、一過性のもものではあってはならない。この辺のところを町長はどういうふうにお考えになるか、ひとつお考えになっておられるか、伺いたいと思います。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 御説明いたしておるとおり、当時私も議員さんと一緒に一生懸命補助をして帰ってきたらお金返さなくていいですよというような議論をした経緯を思い出しました。お話しのとおりであります。

今、私が町の人口増というのを具体的にすぐぱっとできる状況ではありませんが、このほ場整備活性化というのは、事実この農地活性によることによって都市交流をしっかりと、田布施町から出られている方、特にUターン形態を含め70歳までに、60歳代で定年された地域の都市におられる方にぜひとも田布施に帰ってきてほしい。すぐ田布施に住んでもらおうというのは非常に厳しいかもしれませんが、近隣の地区の広島あたり、あるいは非常に交通の便がよくなりました。1時間圏内でこられる地域が非常に多くなって来る。そういう方にはぜひとも田布施に農地を提供する。あるいはもともとおられた農地であれば、ぜひ帰ってきてほしいといった面の働きかけをこれからやっていこうと思います。現段階の中でやればいいんですが、御承知のように昔住んでいたところに帰ったら皆荒れちゃったいやという話を二、三聞いたこともあります。そういう状況の中でぜひ帰ってくださというのなかなか言えない状況だろうと思います。圃場整備ができた地域から、そこにおられた方等を十分の連携を取りながら、ぜひともこちらへ帰って、やはりふるさとで育った地域を再度また、ふるさとに住んでもらえないですかというような状況がもらえるような施策、これからしっかりと対応していきたい。これはもう人口増というよりも当面は地域起こしというのがあろうと思いますが、それが将来に向けては人口の増にもなろうと思います。

ただ、もう一点は議員さんの言われるように、やっぱり昔も今も若者定住というのは絶対必要だと。若いものがおらないと生まれてくる子供も少ないわけでありまして、一番心配している部分がなかなか若い人が結婚しないというのが現在、非常に悩みの種だろうと思います。その辺に何かいい策はないのかという気持ちを持って、日々、その辺を一生懸命考えているんですが、将来に向けてはやはり若者がちゃんと結婚して定住できる町という目安が持てる町をつくりたい。それにはやはりその町が笑顔で元気な町でないと、住みよい町でないと、そういうことは起きないよというのが考えの中の一つでありまして、やはり笑顔があって、住んだらええなあという町にしなきゃいけないという気持ちを持ってこの後のまた、御質問でもあろうかと思いますが、施策の中にも入れております。

先ほど来から関連したような状況でありますので、話が行ったり来たりするかもしれませんが、やはり町の人口は増えていく町ほど活気があります。町長になりたちに私は幸せです、一生懸命やっていきます、町の人口は平成17年度の国勢調査でふえました。山口県で三つしかないふえた町ですって言って自慢しよったんですが、現在の不安はなかったわけではありません。当時からやはり幾らか減ってくる時期が来るというのは思っておりました。そういうのも踏まえて議員さんの御指摘のとおり、私の気持ちとしては町に多くの人に来てもらうということが大事だなという気がします。それと同時に若者の結婚をどんどんできるようにして、やはり若者定住のできる町をこれからつくっていかなくちゃならないという気持ちを持っております。

議員（7番 高川 喜彦議員） 思いは皆同じだろうと思うんです。私は孔子のような立派なことは言えませんが、住んでいる人が喜び、遠くより戻ってくると、そういう町をひとつ実現をしていくようにしていただきたい、これはみんなでしたいと思います。ぜひ、知恵を出し合って、本当に町勢の進展を図っていきましょう。

二つ目はこれもやっぱり同じことなんですけれども、住民の負担率、私は前、これ国の政策にも非常に左右されて、ここで平成23年度の試算でも物すごい赤字じゃないですか。大体25%ぐらいだったのがそれが3%増えているんで、私はこれ気をつけにやいかんかと思っておりまして、今度はぜひ町長にひとつお願いであります、こういう予算を立てるときでなくても、決算のときでもいいですけど、大体田布施町民の住民の負担率というのはこのくらいになっておりますっていうのを税務課もそうですし、税務課へもお願いしたいし、企画のほうでもこれひとつ把握して、議会での参考でいいですから知らせてください。

今、日本は世界的には非常にまだ、国民の負担率は低いんです。調べたところによりますと、つい先ほどなんですが、国税庁から取り寄せた資料なんですけど、日本全体では2008年まで出るといんですが、40.0と言います。租税の負担率が25.1%、社会保障の負担率が15%、両方あ

わせて40.1%と出ております。それからしてみると田布施町はまだ、こういう点では住みいいし、先ほどの話しじゃないですけども、自然動態という条件の中では、ことしなんかは冬に大雪が降りましたが、いよいよ積もらんのですからね。まあ、生活のいいところです。こういう中で負担率が低いということになると、どんどんふえてもらわんにゃいけないのですけれども。そういうふうに思います。参考のために、アメリカが34.9%、ここには国民健康保険とかというのはないですからね。イギリスが48.3%、ドイツが52.4%、フランスが61.2%、スウェーデンは64.8%です。こうなってくると稼いだお金の、所得の半分以上がこういうものに負担率でかかってくる。いつかこの話しをいたしましたら、この負担率は高いほうがいいのか、低いほうがいいのか、とって住民の方がおっしゃっていましたが、負担率が低い方がいいわけでありまして。そういうことからやっぱり先ほど町が収納する手数料とか、そういったものもよく考えて、また、こういう数字を参考にしながら、かと言って、事業負担が成り立たないようでもいけないでしょうから、その辺のところはよくひとつ考えていただくようお願いをいたしたいと思います。

町長、その辺をひとつ、町長の御参考までですが申し上げます。所見を聞かせてください。

議長（谷村 善彦議員） 町長。

町長（長信 正治君） 非常によくわかりやすく御質問いただいたんですが、負担率、本当少ないほど町民の皆さんすべて喜んでですが、ひとつこれに関連して議員さん御存知だろうと思いますが、それに付随するサービスの向上とのバランスが多分にあるというふうに思います。安い負担で非常にサービスのええ、これが基本になってこようと思います。先ほど来から補助はどうかとかという質問もありましたが、その辺とのバランスを考え、やはり住民すべての皆さんにサービスもええが安い税金で済んだのうという町を基本にしなきゃいけないのかなと思います、非常に難しい行政手腕の課題だろうと思います。

今、特に気になっておるのは、減税日本という、安いのが一番ええですということですが、これがどうなるのかなあ。確かに言葉でその状況があるかどうかと思うんですが、多少私はその辺には不安を感じるんですが、確かに税の負担、租税の負担、あるいは固定資産税とか、これは安いにこしたことはないし、それにやるにはやっぱり町の財政力をしっかりとつけなきゃいけないというも頭の中でありまして、それがサービスへ回せるというふうに思っておりますので、また、いろんな面で御指摘、御指導いただきながら一緒に議会と協力しながら、その辺は対応してまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（谷村 善彦議員） 高川議員。

議員（7番 高川 喜彦議員） スウェーデンのほうでは若いうちはよその国、税金の安いところに行って働いて、年取ったら高福祉の自国に帰ってくるということがあるそうですが、そういう国民性というのはいかがなものかと、いけないと私は率直に思います。そういった意味でも本当にこの負担率というのは、よくチェックしていくことが必要だと思えます。面倒な計算をしてくださいました、これは税務課のほうでしていただいたんでしょう。お世話になりました。ありがとうございました。

3番目の質問なんですが、これは本当に大事なことだと思いますよ。これからの町政はそういうことでひとつやってもらわないといけないと思うんで、今、総合計画もまだ提案はされていませんから、提案をするつもりでこの後でしょう。ですから、なにかこの間新聞見よったら、やっぱり柳井の総合政策部とかなんとかというのをつくったそうです。そういうときが来るとるんですよ、今、本当、住民ニーズも範囲が広くなりましたし、また、本当に縦割り行政だけじゃ対応できない時代が来るとるんですから、その辺ひとつよろしく願いをいたします。いいですか、町長。ちょっとひとつ。

議長（谷村 善彦議員） 町長。

町長（長信 正治君） ありがとうございます。今、課内でしっかりやっているのは、分権の件も含めてあるんです。国がどう動くかわかりませんが、やはり地方分権、地方主権というのは私もちょっとおかしいなと思うんですが、分権ということではいろんな権限を移行してくる。そうした場合にはや

っぱり専門的なものも要りますし、連携の取れた縦割りじゃなしに、課内全体の総括的なことができる問題も含めて御指摘ありがとうございました。やっぱり考えていかなきゃいけないと、今、課内しっかり指導してまいります。

議員（7番 高川 喜彦議員） 以上で終わります。ありがとうございました。

議長（谷村 善彦議員） 以上で、高川喜彦議員の一般質問を終わります。

.....
議長（谷村 善彦議員） 休憩をいたします。始まりを50分にしたいと思います。

午後2時37分休憩

.....
午後2時50分再開

議長（谷村 善彦議員） 休憩を取り消し、一般質問を続けます。河内賀寿議員。

議員（10番 河内 賀寿議員） それでは、一般質問を行います。質問方式は1問1答でお願いします。質問事項は高齢者の戦争体験を学生にもっと伝えては、ということです。答弁者は教育長でお願いします。

質問に入ります。先の大戦が終って、65年の月日が経ちました。戦争体験をされた方々は、皆高齢者となり、元気にそれを伝えていただける時間は、残り少なくなりつつあります。生きていますから貴重なお話を聞けること、直接質問ができることは大事だと思います。多くの犠牲の上に今日の平和があり、今の高齢者の方々の努力の上の繁栄でもあります。今までの学校での取り組みは力を入れたり、そうでなかったり、現場でまちまちだと思います。

かつて私が学生だったころは退職間近の男の先生は兵隊時代の話をも自分の授業の空き時間に熱く語られていました。また、女の先生も銃後の守りと言いますか、後方で支えた話や外地からの命からがら帰ってきたお話などをよくされておりました。共通の思いと感じたのは、私のような贅沢に育った若い世代に退職前に自分の戦争体験を何とか語り継いでおきたいという気持ちでした。ただ、私のように興味を持って聞くものとそうでないものとのギャップは当時からありました。執行部を初め、本日お集まりの方々の多くは親の世代が戦争体験をされておられると思います。よって、直接聞かれることも多く、わざわざ招いていくという概念は余りないかもしれません。重要なのは若い世代に対してであります。このテーマを取り上げるきっかけは、若者の驚くべき戦争認識を聞いたこともひとつにあります。大阪の親戚の6年生の男の子が修学旅行で広島平和記念館を見てきた感想の本音を言いました。「こねいなものを見せやがって、気持ち悪くなった。俺らの世代がやったわけじゃねえんだぜ。関係ないよ。おっちゃん。」というのを私に言ったことです。ただ、学校へ出した感想はこうは書かず、「戦争はいけません。かわいそうでした。」の建前論だったかもしれませんが、もうこれにはびっくりしました。こんなことでいいのだろうか。何か違うのではなからうかという疑問です。

おいしいものお腹いっぱい食べられて、家には家電があふれ、安全は当たり前というような環境に育っていると、戦争の実感はわからないもので、それはそうだと思います。それが満たされた平和であり、すばらしい時代ではあります。ただ、それをかち取るために大変な時代があったことを若い世代に十分伝えていただきたいと思います。ゆとり教育が終了し、こういった事に時間を割くことも難しいかもしれませんが、是非考えていただきたいと思います。私に話を聞かせた退職教員の方々もまだまだ、お元気でいらっしゃいますので、一般の方も含めてこういったことをやっていただければと思います。教育長、お願いします。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） 高齢者の戦争体験を学生、児童生徒に伝えては、という御質問にお答えします。小中学校の学習指導要領におきましては、小学校6年の社会科や中学校社会科の歴史的分野におきまして、世界平和の大切さや戦争が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させることとなっております。授業を進める上の教材として、戦争を体験した人の言葉やお話を文章や映像を

通して読んだり聞いたりするような工夫が、現在、授業でなされております。体験活動としましては、町内の小学校では一日遠足として、広島原爆ドームや記念館を訪れておる学校もありますし、被災地を訪れ、戦争や原爆の悲惨さを目の当たりにすることで児童に平和の大切さを伝えるようにしております。また、中学校の国語科等においても、例えば井伏鱒二著「黒い雨」のような戦争体験を元にした文学作品を取り上げることで、平和への祈りを持てるような学習も行っています。特に本町で顕著な学習としましては、田布施中学校1年生が東田布施公民館に出向いて、生きがい教室の方々から、これまでの生き方や体験をお尋ねしたり、たぶせ苑に出向いて高齢者の方々から体験をお聞きするといった総合的な学習の時間を使った学習であります。行っておるところです。高齢者の方々には、田布施を受け継ぐ中学生に伝えたいことをしっかりお伝えいただくようお願いしております。議員御指摘のように、こうした町内の高齢者の方々から戦争体験を含むいろんな体験をお聞きしたり、お尋ねしながら、伝えたいことをしっかり伝えていただいて、小中学生もしっかり受けとめることができるような、そうした授業を今後も大切にしていきたいなというふうに考えております。

議長（谷村 善彦議員） 河内議員。

議員（10番 河内 賀寿議員） 取り組みも十分、今、話されたとおりで、それぞれ現場は一生懸命取り組まれておると思いますが、この質問に当たり何人かの学生にどんな戦争体験の話とか聞いたりする、どんなとか聞いたときに、余り印象に残ってない子がほとんどでございまして、そんなあったかなあ。そういや、前に何か呼ばれて聞いたような気がするとか、何か本当は私なんかももうちょっと、うーん、すごい話でねとか、いろいろ話を言ってくれるのかなと思ったけど、聞いた人間が全員そういう感じだったのかもしれない、もうちょっと感じる人がいたらそうかもしれないんですけど。すごく残念な気持ちがありまして、やっぱり一方的にお話を、長く話をちょっと恩きせがましいような表現という問題があるかも、一方的にざーっと話されたら印象が薄いのかなあとか思っています。我々のときなんかいろいろ質問を双方でしかえたりいろいろして、また、先生もまた、いろんな昔のラジオ放送のテープをそのまま聞かせて、これ聞いたときにはびっくりしたよとか、いろんな工夫もいっぱいありまして、双方で何といいますが、印象に残るようなことが大事だと思うんです。わりと今やっているのは、何というのか、余り質問させるようなことじゃなくて、ただただ聞かせるといった感じが多いいんじゃないかなと思ったのはあるんです。

いろいろ話の中でも、長靴って言ったら何と思いますかって、今ではブーツなんですよとか、ああ、そうなんだとか、何かそういう変わったような話のような、いろいろなクイズ形式じゃないですけど、とにかく興味を持ってもらうように話すというのはなかなか難しいんじゃないかと思うけど、そういう工夫をどんどんやってもらったら、認識を、戦争の正しい認識というのは表現が悪いかもしれんけど、事実というのはこういうことがあったとか、よく鮮明に頭に浮かぶような感じぐらいの若い世代に持ってほしいなという気がしているところでございます。どんなでしょうか。いろいろやり方はそれぞれ先生とか現場によって違うと思うんですが、クイズ形式ではないですけど、双方いろいろ取り組みのやり方いろいろとあるんですが、具体的にどんなでしょうか。興味を持ってもらえる感じでうまく行っておりますかね。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） いわゆる義務教育というのは、いろいろ教えなければならないことがたくさんあります。しかも、その中で、議員さんがおっしゃるのは私がちょっと理解ができないのがあって、生き方を教えるっておっしゃるのか、平和教育についてそういった面での教育をしてほしい。期待しておられるのか、その辺はわかりませんが、一応、先ほど申し上げました社会科等につきましては、これはいわゆる戦争の実態、これいろいろ御存知のように教科書等の問題もあって、社会の歴史的な教科書の問題もありますし、教育の問題もありますので、なかなかその辺難しいところもありますが、いわゆる歴史そのものを教えていると、今おっしゃったように戦

争の悲惨さとか、そういうところでやっております。

それから、あと申し上げましたような中学校1年生が高齢者の方々にいろんな質問をしながら、また、高齢者の方々がいろんな体験を話されるというのは、これは歴史体験というよりは生き方を教えていくというような授業でやっております。

もう一つはやはり子供たちには種をまくということが大きな要素がありますので、教えたことがすぐ次の日に人間が変わって、非常に感動して生き方が変わってくれば一番いいんですが、やはり子供ですから、生き方を伝えることによって2年あるいは5年、中には10年経って、やはりそれが非常に人生の生き方として大きく自分の中に存在としてなってくるという可能性もあります。やはり教育というのは中立性がなければいけませんし、それとやはり広範囲に小中学生には伝えていくものがあります。ですから、深くはできませんけど、浅く広く、しかも間違えでなく正確に中立を持って教えていくということが非常に重要になりますので、十分お気持ちはわかりますが、やはり教科として歴史そのものを教える部分と、生き方として教える部分があります。ただし、平和教育そのものにつきましても、私は余りそういったものに特化すべきではないと思っておりますし、学習指導要領の範疇の中でやるつもりですし、どこかの県とか一部の学校のようにそういったものをどんどん押しつけていくというようなことは、私は適切ではないと思っておりますので、その辺は十分御理解いただいたらと思います。

議長（谷村 善彦議員） 河内議員。

議員（10番 河内 賀寿議員） 種をまいていただければ、本当にいいと思います。

そういう堅苦しいというより、余りに昔のこと、余り 本当に興味を持ってくれてるような子供自体が少ない感じなんで、今回こういうのをやってみようと思ったんでありますして、ぜひ、これから もちろんイデオロギーとかの関係もありますので、何か特化とかいろいろ十分わかります。事実だけ、こういうことがあったというのは、割と広く浅く、みんな子供、普通に常識的に脳に残るぐらいにさせていただくような教育をよろしく願います。これで終わらせていただきます。

議長（谷村 善彦議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

議長（谷村 善彦議員） 次に、藤山 巖議員。

議員（3番 藤山 巖議員） それでは、町長に3点ほどお尋ねをいたします。

まず、当初予算案についてであります。当議会に平成23年度当初予算案が上程をされました。一般会計の総額は54億8,900万円で、対前年度比でマイナス6.9%の減額予算となっております。平成20年度に施行されました財政健全化法に基づく実際の健全化の判断を示す実質公債比率は、3年前の21年度の20.0%に対しまして18.7%であります。これは県下でワースト2位から3に緩和されたとは言えると思いますが、しかし、依然として厳しい町財政の状況にあるということは変わりはありません。言うまでなく、23年度の当初予算案は長信町政にとりましては2期目の実質実行予算案であります。しかも、向こう10年間を目標にした第5次総合計画であります。この実施予算でもあるわけでありまして、我々町民にとりましては、未来の田布施町を展望したら、希望を抱かせる中身ある予算案として注目をしたいところであります。その思いは町民あるいは我々議員以上に長信町長自身が強い意思、信念で今回の当たられたことだというふうに推察もしております。まず、そのあたりから町長のお考えをお聞かせください。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） それでは、藤山議員さんの御質問に対してお答えいたします。

平成23年度の当初予算案についての御質問でございます。

私は、2期目を迎えるに当たり、町づくりについての五つの目標を掲げてまいりました。その目標を実現するために、必要な事業費等を23年度当初予算案に計上いたしました。

一つ目は、就任以来の懸案事項であります。財政の健全化であります。私が町政を担って、4年

が経過しますが、事務事業や投資的経費の見直し等を行い、町債残高の減少等に努めてまいりました。数値的には改善の方向に向かっていますが、まだまだ、厳しい財政状況にありますので、本年度も引き続き、財政の健全化に向けて予算編成に取り組んでおります。

二つ目は、農業の再生であります。念願の荒廃農地の解消を図るために23年度から国営ほ場整備事業に着手することになります。この準備に要する事業費等を23年度当初予算案に計上しております。

三つ目は、安全・安心の町づくりであります。昨年に引き続き、学校等の耐震化を図るとともに、集中豪雨等による駅前周辺や八和田地区の冠水対策、また、尾津漁港の高潮対策等を進めてまいります。

四つ目は、健康で活力のある町づくりであります。本年度は、48年ぶりに山口県で国体が開催されます。本町は、デモンストレーションとして、ゲートボール大会を開催します。このような機会を捉え、競技としてのスポーツもさることながら、健康を保持するスポーツを進めていくこととしております。

五つ目は、町民の声を行政に反映していくことでもあります。多様化する町民のニーズやさまざまな地域の課題等を町政に反映していくため、地域懇談会の開催や町政モニター制度を導入することとしております。

その他、心身障害者福祉タクシーの拡充やオストメイトトイレの設置等、障害者にやさしいまちづくりや子育て支援の充実、また、職員の行政管理能力の向上等にも配慮し、予算措置を行いました。

このように、町財政の健全化、町民の皆さんが安全で安心して暮らせる社会環境や、健康で充実した生活環境を作り上げることにより、第5次総合計画の将来像としております「笑顔で元気あふれる、住みよいまち田布施」が実現するものと考えております。以上が、23年度予算の編成に当たりまして私の思いであります。

議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

議員（3番 藤山 巖議員） 今、町長が言われましたように、まさに我々は町民の意思を反映する、これが責務であります。町民の意思をくみ取り、町政に反映させる責務を担っているんですから、また、町民からすれば、公選する議員あるいは我々議員あるいは町長に対して何とか町民のために力を発揮してくれるのではないかと、少しでも暮らしやすい田布施の町にしてくれるのではないかと、こういう期待感を持って選挙され、我々は選挙されているわけであります。

23年度当初予算のダイジェスト版というのをここに目にしましても、確におっしゃるように28の新規事業というのが掲げてあります。しかし、先ほど来、五つの項目を言われましたけれども、長信町政らしさといいますか、そういう理念がどうもいま一つ我々に感じられない、ピンと来ない。今年度からスタートいたします第5次総合計画においてもこの作成に当たった議員あるいは民間の検討会、こういう人からさまざまな提言がされてきております。にもかかわらず、予算面に見えないんです。例えば、二、三年を目途にこういう貴重な提言については、研究してみよう。あるいは検討のプロジェクトチームを立ち上げてみよう。組織の強化を図るとか、あるいは有識者を呼んで、町づくりの研究会をあるいは勉強会を立ち上げてみよう。このあたりが私はあっていいんじゃないかと思うんです。財源がなくてもそういったソフト面での取り組みといいますか、町長の姿勢といいますか、このことあたりがどうも我々には感じとることができない。まさにこうして議会で丁々発止議論しても、果たして町長、これを反映させようという努力があるのかなあ。李白ではありませんが馬耳東風みたいな感じを受ける、我々は、まさに、行政職員あるいは担当課の教科書の域を私は出ていないんじゃないか、脱していないんじゃないか。こういう、これは私の見方ではありますが、それは感じております。今回の23年度当初予算案について、まずは町長は2期目でありますから、あるいはしかも総合計画のスタートの年でありますから、その辺をこの予算面でどう強調されたのか、もう一度答弁ください。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） ただいまお答え申し上げましたが、私自身の以前にも藤山議員さんから、長信カラーが見えんということも言われました。また、今度総合計画に向けてのスタートの年なのに、もう少ししっかりとした目標を立てて。

議員（3番 藤山 巖議員） それはいい。僕が言っているんだからいい。

町長（長信 正治君） やれということではありますが、決してそれをやっていないわけじゃありません。予算というのは単年度予算事業として構築するものであると同時に、将来に向けての計画も踏まえた状況の中の予算でなければなりません。総合計画と整合性はもちろん必要であります、構想計画につきましては長期に基づいた計画を持って行っていかなきゃいけないし、予算的には23年度確実に住民福祉含めてサービスができる予算でなきゃいけないしということを十分考慮した上で今回の予算計上をさせていただいております。

この後も御審議いただくわけですが、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

議員（3番 藤山 巖議員） 提案されましたこの予算案を見ましても、自主財源あるいは依存財源、ともに大幅なダウンがために、予算規模はかなり実は細ってきている。いわゆる年々予算規模は縮小されてきている。こういう状況であります。

一方、地方債のほうはどうかと言いますと、先ほどの議員の答弁に町長は、多少緩和したような見解を述べておられましたけれども、計画どおりに減らない。それどころかこれからの景気動向如何では、私は増えてくるのではないか。このようにも思っております。

現在、行っております緊急財政再生プラン、この計画を総合的、一体的に見直してみる。例えば、編成方針でも強調しておりますけど、いわゆる民間が取り入れているスクラップ・アンド・ビルド、これなどによって私は住民へのサービス頻度が低い、軽微な事業は極力、集約を図って効率的な行政をスピーディに行う、行政の経営会議ぐらひは立ち上げて、総合的な私は見直しが必要になってきているのではないか。先ほどの高川議員から政策推進という言葉もありました。私はさらにそれを踏み込んで、経営的にこの田布施という町はどうすればいいんか、収入は減る、社会保障費など出るものは出ていく、どんどん、どんどん。これは隣近所、いわゆる何課がどうか、かに課がどうかという課の間のことではなくなってきたんですね。そこを私は合理的にこの54億8,900万円の予算の中でどうするのか。もう少し私は突っ込んだ組織のそういう改革といいいますか、組織づくりをして取り組まないと大変な私はことになるのではあるまいか。このような考えも持っております。

町長、お考えを。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 町の状態ではありますが、年々年度予算が減額しているわけではありません。今回、私が予定していた23年度予算に対して総額的に54億8,900万円という数字が出たわけでありまして、昨年度、一昨年度はそれより少し上を行ったような気がいたしておりますし、また、町財政の健全のためには目標年次を立てたということも、目標年次ではありませんが、私自身は実質公債比率を冒頭、当初申し上げましたように、18%をできるだけ早く切りたいという計画は持っております。それはあくまでも起債をする上の重要一つのポイントの数字であるという経緯がありますから、18%をできるだけ早く切りたいという計画に立っておりますが、計画にけっして遅れないようにしなきゃいけないというか、年数を決めたわけではありません。これだけは御理解をいただきたいと思ひます。議員さんが言われるように、もっともっとしっかりした町全体の見通しを立てる組織づくり等は必要かもしれません。これは私なりに自分がこれから計画をしていく中においては、研究していこうというふうには気持ちは持っております。

議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

議員（3番 藤山 巖議員） 私は、もう即研究するんなら、もう即、私は取りかかって、急ぐべ

きものはどういうものなのか。あるいはおくらせていいものはどういうものなのか。このあたりの即決です。スピーディな行政というものを私はやらんと、いつまでも、いつまでも先送りのような考えをしとったんでは私は財政再建にならん、こういう気持ちから申し上げるわけでありませう。

それでは、次に2項目、3項目についても実は関連したことでありますから、それじゃ、2項目のほうにいきます。私が疑問に思いますのは、これまで議会で再考を再三にわたって促してまいりました。その行財政改革に逆行したその一つが高齢者のいきいき館の分離運営であります。委託運営している地域交流館から高齢者いきいき館をわざわざ引き離して独立運営することによって370万円余りもの多額の予算計上を余儀なくされているわけでありませう。なぜ、今、この高齢者いきいき館を分離する必要があるのか。急がなければならないのか。そういう急を要するこれは事業ですか。まず、そこから町長。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） それでは、2点目の高齢者いきいき館についてのご質問にお答えします。

高齢者いきいき館は、国の介護予防拠点整備事業により、高齢者健康増進施設として平成14年4月に複合施設「ふれあいプラザ田布施」の1施設としてオープンしました。

設置目的は、健康で元気な高齢者に、健康づくりや生きがいづくりのための交流の場を提供することにより、介護予防の推進を図ろうとするものです。本来、地域交流館と高齢者いきいき館は、別々の目的を持った施設で、それぞれ独立して事業を行なっておりましたが、役場組織の改変等の諸事情から、高齢者いきいき館の一部を地域交流館の事務所としてお貸し、高齢者いきいき館の受け付け、維持管理といった事務をお願いしていました。しかしながら、現在の管理方法では、経費面のメリットはあるものの、御指摘のように利用率も低く、高齢者いきいき館本来の設置目的の達成には限界もあることから、平成23年度から、高齢者いきいき館に臨時職員1名を置き、貸館業務、維持管理のほかにも、老人クラブの事務局事務等も行うように変更しようとするもので、今後、多くの高齢者の方々の交流の場として活用していただけるよう関係団体にも働きかけております。

また、施設設置後10年近くが経過し、その間、地域交流館の指定管理者制度導入などの経緯もあり、条例の規定が現状にそぐわなくなったものもあることから、ふれあいプラザ田布施という複合施設の看板を下ろし、地域交流館と高齢者いきいき館を、それぞれの条例で管理運営することが適当との観点から、このたび、条例改正を御提案していくもので、全員協議会でも御相談申し上げておりました。

次に、今後の具体的な運営についてですが、主な開催事業については、保健関係では毎月第2火曜日に「健康・栄養相談」、第4水曜日に「こころの相談」を開催し、介護保険関係では第2・4木曜日の包括支援センターによる「介護よろず相談」、ケアマネージャー連絡会議、各種ケア会議、認知症にかかわるいきいき講座のほか、新たに老人クラブ関係の理事会や高齢者相互支援連絡協議会などの開催も予定しております。こうした見直しを行なうことにより、高齢者いきいき館の本来の役割である、元気な高齢者に健康づくりや生きがいづくりのための場として、多くの方に利用していただければと思っております。以上です。

議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

議員（3番 藤山 巖議員） 私が聞いているのは、何でこの時期、急ぐんですかって言ってるんです。今、今後の運営とかいうのはそれぞれ環境センターの保健婦とか、あれはいろんなところで今、やっておられるんです。言ってみれば、分離するがための内容のいわゆる、どういいますか、理由づけなんです。なぜ、今、急ぐんですか。これ分離するということは、なぜ、今ここで分離独立運営をしなくちゃいけないんですか。町民にそれだけ、今やらないと来年度から町民から相当のブーイングでも起きるんですか。私は1年でもおくらせてやっても何ら支障はないと思う、行政に。その急ぐところを聞いているんです。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 全員協議会等でも協議をいただきました。また、御要望のあった交流館の増設に絡んだ状況において、このたび分離することが妥当だろうということでもあります。

また、交流館増設についての問題等もいろいろ御協議いただいて協議会でやっていただいたんですが、今、事実完成はしております。交流館のこれからのなお一層の発展はやはりあそこを利用する多くの方に来てもらうのも一つだろう。それには増設も必要だという意味。それと、あそこを交流館の方に管理していただいていた、受け付け管理していただいておりますが、その辺を踏まえてこれからは交流館内でのしっかりした運営をしていただけるほうがいいと、あそこは施設の管理はこちらでやります。交流館の関係は交流館でしっかりとやっていただけてもらうほうがいいんじゃないか。そして、いきいき館に来るお客さんも交流館をスムーズに利用できるようにということでありまして、私のほうへ交流館、いきいき館の使用勝手が非常に難しいという苦情等もあった経緯もありまして、できるだけ早くという意味でこのたび交流館の増設に兼ねて、この条例改正を行うという状況であります。

議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

議員（3番 藤山 巖議員） 交流館の増設と今回急がなければいけないこの事業とは全く関係ありませんよ。どういうことで急がなくちゃいけないんですか。交流館は手狭だから増設した。増設したから、それじゃいきいき館は分離独立せんにゃいけんとはどういう意味ですか。わかりませんね。もうちょっと具体的に説明してください。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） さきの協議会で申し上げたとおりであります。交流館をしっかり活用してもらうことと、それと同時にそれに増設にかかわって、このたび中央部分の分離等の関係、使用目的等のはっきりした状況等をしっかり踏まえた上で、じゃあこのたびやるほうがいい。おくらせても早くてもというんじゃない、早いっちゅうことはまずありませんが、できるだけ早くやるべきという判断をしたから、このたびやったわけであります。

議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

議員（3番 藤山 巖議員） いや、あなたの回答非常に回りくどく言っておられますが、何ら関係ないんですよ、要は。私はね、なぜ今やるのか、24年度、来年度でも私はいいいんではないかと、こういうことを言ってるんです。あなたは今、交流館がさらに活性するためにもということをおっしゃるが、口ではおっしゃるわけですよ。交流館はどんどん設けて活性しなくちゃいかんと。周辺のこの産直の店を見ますと、今増設、新築するのもあるし、あるいはさらにこの産直の店をふやそうという自治体もある。非常にこの産直については、環境が過当競争みたいな状況になりつつあるんですね。しかも、私はこれあとと言いますがね、事務所を建てて交流館が独自にそれ事務所を建てて、それから落ち着いた段階で分離するんなら分離してもいいと思うんですよ、ね。だけど、あなたがどっちに目が向いとる、交流館を育てようとするのか、それとも急を要するいきいき館を早く分離して、早く新たな条例に基づいて運用しようとするのか、その辺がわからんから私は何でこの23年度で計上して、新年度からやろうとするのか、それ全く答えがなってないですよ、あなたは。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） これは執行部側の態度としてそういうふうを決めたんであって、何でそれが今でおくらせんにゃいけんのですか。その理由がわかりません。

1つには、今言われた交流館があそこを管理する、それは町の事情でお願いして管理していただけた。じゃけど、交流館は本来の目的である高齢者を含めた活用をしっかりとやりたいという意味からにおいて、その問題等が出たので、できるだけ早く分離して、それはその目的として使いたい。いきいき館は今回の増設という要望があって、増設をかけた。それに対してしっかりと運用していただきたいというのが私の願い。そこにそのまま、まだ引き続いて交流館の管理、事務所を使わせという要望等もあったんですが、それはうちのほうははっきりといきいき館の活用をしっかりとりたいから、おた

くのほうで事務所はつくってくださいよという話をして、御理解をいただいていると、私はそう思っています。

議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

議員（3番 藤山 巖議員） 結局ね、どっちに目線がいったのか、いわゆる地域交流館をさらに育てていこうと、こういう姿勢がない。いわゆる事務方のほうから出てきたから、それに印鑑を押してやるんだと、こういう説明じゃありませんか。それでね、ちょっと具体的に予算面でいいますと、この指定管理者制度で委託運営をしている共同組合田布施地域交流館の関連予算であります。地域交流館から町の一般財源に、町のこの一般財源に年間106万6,000円入ってる。一方、町はいきいき館も委託しておりますから、その委託のための委託料として年間42万円地域交流館に払うと。差し引き64万6,000円というのが本町の収入なんです。一般財源に入ってる、今の状態であればですよ。

高齢者いきいき館を独立運営にしますと、時給雇用で730円、年間に213万円の人件費が新たに発生するんです。23年度は、さらにこのいきいき館の前の芝生を取っ払って、そこを駐車場に整備せんにゃいけんということで、単年度は370万5,000円計上しとる。370万5,000円、ええですか、単年度計上していきいき館はやるんです、これ。しかも、いきいき館というのは、この使用、町民の方が使用されるんですが、この使用申請というのはほとんど土日に集中してるんですよ、これは。私調べてみましたらですね。交流館というのは、年中無休でありますから、そうしますと、この そういう状況なんです。果たしてそれが同じ交流館が委託運営してる高齢者いきいき館でありますから、極めてこの不合理な、今現在であれば集約もされ、省力化もされてるんです。

言ってみれば、私に言わせればむだな予算で、費用をここで計上してまで、このいきいき館という運営をしなくちゃいけんのかと、極めて疑問に思うこの事業なんです。その辺全く私に言わせれば考えてないといえますか、このような気がするんですね。このまず根本の分離運営をしなくちゃいけないというその理由のもとちゅうのは何ですか、それじゃ。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 以前交流館を活用されるその出店者を含め、活用される方から、非常に交流館の中の使いまいが悪い、あるいはいきいき館のほうと非常に陣取ってやってるじゃないかという苦情等が何件か、直接町長室へ来て言われた方がおられます。それはいけないですねということで、たまたま交流館を増設しますから、その増設に伴ってその辺はちゃんと準備して、もとの活用場として使えるようにしましょうと。決して天秤にかけて、交流館が大事か、いきいき館が大事かということは私はありません。どちらも複合施設として田布施町が以前つくり上げたものであります。どちらも有効活用して、町民にしっかりとサービスができることが大事であって、そういう問題さえなければ、こういう事態も起きませんし、ちゃんと指定管理としてあそこを預かった方がトラブルなくしてやられれば、こういう事態が起きたかどうか私はわかりませんが、それは増設があるから、このたび事務所もちゃんと交流館にお渡しして、新しくつくっていただければ、ちゃんと分離してできますということも含めて、なお一層本当の意味の複合施設として使うんじゃないかと、（発言する者あり）人の答弁を抑えることはないじゃないですか。ちゃんと答弁をまず聞いてください。

議員（3番 藤山 巖議員） 私が言っとるそれじゃ質問に答えなさいよ。

町長（長信 正治君） だから、質問に今答えてますよ。だから、そういうことであんたはどっちを大事にしちよるかとか、交流館じゃない、いきいき館が大事なんだろうと、そういう質問の仕方自体が私は理解できないから、はっきりここで答弁申し上げます。どちらも大事です。どちらも町民のためです。そして、その施設はあくまでも町がつくり上げた施設であり、交流館には指定管理としてお願いを申し上げてるわけです。それだけはしっかりとわかっていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

議員（3番 藤山 巖議員） 私が聞いとるのは、その独立いわゆる分離運営させる理由の根源は何ですかということ聞いておるんですよ。そういうことはわかりますよ、あなたが言わんでも。

まさにあなたが言われるように、一部の意見に振り回されて、条例を糧に短絡的に執行する、無為無策じゃない、無知無策じゃありませんか、そういうことであれば。あなたの姿勢がないからこういうことになる、むしろ。一部の意見に振り回されるんですよ。そうじゃないですか。私はそう思いますよ。それでね、地域交流館がこの長信町政の強制退去措置によりまして、新たに事務所を求めなければなりません。その費用は総額280万円余です。これはさらに上回るかもしれません。これは交流館は、ご存知のように10%の手数料ですからないんですよ、その財源は。これ借金を強いられておる。これ行って聞かれたらわかりますよ。近隣の市町村、産直を持っている市町村というのは、まさにこれを育てよう、地域交流館を育てて、まちの活性化のために、まちづくりのためにさらに発展させよう、こういう姿勢がないっちゃうことなんですよ、これを見ても。

しかも、ここでは30名余の町民が働いておられる。まさに中小企業です、これは。ええですか、もともと店がなかった店でありますから、町費で事務所をつくり交流館に貸し与える、これがまさに指定管理者制度の本来の私は建前と思うんですけど、どうですか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） いろいろと御指摘いただいているが、町長を責める功績かもわかりませんが、あそこの交流館を増設してくださいという要望もあったこともしっかりと受けとめて、じゃあやりましょうと。ただし、予算的な措置が大変厳しい時期ですから、交流館増設についてもしっかりと考えさせてくださいということで、進めてきた経緯でもございます。そして、その中において交流館内のトラブルがあった、それはトラブルとして解消していくのが私の務めであろうと。

議員（3番 藤山 巖議員） ちょっとトラブル聞いているんじゃない、よう聞いてくださいよ。私は制度の建前を聞いておるんですよ。

町長（長信 正治君） 制度は、あくまでも交流館は町の施設、いきいき館も町の施設、それを指定管理で渡した。事務所も今回の予算でつくりましょうと言ったら、それは困るという交流館側のたしか指摘がございました。

私は直接交流館の担当者の方と話して、それは困るということでありましたので、それではうちはできませんねという話をして、じゃあ自分たちがつくるということであるから、それは過去にも自分たちでつくった施設があるんじゃないから、それを私がいけませんとは言いませんよと。自分たちの施設をちゃんと作り上げて、自分たちで増設された部分、あるいは事務所として使われた部分等があるから、それは言いません。このたびにつくられるに対して、いくらかかるかは聞いておりませんが、先般見てきましてそれが二百何万円、大変だなと。あれだけで二百何万円もとるなら、中身は私はちょっとわかりませんが、実際に見られて、二百何万円のそれがどうかはわかりません。ただ、言われるように、決して交流館が困らせようという気持ちは私は毛頭ありません。交流館はそれをもっともっと活用してもらえる近隣市町民を含めてほしいという気持ちもあるし、あそこに見えるいきいき館も活用がふえれば、それも交流館の売り上げにアップして、交流館の活性化になるという思いで、そういう形をとらせていただきました。

議員（3番 藤山 巖議員） 議長、ちょっと僕が聞いとるのは全く答弁が違いますよ。議長、いいですか。

議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

議員（3番 藤山 巖議員） それでね、要は指定管理者の制度のことなんです。地方自治法第244条2項では、公の施設の管理を指定管理者に行わせることができると定めておるわけです。公の施設というのは、まさに今この条文であります。住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するための地方公共団体が設ける施設ということなんです。

この公の施設という、これ皆さん方プロだからおわかりだろうが、公共施設とは違うんですね。この庁舎は公共施設なんです。ここでいう「公」というのは、まさにこの住民の福祉を増進する目的と。これには、いわゆる産業振興施設の中に、例えば展示場の施設、見本市の施設、あるいは開放型の研究施設、産業交流センター、それから農産物直売所とか観光案内施設とか、こういうことがある。

何を言いたいかといいますと、これは総務省の行政局にも私確認したんでありますが、いわゆる公の施設とはどういうことか。今本町の地域交流館は、公の施設だからその団体と契約を結んで、指定管理者制度でもって運営をされているわけです。あの展示場はね。それじゃ、そこにある事務所は公の施設かどうなのかということなんです、問題は。

これは総務省の行政局に聞いてみますと、それは一体じゃないでしょうかという意見が、詳細についてははっきりは言いません。向こうもなかなかのもんですから。「詳細については、地元の町とよく研究を、あるいは相談をなさるといいが」と、こういうことなんです。事務所イコール展示場というのは公の施設なんです。それが単に当時町は、当時私がやっておりましたが、民間も地域交流館と契約を結んで、この契約にはそういう施設のことは書いてありませんけども、契約を結んで、この何年度ですか、15年度ですかね、指定管理者制度が生まれたのは、この制度に基づいて、実は締結してあの地域交流館というのを立ち上げたんです。だから、公の施設であれば、この事務所というのは民間の農業団体が建てるっちゃうのはおかしいんです、これは。それは皆さん方最終的なことを考えられたらわかるんです。どうしてこの財産を処分するんですか。この事務所はまさに地域交流館と一体となった公の施設でありますから、地元自治体が建設するのは建前なんです、これは。それを今町長に聞いても全く答弁になってない。でありますから、この運用については、私はもう一度考え直して、このいきいき館の分離独立というのは急ぐことはありませんよ。町長の答弁から急ぐような答弁は一つも返ってこないんだから。私は1年でも繰り上げをして、24年度予算でやっても十分です。そうすれば、地域交流館のほうの周辺のいろんな店も立ち上がってくる。いわゆる経営的といいましょうか、営業的な見通しも何らかのものがつかめる、そういった段階で、それじゃ今まで委託をしとったいきいき館は分離させようじゃないかと、さっき町長説明があった。あの趣旨にのってやってもいいと思うんです。今どき何でここで急がんにやいけんのかと、こんな無姿勢な私は町政があっちゃんならん。ここにも、午前中、あるいは午後にかけて同僚議員がいろいろと説明したのは、ここにあるんですよ、問題は。必要なものは何なのか、必要でないものは何なのか、住民サービスを急がなくちゃいけないものはどういう事業なのか、それを踏み切る特に私が申し上げるが、予算面でそういう指令塔はないじゃありませんか。ここの地域交流館というのは、1日平均800から1,000名、年間で31万もの買い物客の方がおいでいただいたとる。このこれらの買い物客に、さらに喜んでもらうにはどうしたらいいか、まさにこれが私は行政の活性化策のもとだろうと思う。真剣に私は考えてもらいたい。今までの全協、あるいはそのほかの委員会でも私は強調しました。地元の農工高校との連携による特産品開発、あるいは、交流館を拠点とした()がありますこういうところを巡回構想を設けるとか、あるいはあの立派な田布施川の町のシンボル、あの水辺を活用したいいろんなお金をかけんでも私はできる方法がある。このあたり等も考えて、まさに夢のある町政というのを私は町政に取り組んでももらいたい。ちょっと最後に町長。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 先ほど申し上げたとおりであります。交流館を決してそでにしているわけでもない、いきいき館をだめにしとるわけでもなし、両方とも生かした形として急ぐ必要はないと言われますが、時期的に今であるという判断のもとで、これはこちらで進めていくということですので、理解をいただければというふうに思います。

議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。

議員(3番 藤山 巖議員) 事務方の予算編成に基づいて執行しようと、私の考えはありませんよと、こういうようにしかとれません。

では、次に3項目にまいります。これはまさに関連したことですからね、よう町長お聞きになってください。

住宅火災警報器の購入に伴う補助金であります。これは、消防法の改正で平成18年6月から、住宅への火災警報器の設置が義務づけられまして、新築あるいは既存すべての住宅への設置期限が今年の5月31日までとなっております。

昨年12月現在の警報器の普及率であります。本町は田布施町は38%であります。これは、以下は読売新聞の記事であります。全国平均でこれ12月末現在ですよ、全国平均が63.6、県平均が51.8、光広域平均が43.1であります。本町は極めてこの普及率が低調であります。先ほど来から町長は何度となく、安心・安全ということを言われますけれども、まさに私には口先だけの安心・安全としか聞こえません。それで、火災警報器は1個3,000円あります。高齢者が増える昨今、万一の火災拡大を防ぐ意味からも、補助金制度を設けるお考えはないか、お尋ねします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 3点目の御質問であります住宅火災報知機設置について、補助金の要望についてお答えします。火災者の8割は住宅火災で発生し、その住宅火災により亡くなった方の6割が火災の発見のおくれによるもので、その多くは夜間の就熟中に起きています。そのため、平成16年の消防法改正により、すべての住宅に火災報知機の設置を義務づけられたことになり、新築住宅については法で平成18年6月1日から、既存住宅については光地区消防組合火災予防条例において、平成23年6月1日までに設置することとされました。

現在、消防本部及び東消防署において火災報知機の設置促進が呼びかけられています。町といたしましても、今後東消防と連携し、広報等を通じて啓発各種集会行事等での設置促進に取り組むこととしております。

議員からは、本町の推進普及率が低く、設置補助金制度を設けて普及促進を図るべきとの御要望をいただきましたが、確かに日常生活用具給付や火災時要援護者対策の一環として、高齢者や障害者世帯への購入助成を実施されてる自治体もありますが、現在のところすべての住宅に義務化されているものであり、本町では設置助成等は考えておりません。以上です。

議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

議員（3番 藤山 巖議員） その補助金の助成は考えていないと、どう言いますかね、町民のほうに目の向いてない実は答弁であります。実は、私のところにこういうはがきが来てるんです。前文は置きますが、「本来は直接お話をとも思いますが、高齢で身動きすることも不自由な身ですのでお許しください。先日の新聞記事にもありましたが、火災報知機の設置が法律で義務づけられたそうです。その期限がいつなのか覚えておりませんが、近く周防大島町や平生町では報知機を設置する人を対象に補助金を出す制度があるそうです。国が配布した交付金がそうですので、田布施町にも交付されるものなのでしょう。私が気になるのは、高齢者や体の不自由な人が特に火災などの災害にはとても不安でなりません。できれば全額町の補助金で設置していただくのが一番よいのですが、困難であれば一部の個人負担でも仕方ありません。どうか私たち災害弱者のために、火災報知機の補助金で設置できるようお願いしたいと思います」と、こういう町民からのお見せしてるんですよ、これが来ると、こういうはがきが。

それでね、そこで私が本町の場合であります。昨年5月現在の本町にお住まいの75歳以上の二人暮らしの世帯は196世帯、さっきも言いましたが、1個3,000円掛けますと58万8,000円。65歳以上のひとり暮らしの世帯が572世帯、掛け3,000円が171万6,000円、これは1個3,000円の警報器を全額補助した場合であります。65歳以上のおひとり暮らしであれば、171万6,000円。

近隣の自治体が非常に懸案みまますもんですから、私が調べてみますと、光市、対象が65歳以上の低所得者、またはひとり暮らしの世帯で屋外や近隣に強力な光と音を発するタイプ、1個が2万

4,000円のもので、補助金は警報器のほかに消化器、コンロ型の電磁調理器、こういうものも対象にしております。

それから平生町、障害者やひとり暮らしの高齢者で、災害時の要援護者約200世帯だそうですが、これが対象で、警報器のタイプは問わない、いわゆる言わない。どのタイプでもいいと。費用の3分の2でありまして、上限は1万5,000円の上限で補助する、こういうことです。

それから、周防大島町、これははがきにもありましたが、75歳以上の方が住む1,227世帯に、町が購入して現物支給する。タイプは煙が出る電池方式のもので、1個2,000円から3,000円。これ担当に言いますと、これはどうですかって言ったら、何か入札してね、かなり値引きしちよるんですね、これは。それで費用が368万1,000円。これは今月末までには1,227世帯すべてに設置を完了する予定だと。

一つこのいい例が、広島県の三次市、総額4,000万円の予算計上をして、全世帯に補助金を出す。この三次の場合は、警報器の普及率が90%。問題は今から申し上げるところですが、設置済みのが当然あるんですね。設置済みの世帯に対しては、消火器を購入して配る、購入して。これは皆さん方はどのタイプかわかりませんが、800円なんぼから3,000円なんぼぐらいまであるんです。消火器は。だから、多分どのタイプか私知りませんがね、このように各自治体は住民の安全のために、もちろん口先だけじゃないんです。真剣に向き合って対策を行っておるんです。いいですか、いきいき館の分離運営に370万円の出費でしょう。急ぎもせん事業に、ええですか。これを行うのなら、この安全対策の火災警報器の予算に計上しても、十分私は釣りがくるといいたい。いかが、町長お答えください。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 御指摘の補助については、全世帯というような認識のもとで考えておりましたが、現在高齢者の方、あるいは障害者の方等を含めて、本町には消防団等もおられますし、社会福祉教育等を経由して民生委員さん等を通して、その辺をしっかりと把握できながら対応を考えていかなきゃいけないなという認識であります。現在の段階においては、設置補助金、補助等については考えておりませんが、その辺を十分踏まえて消防とも協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

議員（3番 藤山 巖議員） 私は、これはもうまさに高齢者、弱者に対するこの要望に、こういう要望にこたえていくのが行政なんですよ。私の試算でも、さっき申し上げました高齢者いきいき館に370万円、予算はこれよりちょっとオーバーするかな。65歳以上のひとり暮らしで572世帯に設置した場合は、172万円と申しましたね。ええですか、370万円に対して172万円、約200万円実は余るわけですよ。ええですか。そうすると、設置済みが本町は38%、普及率が。38%というと、約1,000円の消火器を配っても220万円、370万円におさまるじゃありませんか、計算したら。だから38%の人はもう設置済みなんだから、これ1,000円の消火器を配りゃいいわけですよ。そこまで言わんと安心・安全ができない町政、情けない、僕に言わせれば。町長、それにちょっと答えて。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 決して安心・安全はそれぞれが大事なことであるし、住んでる人も皆感じることだろうと思います。だから、それは十分わかります。ただ、助成や補助やそういうだけで安心・安全を確保していくという状況ではないと、それぞれの方が十分周知、認識して、その上でどうしてもできない方には、これはやって当たり前だろうというのが私にありましたもんですから、そういうお答えをしております。決して消火器まで補助していくようなことも頭には入れておりませんが、それは予算を補助した場合に、不公平感を防ぐためには、今つけてる人には消火器でも配ってというような御質問だろうと思いますが、そういう状況では私はないと思ってます。

議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

議員（3番 藤山 巖議員） 全く住民のほうに目線がないんですね。それでね、予算編成では古くから予算配分という言葉を使う。今は予算編成でありますかね、これはさっきから言うように急ぐ事業、あるいは必要な事業、将来についての事業等々、いろんな角度から執行官は予算の事業をつけて予算化されるということだろうと思うんですが、まさに本町にはそれを統括する司令塔がないんです、これは。これは、私の経験からでもちょっと例になるかと思って話しますが、1つの番組をつくる制作、番組制作をするのにプロデューサーっちゅうのがおるんですよ。ええですか。これは企画から人事から予算から、すべてを把握して何十名というスタッフを使っていかないと、一つの番組というのはいかないんです、これは。本町にはまさにこの例で言えば、プロデューサー不在、私に言わせれば。まさに執行部から担当課長のそれによる編成じゃありませんか、これは。勝手気ままというか、恣意的といいましょうかね、非常に私は住民にとりましては嘆かわしい。再修正をしてもらいたいぐらい、気持ちがはっきり言って。この町長ちょっと、さっき少し触れましたが、この火災警報器の設置については、どういうお考えですか、最後に教えてください。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 途中で少し申しましたが、どうしても高齢者等、あるいは身障者等ぐらいの状況であれば、十分消防、あるいは民生委員含めて調査の上で対応しなきゃいけないという気持ちは持っております。ただ、あくまでも全世帯に義務づけられたものでありますから、それ等については、あくまでも自分たちの安心・安全、生命は啓発啓蒙をしっかりと、これからも普及に向けて十分やっていきたいというふうに思っております。

議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

議員（3番 藤山 巖議員） 私はね、さっきからも言っとるように全世帯、これにつけなさいということをおっしゃるんじゃないんです。高齢者とか弱者、こういう人っちゅうのはどうしても火事が、いわゆるそこから火が出て「あーあ」ということで、なかなか動けない、対応できないでしょう。そこまで私が言わなくてはいけないというのも情けないんですが、以上をもちまして真剣にこの問題については、ひとつ早急に私はいきいき館の事業を棚上げしてでも、取り組んでもらいたいということをおし上げて、私の質問を終わります。

議長（谷村 善彦議員） 以上で、藤山 巖議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

日程第5．予算審査特別委員会の設置について

議長（谷村 善彦議員） 日程第5、予算審査特別委員会の設置についてを議題にします。

ただいま議題となっております予算審査特別委員会は、議案第5号の予算について審査する必要があるため、議長を除く12名で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査委員会として審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については、12名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、休憩中、直ちに予算審査特別委員会を議員控室のほうで開催して、委員長、副委員長の互選を行い、その結果を御報告願います。再開は、後ほどお知らせいたします。

午後4時01分休憩

午後4時15分再開

議長（谷村 善彦議員） 休憩を取り消し、本会議を再開いたします。

先ほど、休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に石田修一議員、副委員長に清神 清議員が互選されました。

委員長、副委員長恐れ入りますが、前の方をお願いいたします。

それでは、予算審査特別委員会委員長の御挨拶をいただきたいと思います。

予算審査特別委員長（石田 修一議員） 先ほど、予算審査特別委員会が設置され、それに伴いまして委員長、総務文教委員長であります石田、副委員長には経済厚生委員長清神 清議員、2名が拝命されました。

重責ではありますけど、皆さん御協力いただきまして、一生懸命努めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（谷村 善彦議員） 以上で予算審査特別委員会委員長の御挨拶を終わります。

日程第 6 . 議案第 5 号

日程第 7 . 議案第 6 号

日程第 8 . 議案第 7 号

日程第 9 . 議案第 8 号

日程第 10 . 議案第 9 号

日程第 11 . 議案第 10 号

日程第 12 . 議案第 11 号

日程第 13 . 議案第 12 号

日程第 14 . 議案第 13 号

日程第 15 . 議案第 14 号

日程第 16 . 議案第 15 号

日程第 17 . 議案第 16 号

日程第 18 . 議案第 17 号

日程第 19 . 議案第 18 号

日程第 20 . 議案第 19 号

日程第 21 . 議案第 20 号

日程第 22 . 議案第 21 号

日程第 23 . 議案第 22 号

日程第 24 . 議案第 23 号

日程第 25 . 議案第 24 号

議長（谷村 善彦議員） 日程第 6、議案第 5 号平成 23 年度田布施町一般会計予算議定についてから日程第 25、議案第 24 号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまで 20 件を一括議題とします。議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

町長（長信 正治君） それでは、本日御提案申し上げます、平成 23 年度当初予算並びに平成 22 年度補正予算、その他の諸案件につきまして、御説明を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、初めに、平成 23 年度へ向けた行財政運営と直面する重要課題について所信の一端を申し上げ、議員の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、現在の日本経済は、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、景気の持ち直しに向けた動きがあり、足踏み状態を脱しつつあるとみられておりますが、最近の中東産油国などにおける政治情勢の緊迫化を受け、先行き懸念が急速に広がっております。

また、国政におきましても、いわゆる「ねじれ国会」の中で、混迷が深まっており、新年度予算は衆議院を通過したものの、重要案件の行方は予断を許さない状況になっております。

平成23年度の町政運営に当たりましては、このような不透明な状況の中で、情報を的確に把握しつつ、町民生活の維持、向上、将来への発展、そして、「住みよさ県一のまちづくり」に向けて、堅実かつ積極的な行政運営を進めていかなければならないと、思いを新たにしているところでございます。折しも、本年度は、「第5次田布施町総合計画」の初年度であり、計画に掲げた政策の課題に財源見通しを立てながら、取り組んでいく決意であります。そうした中で、平成23年度の町政運営の重点事項等について、御説明いたします。

まず、第1点は、「農業基盤整備の推進」であります。農業の基盤整備は、食糧自給率向上の観点からも重要な課題でありますので、引き続き「国営緊急農地再編整備事業」を推進してまいりたいと考えております。

2点目は、「公共施設の耐震化の推進」であります。

平成23年度には、麻郷小学校の屋内運動場、校舎棟の改築及び現校舎等の解体工事を行うこととしており、今後も耐震化を推進していく所存であります。

3点目は、「当面する課題等への迅速な対応」であります。

一昨年度から、国は、公共事業などの地域活性化を柱とした経済対策を推進しており、本町においても、それに対応した事業を実施してまいりました。本年度についても、そうした際に迅速な対応が取れるよう、事業の洗い出しや情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

また、本年10月には、山口県で48年ぶりの開催となる「おいでませ！山口国体」が開催され、本町は、デモンストレーション行事であるゲートボールの会場となっております。山口県と田布施町をPRする絶好の機会であると同時に、私は町民の健康増進を図る上で、体育振興は非常に重要な施策であると考えておりますので、十分な準備をして開催日を迎えたいと考えております。

それでは、提出議案について、御説明申し上げます。

議案第5号は、田布施町一般会計当初予算であります。

予算総額は、54億8,900万円で、前年度の当初予算に比べて6.9%、4億8,000万円の減額となっております。

まず、歳入について主なものを説明します。

町税については、法人町民税は企業収益の回復による増収見込みとしていますが、個人町民税は、所得の改善が見通せない状況にあり、減収見込みとしたため、前年度当初予算に比べ、390万2,000円の減となる16億6,601万8,000円を計上しております。

地方譲与税や各種交付金につきましては、国の計画や実績等により、全体ではやや増加と見込んでおります。

地方交付税は、地域活性化や雇用対策の経費が加算されることになったものの、法人税割が伸びる見込みであることから、前年度に比べ1,000万円の減額となる18億円を計上しております。

国庫支出金は、子ども手当が増額となりましたが、麻郷小学校の改築工事が減となったため、前年度に比べ445万6,000円の減額となる5億7,724万1,000円を計上しております。

県支出金は、地球温暖化対策に係る県の基金事業の完了等により、前年度に比べ778万2,000円の減となる3億9,674万2,000円を計上しております。

繰入金につきましては、麻郷小学校の改築事業のための公共施設整備基金、不登校支援員に伴う地域活性化基金から繰り入れにより増額となっており、計上額は3,060万円であります。

町債につきましては、麻郷小学校改築事業等の教育債が大幅減となり、前年度に比べ41.6%、3億9,650万円の減となる5億5,740万円を計上しております。そのうち、地方交付税の振りかえである臨時財政対策債は3億9,000万円で、前年度より2,500万円の減額であります。

次に、歳出について主なものを説明します。

議会費は、前年度対比で47.1%、3,180万1,000円の増額となっております。これは、議員年金の支給見直しに伴い共済費の増と、緊急雇用創出事業を活用した議事録データ作成委託事業

によるもので、予算計上額は9,926万7,000円であります。

総務費は、6億8,295万1,000円の計上で、前年度に比べ1,922万5,000円の減額となっています。これは、総務管理費の庁舎整備工事や統計調査費等の減によるものです。

民生費は、児童福祉費の保育所耐震補強整備事業費が減額となったものの、社会福祉費の障害者自立支援事業費や児童福祉費の子ども手当等の増額により、前年度に比べ1,462万8,000円の増額となる16億9,833万5,000円を計上しております。

衛生費は、保健衛生費の子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種事業等により、昨年度に比べ1,248万9,000円の増額となる4億6,420万6,000円を計上しています。

農林水産業費は、1億7,040万3,000円の計上で、本年度、新たに国庫補助事業として、尾津漁港海岸保全事業費5,000万円を計上しております。

土木費は、雨水対策事業等で都市計画費が増となった反面、県事業負担金や道路橋梁費の町道改良事業の減により、前年度に比べ1,301万8,000円の減額となりました。予算計上額は、4億5,819万4,000円であります。

教育費は、前年度に比べ35.4%、4億2,963万9,000円の大幅減となる7億8,255万9,000円を計上しております。これは、継続事業である麻郷小学校改築事業費の減によるもので、議案第6号から議案第9号までは、特別会計の当初予算であります。

まず、国民健康保険特別会計は、一般被保険者に係る療養給付費や保険財政共同安定化事業の拠出金等の増額が見込まれるため、前年度に比べて8.0%、1億3,188万8,000円の増額となる17億8,421万5,000円を計上しております。

下水道事業特別会計は、昨年度に比べ2,883万7,000円の増額となる7億3,412万2,000円を計上しており、本年度は、八和田地区、石迫地区等の整備を予定しております。

介護保険特別会計は、居宅介護や施設介護のサービス給付について増額が見込まれるため、前年度に比べて4,402万1,000円の増額となる11億911万8,000円を計上しております。

後期高齢者医療特別会計は、保険料の減により、昨年度に比べ663万8,000円減額となる2億33万6,000円を計上しております。

議案第10号から議案第15号までは、平成22年度の各会計に係る補正予算に関するものであり、歳入財源の確定見込み、及び各事業の最終見込みにより、所要の補正を行うものであります。

まず、議案第10号は、一般会計補正予算であり、1,775万8,000円を増額補正し、60億5,000万円とするものであります。

なお、国の補正予算に計上されている「住民生活に光をそそぐ交付金」事業につきましては、2月補正予算に計上したところですが、このたび、追加配分されることになり、関係事業費を教育費に計上しております。

まず歳入ですが、町税は法人町民税を3,000万円、増額見込みとしております。

国庫支出金は、事業の精算や科目の組み替え等により、245万4,000円の減額補正となっておりますが、「住民生活に光をそそぐ交付金」として、823万6,000円を追加計上しております。

県支出金は、事業費の確定や見込みによる737万1,000円の減額補正としております。

繰入金の448万円の増額は、老人医療特別会計の廃止に伴う特別会計繰入金を追加計上したものです。

町債の800万円の減額についても、事業費の確定や見込みによるものであります。

次に、歳出ですが、総務費は、税収の増等により、財政基金、減債基金、公共施設整備基金に合わせて4,992万2,000円の積立金を計上したことから、全体で5,098万2,000円の増額補正としております。

民生費は、子ども手当などの事業費の見込み等により、2,276万5,000円の減額補正とするものです。

農林水産事業費は1,446万5,000円の減額であり、県事業負担金や治山事業費等の事業費見込みによるものです。

土木費は、県事業負担金や道路整備事業費等の見込みによる、4,048万1,000円の減額補正としております。

教育費は、麻郷小学校校舎棟の改築経費として、国の予算枠の変更等により3,831万3,000円の増額となっております。

次に、国の補正に伴う「住民生活に光をそそぐ交付金」事業につきましては、学校図書購入経費として、小学校費に250万円、同じく中学校に45万円を計上したほか、社会教育費には、図書館の蔵書購入経費と郷土館資料の保存経費として220万円を計上し、総額で515万円を計上しております。以上、教育費全体では4,458万8,000円の増額補正とするものです。

なお、一般会計において、継続費と繰越明許費を計上しておりますので、御説明いたします。

まず、継続費であります。麻郷小学校校舎改築事業につきましては、継続費総額を7億8,590万5,000円から6億7,540万6,000円に減額するものであります。主な理由は、入札による事業費の減であります。また、先ほど御説明申し上げましたとおり、国の予算枠の変更等により、平成22年度予算を増額する必要が生じたため、年割額について変更しております。なお、平成22年度の年割額のうち、4億3,451万1,000円については平成23年度へ、遞次、繰り越す見込みとしております。

次に、繰越明許費は、食料自給率向上・産地再生緊急対策事業1億917万2,000円、保育所耐震補強・施設整備事業が4,388万6,000円、国の補正予算による「きめ細かな交付金」によるものが10事業、8,528万6,000円、「住民生活に光をそそぐ交付金」によるものが6事業、1,279万2,000円のほか、全体で21事業、2億7,882万6,000円を計上しております。

議案第11号から議案第15号までは、特別会計に関するもので、いずれも事業内容の確定又は見込額に伴い、所要の補正を行うものであります。

以上が、予算関連についてであり、引き続き、条例その他の案件について御説明いたします。

まず、議案第16号は、「町長等の給与等の特例に関する条例」の一部を改正する条例であります。

本案は、町特別職報酬等審議会の答申を尊重して、町長、副町長及び教育長の給与について、平成18年度から継続し実施してきた給与抑制措置を、近隣市町の抑制措置に合わせて変更しようとするものであり、削減内容は、町長の給料月額を15%、副町長及び教育長の給料月額を10%削減するもので、削減額は合わせて、349万円となります。

議案第17号は、田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、地方公務員法第25条第2項の規定により、職員の給与から控除できる規定を整理するものであります。

議案第18号は、田布施町防災会議条例の一部を改正する条例で、法改正に伴う所掌事務の見直し及び防災会議委員の規定を整理するものであります。

議案第19号及び議案第20号は、これまで複合施設として設置してきた、「ふれあいプラザ田布施」を2つの公の施設として、それぞれ設置及び管理することに伴い、「田布施町高齢者いきいき館」及び「田布施町地域交流館」の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

議案第21号は、田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例であります。本案は、議案第19号附則で規定する「ふれあいプラザ田布施の設置及び管理に関する条例」の廃止に伴う規定の整理を行うとともに、新たに3つの公民館分館に関する使用料の規定を追加しようとするものであります。

議案第22号は、「田布施町基本構想の策定について」であります。本案は、本町の将来像やこれ

を実現するための今後10年の重点施策を示す基本構想であります。

本町は、平成12年度に「第4次田布施町総合計画」を策定し、平成22年度を目標年次として、この構想に基づき各種施策を実施してまいりました。しかしながら、少子高齢化の進行、経済の急激な減速、環境意識の高まり、加速する情報化、さらに地方分権改革の進展など、本町を取り巻く社会環境は、大きく変化しております。

このような中で、こうした社会構造の変化を的確にとらえ、時代に対応できるまちづくりと行政運営の方向性を示し、計画的に施策を進めていくため、平成23年度から32年度までの10年間を対象とする、新たな総合計画を策定するものであります。

策定に際しましては、まちづくりアンケートを実施するとともに、策定検討委員会を設置し、教育・福祉・産業・環境等の知識又は経験を有した民間の方々から広く御意見や御要望をお伺いました。

その中では、温暖な気候と豊かな自然、地域的な利便性や人と人との温かいつながりなど、居住環境については、一定の評価をいただいております。これは、本町の住みやすさを表しているものと受けとめております。

一方で、若い方からは、就労場所の確保や地域情報化の推進、高齢者の方からは、保健医療サービスの充実といった要望も多くあり、本町の住みよさを更に伸ばしていくためには、新しい時代に対応したまちづくりの仕組みを整えながら、誰もが笑顔で元気に暮らすことができる町の将来を築いていく必要があると考えました。

その結果、「笑顔で元気あふれる、住みよいまち田布施」を目指すべきまちの将来像を設定するとともに、具体的な施策の柱となる6つの基本目標を定め、それぞれの目標に対する方向性を明らかにする基本構想を定めました。

6つの基本目標は、1つ目は「安心・安全なまちづくり」、2つ目に「健やかで思いやりのあるまちづくり」、3つ目に「豊かで活力のあるまちづくり」、4つ目は「快適な生活環境のまちづくり」、5つ目は「元気で心豊かな人が育つまちづくり」、6つ目には「計画の推進に向けて」といたしました。

その上で、新しいまちの将来像を実現するため、基本目標及びその目標を実現するための重点施策を定めたものであります。

議案第23号は、「田布施町基本計画の策定について」であります。

本案は、先の基本構想に基づき、将来像を実現するための各施策の方向性を示したものであり、6つの基本目標については、それぞれ基本的政策を定め、現状と課題を整理するとともに、それに対する具体的に取り組むべき施策を示したものであります。

今後、この基本構想及び基本計画の実現に全力を挙げて取り組んでまいり所存でありますので、議員各位の一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

議案第24号は、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてであります。

本案は、同組合の非常勤職員及び公立学校の学校医等に係る公務災害補償事務を共同処理する団体に、光市を加えるものであります。

以上、本日御提案申し上げました議案20件について、概要を御説明いたしました。詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係者から説明いたします。

よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（谷村 善彦議員） 休憩させていただきます。

午後4時42分休憩

午後4時43分再開

議長（谷村 善彦議員） 再開いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長して午後6時までといたします。

これから質疑を行います。議案第5号、質疑はありませんか。畠中議員。

議員（4番 畠中 孝議員） 予算説明の中で、前年度に比べ4億8,000万円の予算減と説明されたと思うんですが、数字は4億800万円と書いてありますが、4億800万円と書かれておりますが、これはどっちが正しいんですか。

議長（谷村 善彦議員） 町長。

町長（長信 正治君） 4億800万円が正しゅうございます。

議長（谷村 善彦議員） ほかに質疑はありませんか。向井議員。

議員（5番 向井 恒夫議員） 御案内のような全議員が加わってこの午後の議案については対応しようということで決まりましたが、どうぞひとつ参与の方に特にお願いを申しあげておきます。

まず、順序不同ですが、子ども手当、それから保育園の委託料、農業費のほか場整備関係、下水道の繰出金、光消防の関連予算、学校整備費等、2、4、6事案につきましては、参考資料を審査の際につくってもらいたい。つくって、ただこの予算書の備考欄だけがわかりませんから、参与の方はそれぞれ詳細とまではいきませんが、予算を割りつけた理由、そういうものをせつかく私どもにわかるように、資料をつくって出してください。そこをお願いいたします。

議長（谷村 善彦議員） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第6号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第7号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第8号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第9号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第10号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第11号、質疑ありませんか。国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 詳しくは委員会の方でお尋ねをいたしますが、国保税を値上げをしたら結果的に基金積立金ができたとということですか。

議長（谷村 善彦議員） 重森課長。

健康保険課長（重森 陽君） 税率改正だけでなく、各国庫負担金及び前期高齢者交付金等の増額等もございまして。その辺で基金の方に積み立てが余裕ができたということでございます。

議長（谷村 善彦議員） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

議案第12号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第13号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第14号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第15号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第16号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第17号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第18号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第19号、質疑はありませんか。藤山議員。

議員（3番 藤山 巖議員） これ、先ほど一般質問でも申し上げましたが、これは条例であります。で、条例をつくるに当たっては、先ほど町長からの答弁もありましたが、高齢者が交流する場として使用していきたいんだと、こういう説明がありました。実際どういう運営を運用なさるのか、具体的に、しかもそれは新規なのか、今まで環境センター等でやっておった、あるいはそのほかでやっておった、にわかづくりのこの条例があったために持ってきてやるように私は聞こえたもんですから、ひとつ詳細な運用の資料を、運営の資料を提出を求めておきます。

議長（谷村 善彦議員） 資料を求めるだけでよろしゅうございますか。回答は要りませんか。

議員（3番 藤山 巖議員） 資料の提出で私はよろしいですから。

議長（谷村 善彦議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第20号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第21号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第22号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第23号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第24号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩といたします。なお、休憩中に、総務文教委員会と経済厚生委員会をそれぞれ開催していただきまして、連合審査についての件をご協議願いたいと思います。総務文教委員会は議員控室、経済厚生委員会は第2委員会室へ御参集ください。再開は後ほどお知らせします。

午後4時52分休憩

議長（谷村 善彦議員） 今、休憩中ですが、けさほど、向井議員から2月28日の臨時会において議会広報広聴調査特別委員会の設置の議決がなされていないという発言ですが、いろいろ調査しまして、地方自治法第110条第4項ただし書きによりまして、今までどおり、過去もそのようにやっているといると思うんですけど、特別に設置をする必要はなかったかと思います。そのように理解していただきたいと思いますが。

過去も、高川議長のときも向井議長のときも最初に設置されればその後の委員の交代はありまして、委員会の改めての設置というのはなかったように思います。高川議長、どうですかね。

議員（7番 高川 喜彦議員） それを設けたのは、設けたというふうに議会広報を終了するまでということで設置されておられると思うんです。だから、議会広報を発行しないということに決めたら別ですけど、そうじゃないんで、中断はしてませんから。局長、そのところはちょっと、私は今記憶だけで言っているんでどうぞ。

議会事務局長（岡本 正君） はいそうです。

議長（谷村 善彦議員） 向井議員。

議員（5番 向井 恒夫議員） 私が発議をいたしました関係で、別に谷村議長をどうこうという考えを持ってございません。ただお手本に、このお手本に特別委員会の設置は議会の議決が必要だというのを書いてあるんです。明確に書いてあるんです。だから、議事録を見せてくれということで、私は局長に申しましたところ、ただいま整理の段階でということで、次第書をいただきました。議長が言う次第書というのは局長がつくるわけですから、私がしっかりせえと言うたのは、そういう議長と局長との関係においてその判断を誤ったらいけないから、議会の議決を必要だというお手本がここにあるから、それで申し上げたところ、今調べられましたら、今度は自治法の方で、これは「である規定」なんです、大体。だから、一たん選挙で当選をして議員になったら、その任期4年間は特別委員会の設置はしなくてもいいというのが地方自治法に載っておるようです。

それは、何の事実があっても法律ですから、私が理屈をつけてもそうじゃないということは私は申し上げませんが、私の発議した理由は、このお手本に従って申し上げているところであります。

設置することが別に邪魔になるとは思ってはおりませんが、議長をして、局長がその必要性がないということであれば、私は一応発声したわけですから、これ取り消すわけにはいきませんから、一応あったということで議事録に載せておいていただきたいと存じます。以上です。

議長（谷村 善彦議員） はい、わかりました。

午後5時8分再開

議長（谷村 善彦議員） 休憩を取り消し、本会議を再開いたします。

ただいま、議題となっております議案第5号から議案第24号までの20件は会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布の議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議長（谷村 善彦議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

（ベル）

午後5時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

議事日程(第2号)

平成23年3月22日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第5号
平成23年度田布施町一般会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第3 議案第6号
平成23年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第4 議案第7号
平成23年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第5 議案第8号
平成23年度田布施町介護保険特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第6 議案第9号
平成23年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第7 議案第10号
平成22年度田布施町一般会計補正予算(第5号)議定について(委員長報告)
- 日程第8 議案第11号
平成22年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第9 議案第12号
平成22年度田布施町老人医療特別会計補正予算(第1号)議定について
(委員長報告)
- 日程第10 議案第13号
平成22年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第11 議案第14号
平成22年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第12 議案第15号
平成22年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について
(委員長報告)
- 日程第13 議案第16号
町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第14 議案第17号
田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第15 議案第18号
田布施町防災会議条例の一部を改正する条例(委員長報告)

- 日程第 1 6 議案第 1 9 号
田布施町高齢者いきいき館の設置及び管理に関する条例（委員長報告）
- 日程第 1 7 議案第 2 0 号
田布施町地域交流館の設置及び管理に関する条例（委員長報告）
- 日程第 1 8 議案第 2 1 号
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 1 9 議案第 2 2 号
田布施町基本構想の策定について（委員長報告）
- 日程第 2 0 議案第 2 3 号
田布施町基本計画の策定について（委員長報告）
- 日程第 2 1 議案第 2 4 号
山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
（委員長報告）
- 日程第 2 2 議案第 2 5 号
副町長の選任について
- 日程第 2 3 議案第 2 6 号
情報公開審査会委員の委嘱について
- 日程第 2 4 議案第 2 7 号
個人情報保護審査会委員の委嘱について
- 日程第 2 5 議案第 2 8 号
平成 2 2 年度田布施町一般会計補正予算（第 6 号）議定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 5 号
平成 2 3 年度田布施町一般会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第 3 議案第 6 号
平成 2 3 年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第 4 議案第 7 号
平成 2 3 年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 8 号
平成 2 3 年度田布施町介護保険特別会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 9 号
平成 2 3 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 1 0 号
平成 2 2 年度田布施町一般会計補正予算（第 5 号）議定について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 1 1 号
平成 2 2 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 1 2 号
平成 2 2 年度田布施町老人医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について

- (委員長報告)
- 日程第10 議案第13号
平成22年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第11 議案第14号
平成22年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第12 議案第15号
平成22年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について
(委員長報告)
- 日程第13 議案第16号
町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第14 議案第17号
田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第15 議案第18号
田布施町防災会議条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第16 議案第19号
田布施町高齢者いきいき館の設置及び管理に関する条例(委員長報告)
- 日程第17 議案第20号
田布施町地域交流館の設置及び管理に関する条例(委員長報告)
- 日程第18 議案第21号
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第19 議案第22号
田布施町基本構想の策定について(委員長報告)
- 日程第20 議案第23号
田布施町基本計画の策定について(委員長報告)
- 日程第21 議案第24号
山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
(委員長報告)
- 日程第22 議案第25号
副町長の選任について
- 日程第23 議案第26号
情報公開審査会委員の委嘱について
- 日程第24 議案第27号
個人情報保護審査会委員の委嘱について
- 日程第25 議案第28号
平成22年度田布施町一般会計補正予算(第6号)議定について

出席議員（13名）

1番	林山 健二議員	2番	西本 敦夫議員
3番	藤山 巖議員	4番	畠中 孝議員
5番	向井 恒夫議員	6番	国永美恵子議員
7番	高川 喜彦議員	8番	清神 清議員
9番	木本 睦博議員	10番	河内 賀寿議員
11番	岡崎南海子議員	12番	石田 修一議員
13番	谷村 善彦議員		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	岡本 正君	書記	棟安 泰弘君
		書記	岸井 孝之君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副町長	富田 辰也君
教育長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	猪股 勝美君	税務課長	西本 浩二君
町民福祉課長	田縁 和明君	建設課長	川添 俊樹君
経済課長	落合 祥二君	健康保険課長	重森 陽君
学校教育課長	田中 章君	社会教育課長	岡本 憲一君
会計室長	西本 重貴君	収納対策室長	藤井 正彦君

午前9時00分開議

（ベル）

議長（谷村 善彦議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

. .

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（谷村 善彦議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、藤山 巖議員、畠中 孝議員を指名します。

日程第 2 . 議案第 5 号

日程第 3 . 議案第 6 号

日程第 4 . 議案第 7 号

日程第 5 . 議案第 8 号

日程第 6 . 議案第 9 号

日程第 7 . 議案第 10 号

日程第 8 . 議案第 11 号

日程第 9 . 議案第 12 号

日程第 10 . 議案第 13 号

日程第 11 . 議案第 14 号

日程第 12 . 議案第 15 号

日程第 13 . 議案第 16 号

日程第 14 . 議案第 17 号

日程第 15 . 議案第 18 号

日程第 16 . 議案第 19 号

日程第 17 . 議案第 20 号

日程第 18 . 議案第 21 号

日程第 19 . 議案第 22 号

日程第 20 . 議案第 23 号

日程第 21 . 議案第 24 号

議長（谷村 善彦議員） 日程第 2、議案第 5 号平成 23 年度田布施町一般会計予算議定についてから日程第 21、議案第 24 号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまで、20 件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長（石田 修一議員） 予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る 3 月 9 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 5 号について、3 月 11 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

議長（谷村 善彦議員） 次に、石田総務文教委員長。

総務文教委員長（石田 修一議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る 3 月 9 日本会議において、当委員会に付託されました議案第 10 号、議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 18 号、議案第 21 号、議案第 22 号、議案第 23 号及び議案第 24 号の議案 8 件について、3 月 17 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案 8 件については執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第 21 号につきましては、賛成多数で可決すべきものと、残り 7 件につきましては、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

議長（谷村 善彦議員） 次に、清神経済厚生委員長。

経済厚生委員長（清神 清議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において、当委員会に付託されました議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第19号及び議案第20号の議案11件について、3月16日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案11件について執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書とおり、いずれも全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

議長（谷村 善彦議員） これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第5号から議案第15号まで、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第16号から議案第21号まで、討論はありませんか。藤山議員。

議員（3番 藤山 巖議員） 議案第19号に対しての反対討論をいたしたいと思えます。

私は、議案第19号田布施町高齢者いきいき館の設置及び管理に関する条例に反対いたしまして、意見を述べてみたいと存じます。本条例は、現在、田布施地域交流館が町から委託され運営している高齢者いきいき館の運営を引き離して、独立運営するがための条例であります。

このことによりまして本町では、平成23年度当初予算に370万円余りの経費を計上し、24年度以降は毎年度213万円余りの予算計上を余儀なくされます。しかも、独立後の高齢者いきいき館の事業計画では、今の年中無休開館の使用から週5日の開館となり、土曜日曜日は休館となります。事業内容も新規事業は少なく、あいまいもここで既存事業の異常に少ない大ざっぱ計画であります。

現在の委託運営は、格段の支障もないどころか、財政や住民サービス面などから、極めて的を射た行政運営と言えます。にもかかわらず、一部住民の苦情対応策として、急場しのぎに設置しようとする拙速な本条例は、昨今の本町の行財政改革に伴う行政の省力化に逆行する措置と言わざるを得ません。よって、田布施町高齢者いきいき館の設置及び管理に関する条例に強く反対するものであります。議員各位におかれましては、良識ある判断で御賛同いただけますよう伏してお願いを申し上げます。

議長（谷村 善彦議員） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第22号から議案第24号まで、討論はありませんか。岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） 私は、議案第23号田布施町基本計画についての反対意見を述べます。68ページに、4番文化施設の整備として、1、岸、佐藤記念館を建てることを検討しますという文章がありますが、これに対して意見を述べます。御賛同をよろしくお願いします。

「岸、佐藤」の理由は、「岸、佐藤」の過去の栄光を七光的に利用する政治家の存在は町民を不幸にします。記念館づくりはこの傾向に拍車をかけて、町民の不幸を大きくします。

2つ目の理由は、記念館づくりのためのお金が町営住宅を建ててほしく思います。町営住宅は、この基本構想にもありますように、減らす傾向にあります。むしろふやさなければいけない状況にあると思います。逆行していると思います。

以上のような理由で、議案第23号、文化施設の整備の1、岸、佐藤記念館を建てることを検討に反対します。御賛同をよろしくお願いします。終わります。

議長（谷村 善彦議員） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第5号平成23年度田布施町一般会計予算議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（谷村 善彦議員） 起立多数です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成23年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定についてから、議案第15号平成22年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についてまで、10件を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（谷村 善彦議員） 起立多数です。したがって、議案第6号から議案第15まで10件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例から議案第18号田布施町防災会議条例の一部を改正する条例まで、3件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第16号から議案第18号まで3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号田布施町高齢者いきいき館の設置及び管理に関する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（谷村 善彦議員） 起立多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号田布施町地域交流館の設置及び管理に関する条例及び議案第21号田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の2件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第20号及び議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号田布施町基本構想の策定について及び議案第23号田布施町基本計画の策定についての2件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（谷村 善彦議員） 起立多数です。したがって、議案第22号及び議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを採決します。

議案第24号に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22．議案第25号

日程第23．議案第26号

日程第24．議案第27号

日程第25．議案第28号

議長（谷村 善彦議員） 次に、日程第22、議案第25号副町長の選任についてから日程第25、議案第28号平成22年度田布施町一般会計補正予算（第6号）議定についてまで、4件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

町長（長信 正治君） それでは、本日上程されました議案の概要について、御説明申し上げます。

議案第25号から議案第27号までは、人事案件に関するものであり、議案第28号は、今回の東北地方太平洋沖地震に伴い、急遽補正する必要が生じたことによる平成22年度一般会計補正予算であります。

まず、議案第25号は副町長の選任であります。本案は、副町長富田辰也氏の任期が本年3月末をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

富田氏は、昭和47年4月に田布施町職員として採用され、経済課長、税務課長、民生課長、総務課長の要職を歴任後、平成19年4月から副町長をお願いしておりました。同氏は、人望も厚く、本町の行政に最も精通していることから、副町長として最適任と考え、御提案するものであります。

議案第26号は、情報公開審査会委員の委嘱についてであります。本案は、田布施町情報公開審査会委員5人の任期が、本年3月末をもって満了することに伴い、引き続き中坪清氏、南一成氏、岡村明美氏、藪本知二氏、塩田和子氏の5名を引き続き同審査会委員として委嘱することについて、田布施町情報公開条例第14条第4項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第27号は、個人情報保護審査会委員の委嘱についてであります。本案は、情報公開制度と個人情報保護制度は密接な関係があることから、前回同様、先に御説明しました情報公開審査会委員を個人情報保護審査会委員に委嘱したいと考えており、田布施町個人情報保護条例第24条第4項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第28号は、一般会計補正予算であります。本案は、去る3月11日に三陸沖で発生した観測史上最大となる東北地方太平洋沖地震に伴い、被災者の皆さんを支援するため、義援金として、300万円を送金するため予算計上するものであります。本町といたしましても、被災者の皆さんへの義援金及び物資の対応など、できる限り協力をさせていただきたいと考えております。

以上、本日御提案申し上げました議案4件について概要を説明しましたので、よろしく御審議を賜り、議決及び同意いただきますようお願いを申し上げます。以上です。

議長（谷村 善彦議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第25号は質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第26号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第27号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第28号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第25号、議案第26号、議案第27号及び議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号、議案第26号、議案第27号及び議案第28号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は4件を一括して行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

ここで暫時休憩します。

午前9時25分休憩

.....
午前9時25分再開

議長（谷村 善彦議員） 休憩前の会議を再開します。

これから議案第25号副町長の選任についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに同意の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩します。

午前9時26分休憩

.....
午前9時27分再開

議長（谷村 善彦議員） 休憩前の会議を再開します。

次に、議案第26号情報公開審査会委員の委嘱について及び議案第27号個人情報保護審査会委員の委嘱についての2件を一括採決します。

本件は、原案のとおり決定することに同意の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第26号及び議案第27号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第28号平成22年度田布施町一般会計補正予算（第6号）議定についてを採決します。

本件は、これに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

・

議長（谷村 善彦議員） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

以上で会議を終わります。

平成23年第3回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前9時29分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員